

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
土工	1	第2条 請負者からの提案・協議により、 <b>地盤改良工、付帯構造物設置工、法面工及び作業土工(床掘)</b> にICT施工技術を活用する場合は、それぞれ実施要領及び積算要領を参照すること。	土工	1	第2条 請負者からの提案・協議により、 <b>土工以外の工種</b> にICT施工技術を活用する場合は、それぞれ実施要領及び積算要領を参照すること。	
	1	第3条 ICT施工技術の具体的内容 ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。 ① 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、 <b>下記1)～8)</b> から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) TS等光波方式を用いた起工測量 4) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 5) RTK-GNSSを用いた起工測量 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量		1	第3条 ICT施工技術の具体的内容 ICT施工技術の具体的内容については、 <b>以下の①～⑤によるものとし、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。</b> <b>関連要領等:</b> <a href="https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html">https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html</a> ① 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、 <b>以下1)～7)</b> から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) <b>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</b> 4) <b>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</b> 5) TS等光波方式を用いた起工測量 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 7) RTK-GNSSを用いた起工測量  <b>【メモ】河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた起工測量」も適宜追加する。</b>	
	1	② 3次元設計データ作成等 (1) 3次元設計データ作成 発注者が貸与する発注図データを用いて、 <b>ICT施工技術を活用した</b> 出来形管理等を行うための3次元設計データを作成する。なお、3次元起工測量を実施した場合は、計測結果を反映した3次元設計データとして作成すること。		2	② 3次元設計データ作成等 (1) 3次元設計データ作成 発注者が貸与する発注図データを用いて、 <b>ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理等</b> を行うための3次元設計データを作成する。なお、3次元起工測量を実施した場合は、計測結果を反映した3次元設計データとして作成すること。	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
土工	2	<p>③ ICT建設機械による施工 3次元設計データを用い、下記1)により施工を実施する。 ただし、砂防工事など施工現場の環境条件により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。</p> <p>1) 3次元MC又は3次元MG建設機械 ※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称</p>	土工	2	<p>③ ICT建設機械による施工 3次元設計データを用い、以下に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。</p> <p>なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和5年3月31日 国土交通省告示第250号)付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。</p> <p>1) 3次元MC又は3次元MG建設機械 ※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、締固め、掘削、法面整形を実施する。</p> <p>但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとする。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
土工	2	<p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>工事の施工管理において、下記(1)、(2)に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理</p> <p>下記1)～12)から選択(複数以上可)して、出来形管理を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>3) TS等光波方式を用いた出来形管理</li> <li>4) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理</li> <li>5) RTK-GNSSを用いた出来形管理</li> <li>6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>8) 施工履歴データを用いた出来形管理(河床掘削)</li> <li>9) 施工履歴データを用いた出来形管理(地盤改良工)</li> <li>10) 施工履歴データを用いた出来形管理(土工)</li> <li>11) 地上写真測量を用いた出来形管理</li> <li>12) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</li> </ol>	土工	2 3	<p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>工事の施工管理において、以下(1)、(2)に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理</p> <p><b>【土工数量 1,000 m<sup>3</sup>以上の場合】</b></p> <p>出来形管理にあたっては、出来形管理図表(ヒートマップ)を作成し、出来形の良否を判定する管理手法(面管理)とし、以下1)～4)から選択(複数選択可)して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m<sup>2</sup>以上の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。</p> <p>また、土工における出来形管理にあたっては、以下1)～4)を原則とするが、現場条件等により以下5)～8)の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。(ただし、以下5)～8)の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>5) TS等光波方式を用いた出来形管理</li> <li>6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理</li> <li>7) RTK-GNSSを用いた出来形管理</li> <li>8) 施工履歴データを用いた出来形管理(河床掘削)</li> </ol> <p><b>【メモ】</b>河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた出来形管理」も適宜追加する</p> <p>なお、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもよい。</p> <p><b>【土工数量 1,000 m<sup>3</sup>未満の場合】</b></p> <p>出来形管理にあたっては、上記の5)～8)による出来形管理を実施するものとする。なお、監督員と協議のうえ上記1)～4)の他、以下9) 10)による出来形管理を実施してもよい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>9) モバイル端末を用いた出来形管理</li> <li>10) 地上写真測量を用いた出来形管理</li> </ol>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
土工	2	<p>(2) 品質管理                      下記1)を用いた品質管理を行うものとする。                      1) TS・GNSSを用いた締固め回数管                      ただし、土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、適用しなくてもよい。</p>	土工	3	<p>(2) 品質管理                      品質管理にあたっては、請負者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理(締固め度)について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。                      なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わること、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。                      土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督員と協議の上、TS・GNSSを用いた締固め回数管理を適用しなくてもよい。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																																																																																												
土工	3	<p style="text-align: center;">＜表-1 ICT施工技術と適用工種＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">段階</th> <th rowspan="2">技術名</th> <th rowspan="2">対象作業</th> <th rowspan="2">建設機械</th> <th colspan="2">適用</th> <th rowspan="2">監督・検査 施工管理</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>新設</th> <th>修繕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">3次元起 工測量/ 3次元出 来形管理 等施工管 理</td> <td>空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測 出来形管理</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,2,26,27,28</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>地上レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測 出来形管理</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,3,29</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>TS等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測 出来形管理</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,6</td> <td>土工 河床等掘削</td> </tr> <tr> <td>TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測 出来形管理</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,7</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>RTK-GNSSを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測 出来形管理</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,8</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測 出来形管理</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,4,26,27</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測 出来形管理</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,5</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>音響測深機器を用いた起工測量</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>10,11</td> <td>河床等掘削</td> </tr> <tr> <td>施工履歴データを用いた出来形管理技術</td> <td>出来形計測 出来形管理</td> <td>ICT 建設機械</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,9,10,12 ,17,18,19,20</td> <td>土工 河床等掘削 地盤改良工</td> </tr> <tr> <td>TS等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(舗装工事編)</td> <td>出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>13,14</td> <td>付帯構造物 護岸工</td> </tr> <tr> <td>TS等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(護岸工事編)</td> <td>出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>15,16</td> <td>護岸工</td> </tr> <tr> <td>3次元計測技術を用いた出来形計測</td> <td>出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>15,21,22</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>地上写真測量を用いた出来形管理</td> <td>出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>25</td> <td>法面工 護岸工</td> </tr> <tr> <td>モバイル端末を用いた出来形管理</td> <td>出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>30</td> <td>土工 (小規模)</td> </tr> <tr> <td>ICT建設機械による施工</td> <td>3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術</td> <td>まきだし 敷き均し 掘削 整形 床掘 地盤改良</td> <td>ICT 建設機械</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3次元出来形管理等の施工管理</td> <td>TS・GNSSによる締固め管理技術</td> <td>締固め回数 管理</td> <td>ICT 建設機械</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>23,24</td> <td>土工</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【凡例】○:適用可能 - :適用外</p>	段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考	新設	修繕	3次元起 工測量/ 3次元出 来形管理 等施工管 理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	1,2,26,27,28	土工	地上レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	1,3,29	土工	TS等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	1,6	土工 河床等掘削	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	1,7	土工	RTK-GNSSを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	1,8	土工	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	1,4,26,27	土工	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	1,5	土工	音響測深機器を用いた起工測量	測量	-	○	○	10,11	河床等掘削	施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測 出来形管理	ICT 建設機械	○	○	1,9,10,12 ,17,18,19,20	土工 河床等掘削 地盤改良工	TS等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(舗装工事編)	出来形計測	-	○	○	13,14	付帯構造物 護岸工	TS等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(護岸工事編)	出来形計測	-	○	○	15,16	護岸工	3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	-	○	○	15,21,22	土工	地上写真測量を用いた出来形管理	出来形計測	-	○	○	25	法面工 護岸工	モバイル端末を用いた出来形管理	出来形計測	-	○	○	30	土工 (小規模)	ICT建設機械による施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術	まきだし 敷き均し 掘削 整形 床掘 地盤改良	ICT 建設機械	○	○	-		3次元出来形管理等の施工管理	TS・GNSSによる締固め管理技術	締固め回数 管理	ICT 建設機械	○	○	23,24	土工	土工	(削除)	
段階	技術名	対象作業					建設機械	適用			監督・検査 施工管理	備考																																																																																																																						
			新設	修繕																																																																																																																														
3次元起 工測量/ 3次元出 来形管理 等施工管 理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	1,2,26,27,28	土工																																																																																																																											
	地上レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	1,3,29	土工																																																																																																																											
	TS等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	1,6	土工 河床等掘削																																																																																																																											
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	1,7	土工																																																																																																																											
	RTK-GNSSを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	1,8	土工																																																																																																																											
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	1,4,26,27	土工																																																																																																																											
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	1,5	土工																																																																																																																											
	音響測深機器を用いた起工測量	測量	-	○	○	10,11	河床等掘削																																																																																																																											
	施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測 出来形管理	ICT 建設機械	○	○	1,9,10,12 ,17,18,19,20	土工 河床等掘削 地盤改良工																																																																																																																											
	TS等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(舗装工事編)	出来形計測	-	○	○	13,14	付帯構造物 護岸工																																																																																																																											
	TS等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(護岸工事編)	出来形計測	-	○	○	15,16	護岸工																																																																																																																											
	3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	-	○	○	15,21,22	土工																																																																																																																											
	地上写真測量を用いた出来形管理	出来形計測	-	○	○	25	法面工 護岸工																																																																																																																											
モバイル端末を用いた出来形管理	出来形計測	-	○	○	30	土工 (小規模)																																																																																																																												
ICT建設機械による施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術	まきだし 敷き均し 掘削 整形 床掘 地盤改良	ICT 建設機械	○	○	-																																																																																																																												
3次元出来形管理等の施工管理	TS・GNSSによる締固め管理技術	締固め回数 管理	ICT 建設機械	○	○	23,24	土工																																																																																																																											

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
土工	4	<p>【要領一覧】(出典の記載がないものの出典は、全て国土交通省である)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編</li> <li>② 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>③ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>④ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑤ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑥ TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑦ TS(ノンブリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑧ RTK-GNSS を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑨ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑩ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編</li> <li>⑪ 音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)</li> <li>⑫ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)</li> <li>⑬ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編</li> <li>⑭ TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)</li> <li>⑮ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編</li> <li>⑯ TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(護岸工事編)(案)</li> <li>⑰ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編</li> <li>⑱ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)</li> <li>⑲ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)・パーチカルドレーン工編</li> <li>⑳ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)</li> <li>㉑ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編</li> <li>㉒ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)</li> <li>㉓ TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領</li> <li>㉔ TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領</li> <li>㉕ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>㉖ 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領</li> <li>㉗ 公共測量における UAV の使用に関する安全基準-国土地理院</li> <li>㉘ UAV を用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院</li> <li>㉙ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院</li> <li>㉚ モバイル端末を用いた3次元計測技術(多点計測技術)</li> </ol>	土工		(削除)	
	5	<p>第4条 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象工事は、<b>下記</b>(1)、(2)に該当する工事とする。 (1) 対象工種 ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける<b>下記</b>の工種(レベル2)とする。</p>		4	<p>第4条 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象工事は、<b>以下</b>(1)、(2)に該当する工事とする。 (1) 対象工種 ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける<b>以下</b>の工種(レベル2)とする。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
土工	5	第5条 ICT活用工事の発注方法 ICT活用工事の発注は、 <b>下記</b> の(1)～(3)によるものとする。	土工	4	第5条 ICT活用工事の発注方法 ICT活用工事の発注は、 <b>以下</b> の(1)～(3)によるものとする。	
	6	第6条 発注方法毎におけるICT施工技術の取り扱い 下記表-2に示すとおりとする。  <表-2 発注方法ごとのICT施工技術の取り扱い>		5	第6条 発注方法毎におけるICT施工技術の取り扱い 下記表-1に示すとおりとする。  <表-1 発注方法ごとのICT施工技術の取り扱い>	
	6	第7条 ICT活用工事実施の推進のための措置 1. 工事成績における加点 ICT活用工事を実施した場合、発注方法に関わらず、創意工夫において評価するものとする 評価に当っては、創意工夫の評価項目として、 <b>下記</b> (1)～(5)に示すICT施工技術のうち、いずれか一つでも実施した場合は、「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、(1)～(5)の技術について、活用した技術毎に評価を加える。		5	第7条 ICT活用工事実施の推進のための措置 1. 工事成績における加点 ICT活用工事を実施した場合、発注方法に関わらず、創意工夫において評価するものとする 評価に当っては、創意工夫の評価項目として、 <b>以下</b> (1)～(5)に示すICT施工技術のうち、いずれか一つでも実施した場合は、「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、(1)～(5)の技術について、活用した技術毎に評価を加える。	
	7	第8条 ICT活用工事の積算方法 1. 下記表-3に示すとおりとする。  <表-3 発注方法ごとの積算の取り扱い>		6	第8条 ICT活用工事の積算方法 1. 下記表-2に示すとおりとする。  <表-2 発注方法ごとの積算の取り扱い>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
土工	7 8	<p>2. 積算方法</p> <p>積算方法は下記(1)、(2)によるほか、「ICT活用工事(土工)積算要領 愛知県」、「ICT活用工事(砂防土工)積算要領 愛知県」及び「ICT活用工事(河床等掘削)積算要領 愛知県」によるものとする。</p> <p>(1) 「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」</p> <p>3次元起工測量、3次元設計データ作成並びに3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、請負者は発注者からの依頼に基づき見積書を提出するものとし、発注者は妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。</p> <p>見積り徴収にあたり、別紙-3「ICTの活用に係る見積書の依頼について」を参考にする</p> <p>こと。</p> <p>(2) 3次元データによる施工計画、若しくは設計図書照査の実施</p> <p>3次元データによる施工計画及び設計図書照査にかかる経費については、間接費に含まれることから別途計上しない。</p> <p>このほか、請負者が、土工以外の工種に関するICT活用について発注者へ提案・協議を行い協議が整った場合、また、土工についてもICT活用に関する具体的な工事内容及び対象範囲の協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、ICT活用施工の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下①～⑫に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p>① ICT活用工事(土工)積算要領 愛知県  ② ICT活用工事(砂防土工)積算要領 愛知県  ③ ICT活用工事(河床等掘削)積算要領 愛知県  ④ ICT活用工事(作業土工(床掘))積算要領 愛知県  ⑤ ICT活用工事(付帯構造物設置工)積算要領 愛知県  ⑥ ICT活用工事(法面工)積算要領 愛知県  ⑦ ICT活用工事(地盤改良工)(安定処理)積算要領 愛知県  ⑧ ICT活用工事(地盤改良工)(中層混合処理)積算要領 愛知県  ⑨ ICT活用工事(地盤改良工)(スラリー攪拌工)積算要領 愛知県  ⑩ ICT活用工事(地盤改良工)(ペーパードレーン工)積算要領 愛知県  ⑪ ICT活用工事(土工 1,000m<sup>3</sup>未満)積算要領 愛知県  ⑫ ICT活用工事(小規模土工)積算要領 愛知県</p>	土工	6 7	<p>2. 積算方法</p> <p>積算方法は以下(1)、(2)によるほか、以下1)～4)に基づく積算を実施するものとする。請負者からICT活用に関する具体的な工事内容及び対象範囲の協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、また、土工以外の工種に関するICT活用について監督員へ提案・協議を行い協議が整った場合、ICT活用の実施に関わる項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下1)～4)に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。</p> <p>(1) 「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」及び「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」</p> <p>3次元起工測量、3次元設計データ作成並びに3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、請負者は発注者からの依頼に基づき見積書を提出するものとし、発注者は妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。</p> <p>見積り徴収にあたり、別紙-3「ICTの活用に係る見積書の依頼について」を参考にする</p> <p>こと。</p> <p>(2) 3次元データによる施工計画、若しくは設計図書照査の実施</p> <p>3次元データによる施工計画及び設計図書照査にかかる経費については、間接費に含まれることから別途計上しない。</p> <p>1) ICT活用工事(土工 1,000m<sup>3</sup>以上)積算要領 愛知県  2) ICT活用工事(土工 1,000m<sup>3</sup>未満)積算要領 愛知県  3) ICT活用工事(砂防土工)積算要領 愛知県  4) ICT活用工事(河床等掘削)積算要領 愛知県</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
土工	8	<p>第9条 ICT活用工事の導入における留意点 請負者が円滑にICT活用工事を導入し、ICT施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。</p> <p>1. 施工管理、監督・検査の対応 ICT活用工事を実施するにあたって、別途定められている施工管理要領、監督検査要領(表-1)に則り、監督・検査を実施するものとする。 監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。</p> <p>2. 3次元設計データの貸与 (1) ICT活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。</p> <p>(2) 発注者は、詳細設計において、ICT活用工事に必要な3次元設計データを作成した場合は、請負者に貸与するほか、ICT活用工事を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に請負者に貸与するものとする。 なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ(グラウンドデータ)を含まない場合、「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費は工事費にて当該工事に変更計上するものとする。</p>	土工	7	<p>第9条 ICT活用工事の導入における留意点 請負者が円滑にICT施工技術を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。</p> <p>1. 施工管理、監督・検査の対応 ICT施工技術の活用を実施するにあたって、別途定められている「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」及び各種「出来形管理の監督・検査要領(案)」に則り、監督・検査を実施するものとする。 監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。</p> <p>2. 3次元設計データの貸与 発注者は、請負者が3次元設計データ作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを請負者に貸与するほか、ICT施工技術を活用する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に請負者に貸与するものとする。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																																																										
土工	11	<p style="text-align: center;"><b>建設ICT活用計画書(土工)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">ICTを活用する 工種・数量</td> <td></td> </tr> <tr> <th>建設生産プロセスの段階</th> <th>作業内容</th> <th>採用する 技術番号 (参考)</th> <th>技術番号・技術名</th> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元起工測量</td> <td></td> <td></td> <td>                     1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量                      2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量                      3 TS等光波方式を用いた起工測量                      4 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量                      5 RTK-GNSSを用いた起工測量                      6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量                      7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量                      8 その他の3次元計測技術を用いた起工測量                      ( )                 </td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成</td> <td></td> <td></td> <td>※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3Dデータによる施工計画、もしくは設計図書照査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5"><input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工</td> <td><input type="checkbox"/> 掘削工</td> <td></td> <td>1 3次元マシンコントロール(ブルドーザ)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 盛土工</td> <td></td> <td>2 3次元マシンコントロール(バックホウ)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 路体盛土工</td> <td></td> <td>3 3次元マシンガイダンス(ブルドーザ)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 路床盛土工</td> <td></td> <td>4 3次元マシンガイダンス(バックホウ)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 法面整形工</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理</td> <td><input type="checkbox"/> 出来形</td> <td></td> <td>                     1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理                      2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理                      3 TS等光波方式を用いた出来形管理                      4 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理                      5 RTK-GNSSを用いた出来形管理                      6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理                      7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理                      8 施工履歴データを用いた出来形管理(河床掘削)                      9 施工履歴データを用いた出来形管理(地盤改良工)                      10 施工履歴データを用いた出来形管理(土工)                      11 地上写真測量を用いた出来形管理                      12 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理                      ( )                 </td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 品質</td> <td></td> <td>1 TS-GNSSによる締固め回数管理</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元データの納品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	ICTを活用する 工種・数量		建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名	<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 TS等光波方式を用いた起工測量 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 5 RTK-GNSSを用いた起工測量 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 8 その他の3次元計測技術を用いた起工測量 ( )	<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合	<input type="checkbox"/> 3Dデータによる施工計画、もしくは設計図書照査				<input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工	<input type="checkbox"/> 掘削工		1 3次元マシンコントロール(ブルドーザ)	<input type="checkbox"/> 盛土工		2 3次元マシンコントロール(バックホウ)	<input type="checkbox"/> 路体盛土工		3 3次元マシンガイダンス(ブルドーザ)	<input type="checkbox"/> 路床盛土工		4 3次元マシンガイダンス(バックホウ)	<input type="checkbox"/> 法面整形工			<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 TS等光波方式を用いた出来形管理 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 5 RTK-GNSSを用いた出来形管理 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 8 施工履歴データを用いた出来形管理(河床掘削) 9 施工履歴データを用いた出来形管理(地盤改良工) 10 施工履歴データを用いた出来形管理(土工) 11 地上写真測量を用いた出来形管理 12 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 ( )	<input type="checkbox"/> 品質		1 TS-GNSSによる締固め回数管理	<input type="checkbox"/> 3次元データの納品				土工	10	<p style="text-align: center;"><b>建設ICT活用計画書(土工)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">ICTを活用する 工種・数量</td> <td></td> </tr> <tr> <th>建設生産プロセスの段階</th> <th>作業内容</th> <th>採用する 技術番号 (参考)</th> <th>技術番号・技術名</th> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元起工測量</td> <td></td> <td></td> <td>                     1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量                      2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量                      3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量                      4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量                      5 TS等光波方式を用いた起工測量                      6 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量                      7 RTK-GNSSを用いた起工測量                 </td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成</td> <td></td> <td></td> <td>※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3Dデータによる施工計画、もしくは設計図書照査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5"><input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工</td> <td><input type="checkbox"/> 掘削工</td> <td></td> <td>1 3次元マシンコントロール(ブルドーザ)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 盛土工</td> <td></td> <td>2 3次元マシンコントロール(バックホウ)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 路体盛土工</td> <td></td> <td>3 3次元マシンガイダンス(ブルドーザ)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 路床盛土工</td> <td></td> <td>4 3次元マシンガイダンス(バックホウ)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 法面整形工</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理</td> <td><input type="checkbox"/> 出来形</td> <td></td> <td>                     1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理                      2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理                      3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理                      4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理                      5 TS等光波方式を用いた出来形管理                      6 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理                      7 RTK-GNSSを用いた出来形管理                      8 施工履歴データを用いた出来形管理(河床掘削)                      9 施工履歴データを用いた出来形管理(地盤改良工)                      10 地上写真測量を用いた出来形管理                      11 モバイル端末を用いた出来形管理                      12 地上写真測量を用いた出来形管理                 </td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 品質</td> <td></td> <td>1 TS-GNSSによる締固め回数管理</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元データの納品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	ICTを活用する 工種・数量		建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名	<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 5 TS等光波方式を用いた起工測量 6 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 7 RTK-GNSSを用いた起工測量	<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合	<input type="checkbox"/> 3Dデータによる施工計画、もしくは設計図書照査				<input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工	<input type="checkbox"/> 掘削工		1 3次元マシンコントロール(ブルドーザ)	<input type="checkbox"/> 盛土工		2 3次元マシンコントロール(バックホウ)	<input type="checkbox"/> 路体盛土工		3 3次元マシンガイダンス(ブルドーザ)	<input type="checkbox"/> 路床盛土工		4 3次元マシンガイダンス(バックホウ)	<input type="checkbox"/> 法面整形工			<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 5 TS等光波方式を用いた出来形管理 6 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 7 RTK-GNSSを用いた出来形管理 8 施工履歴データを用いた出来形管理(河床掘削) 9 施工履歴データを用いた出来形管理(地盤改良工) 10 地上写真測量を用いた出来形管理 11 モバイル端末を用いた出来形管理 12 地上写真測量を用いた出来形管理	<input type="checkbox"/> 品質		1 TS-GNSSによる締固め回数管理	<input type="checkbox"/> 3次元データの納品				
ICTを活用する 工種・数量																																																																																																
建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名																																																																																													
<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 TS等光波方式を用いた起工測量 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 5 RTK-GNSSを用いた起工測量 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 8 その他の3次元計測技術を用いた起工測量 ( )																																																																																													
<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合																																																																																													
<input type="checkbox"/> 3Dデータによる施工計画、もしくは設計図書照査																																																																																																
<input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工	<input type="checkbox"/> 掘削工		1 3次元マシンコントロール(ブルドーザ)																																																																																													
	<input type="checkbox"/> 盛土工		2 3次元マシンコントロール(バックホウ)																																																																																													
	<input type="checkbox"/> 路体盛土工		3 3次元マシンガイダンス(ブルドーザ)																																																																																													
	<input type="checkbox"/> 路床盛土工		4 3次元マシンガイダンス(バックホウ)																																																																																													
	<input type="checkbox"/> 法面整形工																																																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 TS等光波方式を用いた出来形管理 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 5 RTK-GNSSを用いた出来形管理 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 8 施工履歴データを用いた出来形管理(河床掘削) 9 施工履歴データを用いた出来形管理(地盤改良工) 10 施工履歴データを用いた出来形管理(土工) 11 地上写真測量を用いた出来形管理 12 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 ( )																																																																																													
	<input type="checkbox"/> 品質		1 TS-GNSSによる締固め回数管理																																																																																													
<input type="checkbox"/> 3次元データの納品																																																																																																
ICTを活用する 工種・数量																																																																																																
建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名																																																																																													
<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 5 TS等光波方式を用いた起工測量 6 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 7 RTK-GNSSを用いた起工測量																																																																																													
<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合																																																																																													
<input type="checkbox"/> 3Dデータによる施工計画、もしくは設計図書照査																																																																																																
<input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工	<input type="checkbox"/> 掘削工		1 3次元マシンコントロール(ブルドーザ)																																																																																													
	<input type="checkbox"/> 盛土工		2 3次元マシンコントロール(バックホウ)																																																																																													
	<input type="checkbox"/> 路体盛土工		3 3次元マシンガイダンス(ブルドーザ)																																																																																													
	<input type="checkbox"/> 路床盛土工		4 3次元マシンガイダンス(バックホウ)																																																																																													
	<input type="checkbox"/> 法面整形工																																																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 5 TS等光波方式を用いた出来形管理 6 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 7 RTK-GNSSを用いた出来形管理 8 施工履歴データを用いた出来形管理(河床掘削) 9 施工履歴データを用いた出来形管理(地盤改良工) 10 地上写真測量を用いた出来形管理 11 モバイル端末を用いた出来形管理 12 地上写真測量を用いた出来形管理																																																																																													
	<input type="checkbox"/> 品質		1 TS-GNSSによる締固め回数管理																																																																																													
<input type="checkbox"/> 3次元データの納品																																																																																																

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
土工	15	<p>別紙-4</p> <p>ICT活用工事チェックリスト</p> <p>工事名:</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>チェック時期</th> <th>確認内容</th> <th colspan="2">監督職員</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th colspan="3"></th> <th>確認済</th> <th>対象外</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">特記仕様書への条件明示確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1</td> <td rowspan="4">発注図書作成</td> <td>1-1 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)に該当する工事であるか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-2 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)の対象工事であることを明示しているか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">積算の内容確認</td> </tr> <tr> <td>1-3 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用について、計上していないか(当初は計上しない)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-4 「ICT建設機械による施工」に係る費用について、当初から計上しているか(直接工事費、保守点検費用、システム初期費用を計上していることを確認)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>発注者指定型の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-1 【発注者希望型工事の場合】 発注者がICT活用工事を希望するかを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ICT活用工事の有無を記載(口有り/口無し)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">ICT活用の工程、施工範囲、出来形管理方法の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2</td> <td rowspan="4">ICT活用に關する発注者協議</td> <td>2-2 「建設ICT活用計画書」により、本工事で使用する機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)について協議を実施したか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>建設ICT活用計画書で協議した出来形管理手法を記載( )</td> </tr> <tr> <td>2-3 本工事がICT実施要領に記載されている機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)を活用して施工するかを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-4 【施工箇所が点在する工事の場合】 点在型工事でのICT活用範囲を確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">実施予定の施工及び出来形管理方法等の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">施工計画書</td> <td>3-1 施工機械、施工範囲等について設計図書との整合の確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-2 「建設ICT活用計画書」により協議した内容が反映されているかを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>施工計画書に記載されている出来形管理手法を記載( )</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">施工管理</td> <td colspan="5">3次元出来形管理等の施工管理等の確認</td> </tr> <tr> <td>4-1 「建設ICT活用計画書」で協議した内容及び施工計画書に記載されている出来形管理を実施しているかを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4-2 3次元座標値を自動的に取得する機器を用いた出来形管理を実施したかを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="11">5</td> <td rowspan="11">設計変更</td> <td colspan="5">ICT活用範囲、出来形管理手法等の確認</td> </tr> <tr> <td>5-1 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」に係る費用計上の対象かを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-2 「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用計上の対象かを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )</td> </tr> <tr> <td>5-3 点在型工事での区毎のICT活用結果の確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>点在型工事の場合</td> </tr> <tr> <td colspan="5">ICT活用工事にかかる費用計上を確認</td> </tr> <tr> <td>5-4 &lt;ICT建設機械費&gt; ICT建設機械を費用計上する場合、ICT活用工事積算要領に則り、ICT建設機械加算額、保守点検費、システム初期費用を計上しているか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-5 &lt;見積徴収&gt; 3次元起工測量、3次元設計データ作成、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上する場合、見積を受注者から徴収するとともに、見積の妥当性の確認を行ったか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-6 &lt;出来形管理費等を計上する&gt; 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【点的】に取得する機器である場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる見積と、ICT活用工事積算要領に記載されている補正係数を比較して安価な方で計上しているか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )</td> </tr> <tr> <td>5-7 &lt;出来形管理費等を計上しない&gt; 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【点的】に取得する機器、あるいは【施工履歴データ】による場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上していないことを確認したか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )</td> </tr> <tr> <td>5-8 &lt;重複計上の防止&gt; 6-3にて見積による計上とした場合、設計書でICT補正を計上していないことを確認したか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>補正係数の見積 該当する積算方法を記載( )</td> </tr> <tr> <td>5-9 &lt;重複計上の防止(施工箇所点在型工事の場合)&gt; 3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象となる区のみ費用計上しているか確認(3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象外区については、費用計上しない)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	チェック時期	確認内容	監督職員		備考				確認済	対象外		特記仕様書への条件明示確認						1	発注図書作成	1-1 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)に該当する工事であるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		1-2 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)の対象工事であることを明示しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		積算の内容確認					1-3 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用について、計上していないか(当初は計上しない)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		1-4 「ICT建設機械による施工」に係る費用について、当初から計上しているか(直接工事費、保守点検費用、システム初期費用を計上していることを確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	発注者指定型の場合		2-1 【発注者希望型工事の場合】 発注者がICT活用工事を希望するかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ICT活用工事の有無を記載(口有り/口無し)		ICT活用の工程、施工範囲、出来形管理方法の確認						2	ICT活用に關する発注者協議	2-2 「建設ICT活用計画書」により、本工事で使用する機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)について協議を実施したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設ICT活用計画書で協議した出来形管理手法を記載( )	2-3 本工事がICT実施要領に記載されている機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)を活用して施工するかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		2-4 【施工箇所が点在する工事の場合】 点在型工事でのICT活用範囲を確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		実施予定の施工及び出来形管理方法等の確認					3	施工計画書	3-1 施工機械、施工範囲等について設計図書との整合の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		3-2 「建設ICT活用計画書」により協議した内容が反映されているかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工計画書に記載されている出来形管理手法を記載( )	4	施工管理	3次元出来形管理等の施工管理等の確認					4-1 「建設ICT活用計画書」で協議した内容及び施工計画書に記載されている出来形管理を実施しているかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		4-2 3次元座標値を自動的に取得する機器を用いた出来形管理を実施したかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )		5	設計変更	ICT活用範囲、出来形管理手法等の確認					5-1 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」に係る費用計上の対象かを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		5-2 「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用計上の対象かを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )	5-3 点在型工事での区毎のICT活用結果の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	点在型工事の場合	ICT活用工事にかかる費用計上を確認					5-4 <ICT建設機械費> ICT建設機械を費用計上する場合、ICT活用工事積算要領に則り、ICT建設機械加算額、保守点検費、システム初期費用を計上しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		5-5 <見積徴収> 3次元起工測量、3次元設計データ作成、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上する場合、見積を受注者から徴収するとともに、見積の妥当性の確認を行ったか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		5-6 <出来形管理費等を計上する> 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【点的】に取得する機器である場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる見積と、ICT活用工事積算要領に記載されている補正係数を比較して安価な方で計上しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )	5-7 <出来形管理費等を計上しない> 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【点的】に取得する機器、あるいは【施工履歴データ】による場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上していないことを確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )	5-8 <重複計上の防止> 6-3にて見積による計上とした場合、設計書でICT補正を計上していないことを確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	補正係数の見積 該当する積算方法を記載( )	5-9 <重複計上の防止(施工箇所点在型工事の場合)> 3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象となる区のみ費用計上しているか確認(3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象外区については、費用計上しない)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		土工	14	<p>ICT活用工事チェックリスト</p> <p>工事名:</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>チェック時期</th> <th>確認内容</th> <th colspan="2">監督職員</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th colspan="3"></th> <th>確認済</th> <th>対象外</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">特記仕様書への条件明示確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1</td> <td rowspan="4">発注図書作成</td> <td>1-1 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)に該当する工事であるか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-2 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)の対象工事であることを明示しているか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">積算の内容確認</td> </tr> <tr> <td>1-3 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用について、計上していないか(当初は計上しない)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-4 「ICT建設機械による施工」に係る費用について、当初から計上しているか(直接工事費、システム初期費用を計上していることを確認)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>発注者指定型の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-1 【発注者希望型工事の場合】 発注者がICT活用工事を希望するかを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ICT活用工事の有無を記載(口有り/口無し)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">ICT活用の工程、施工範囲、出来形管理方法の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2</td> <td rowspan="4">ICT活用に關する発注者協議</td> <td>2-2 「建設ICT活用計画書」により、本工事で使用する機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)について協議を実施したか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>建設ICT活用計画書で協議した出来形管理手法を記載( )</td> </tr> <tr> <td>2-3 本工事がICT実施要領に記載されている機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)を活用して施工するかを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-4 【施工箇所が点在する工事の場合】 点在型工事でのICT活用範囲を確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">実施予定の施工及び出来形管理方法等の確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">施工計画書</td> <td>3-1 施工機械、施工範囲等について設計図書との整合の確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-2 「建設ICT活用計画書」により協議した内容が反映されているかを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>施工計画書に記載されている出来形管理手法を記載( )</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">施工管理</td> <td colspan="5">3次元出来形管理等の施工管理等の確認</td> </tr> <tr> <td>4-1 「建設ICT活用計画書」で協議した内容及び施工計画書に記載されている出来形管理を実施しているかを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4-2 3次元座標値を自動的に取得する機器を用いた出来形管理を実施したかを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="11">5</td> <td rowspan="11">設計変更</td> <td colspan="5">ICT活用範囲、出来形管理手法等の確認</td> </tr> <tr> <td>5-1 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」に係る費用計上の対象かを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-2 「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用計上の対象かを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )</td> </tr> <tr> <td>5-3 点在型工事での区毎のICT活用結果の確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>点在型工事の場合</td> </tr> <tr> <td colspan="5">ICT活用工事にかかる費用計上を確認</td> </tr> <tr> <td>5-4 &lt;ICT建設機械費&gt; ICT建設機械を費用計上する場合、ICT活用工事積算要領に則り、ICT建設機械加算額、システム初期費用を計上しているか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-5 &lt;見積徴収&gt; 3次元起工測量、3次元設計データ作成、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上する場合、見積を受注者から徴収するとともに、見積の妥当性の確認を行ったか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-6 &lt;出来形管理費等を計上する&gt; 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【点的】に取得する機器である場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる見積と、ICT活用工事積算要領に記載されている補正係数を比較して安価な方で計上しているか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )</td> </tr> <tr> <td>5-7 &lt;出来形管理費等を計上しない&gt; 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【点的】に取得する機器、あるいは【施工履歴データ】による場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上していないことを確認したか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )</td> </tr> <tr> <td>5-8 &lt;重複計上の防止&gt; 6-3にて見積による計上とした場合、設計書でICT補正を計上していないことを確認したか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>補正係数の見積 該当する積算方法を記載( )</td> </tr> <tr> <td>5-9 &lt;重複計上の防止(施工箇所点在型工事の場合)&gt; 3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象となる区のみ費用計上しているか確認(3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象外区については、費用計上しない)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	チェック時期	確認内容	監督職員		備考				確認済	対象外		特記仕様書への条件明示確認						1	発注図書作成	1-1 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)に該当する工事であるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		1-2 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)の対象工事であることを明示しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		積算の内容確認					1-3 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用について、計上していないか(当初は計上しない)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		1-4 「ICT建設機械による施工」に係る費用について、当初から計上しているか(直接工事費、システム初期費用を計上していることを確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	発注者指定型の場合		2-1 【発注者希望型工事の場合】 発注者がICT活用工事を希望するかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ICT活用工事の有無を記載(口有り/口無し)		ICT活用の工程、施工範囲、出来形管理方法の確認						2	ICT活用に關する発注者協議	2-2 「建設ICT活用計画書」により、本工事で使用する機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)について協議を実施したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設ICT活用計画書で協議した出来形管理手法を記載( )	2-3 本工事がICT実施要領に記載されている機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)を活用して施工するかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		2-4 【施工箇所が点在する工事の場合】 点在型工事でのICT活用範囲を確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		実施予定の施工及び出来形管理方法等の確認					3	施工計画書	3-1 施工機械、施工範囲等について設計図書との整合の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		3-2 「建設ICT活用計画書」により協議した内容が反映されているかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工計画書に記載されている出来形管理手法を記載( )	4	施工管理	3次元出来形管理等の施工管理等の確認					4-1 「建設ICT活用計画書」で協議した内容及び施工計画書に記載されている出来形管理を実施しているかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		4-2 3次元座標値を自動的に取得する機器を用いた出来形管理を実施したかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )		5	設計変更	ICT活用範囲、出来形管理手法等の確認					5-1 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」に係る費用計上の対象かを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		5-2 「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用計上の対象かを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )	5-3 点在型工事での区毎のICT活用結果の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	点在型工事の場合	ICT活用工事にかかる費用計上を確認					5-4 <ICT建設機械費> ICT建設機械を費用計上する場合、ICT活用工事積算要領に則り、ICT建設機械加算額、システム初期費用を計上しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		5-5 <見積徴収> 3次元起工測量、3次元設計データ作成、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上する場合、見積を受注者から徴収するとともに、見積の妥当性の確認を行ったか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		5-6 <出来形管理費等を計上する> 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【点的】に取得する機器である場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる見積と、ICT活用工事積算要領に記載されている補正係数を比較して安価な方で計上しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )	5-7 <出来形管理費等を計上しない> 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【点的】に取得する機器、あるいは【施工履歴データ】による場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上していないことを確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )	5-8 <重複計上の防止> 6-3にて見積による計上とした場合、設計書でICT補正を計上していないことを確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	補正係数の見積 該当する積算方法を記載( )	5-9 <重複計上の防止(施工箇所点在型工事の場合)> 3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象となる区のみ費用計上しているか確認(3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象外区については、費用計上しない)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		チェックリストはすべての工程において改定
No.	チェック時期	確認内容	監督職員		備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			確認済	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
特記仕様書への条件明示確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
1	発注図書作成	1-1 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)に該当する工事であるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		1-2 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)の対象工事であることを明示しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		積算の内容確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		1-3 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用について、計上していないか(当初は計上しない)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1-4 「ICT建設機械による施工」に係る費用について、当初から計上しているか(直接工事費、保守点検費用、システム初期費用を計上していることを確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	発注者指定型の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2-1 【発注者希望型工事の場合】 発注者がICT活用工事を希望するかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ICT活用工事の有無を記載(口有り/口無し)																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
ICT活用の工程、施工範囲、出来形管理方法の確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
2	ICT活用に關する発注者協議	2-2 「建設ICT活用計画書」により、本工事で使用する機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)について協議を実施したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設ICT活用計画書で協議した出来形管理手法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		2-3 本工事がICT実施要領に記載されている機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)を活用して施工するかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		2-4 【施工箇所が点在する工事の場合】 点在型工事でのICT活用範囲を確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		実施予定の施工及び出来形管理方法等の確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
3	施工計画書	3-1 施工機械、施工範囲等について設計図書との整合の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		3-2 「建設ICT活用計画書」により協議した内容が反映されているかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工計画書に記載されている出来形管理手法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
4	施工管理	3次元出来形管理等の施工管理等の確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		4-1 「建設ICT活用計画書」で協議した内容及び施工計画書に記載されている出来形管理を実施しているかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
4-2 3次元座標値を自動的に取得する機器を用いた出来形管理を実施したかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
5	設計変更	ICT活用範囲、出来形管理手法等の確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		5-1 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」に係る費用計上の対象かを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		5-2 「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用計上の対象かを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		5-3 点在型工事での区毎のICT活用結果の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	点在型工事の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		ICT活用工事にかかる費用計上を確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		5-4 <ICT建設機械費> ICT建設機械を費用計上する場合、ICT活用工事積算要領に則り、ICT建設機械加算額、保守点検費、システム初期費用を計上しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		5-5 <見積徴収> 3次元起工測量、3次元設計データ作成、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上する場合、見積を受注者から徴収するとともに、見積の妥当性の確認を行ったか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		5-6 <出来形管理費等を計上する> 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【点的】に取得する機器である場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる見積と、ICT活用工事積算要領に記載されている補正係数を比較して安価な方で計上しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		5-7 <出来形管理費等を計上しない> 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【点的】に取得する機器、あるいは【施工履歴データ】による場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上していないことを確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		5-8 <重複計上の防止> 6-3にて見積による計上とした場合、設計書でICT補正を計上していないことを確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	補正係数の見積 該当する積算方法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		5-9 <重複計上の防止(施工箇所点在型工事の場合)> 3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象となる区のみ費用計上しているか確認(3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象外区については、費用計上しない)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
No.	チェック時期	確認内容	監督職員		備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			確認済	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
特記仕様書への条件明示確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
1	発注図書作成	1-1 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)に該当する工事であるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		1-2 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)の対象工事であることを明示しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		積算の内容確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		1-3 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用について、計上していないか(当初は計上しない)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
1-4 「ICT建設機械による施工」に係る費用について、当初から計上しているか(直接工事費、システム初期費用を計上していることを確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	発注者指定型の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2-1 【発注者希望型工事の場合】 発注者がICT活用工事を希望するかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ICT活用工事の有無を記載(口有り/口無し)																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
ICT活用の工程、施工範囲、出来形管理方法の確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
2	ICT活用に關する発注者協議	2-2 「建設ICT活用計画書」により、本工事で使用する機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)について協議を実施したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設ICT活用計画書で協議した出来形管理手法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		2-3 本工事がICT実施要領に記載されている機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)を活用して施工するかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		2-4 【施工箇所が点在する工事の場合】 点在型工事でのICT活用範囲を確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		実施予定の施工及び出来形管理方法等の確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
3	施工計画書	3-1 施工機械、施工範囲等について設計図書との整合の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		3-2 「建設ICT活用計画書」により協議した内容が反映されているかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工計画書に記載されている出来形管理手法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
4	施工管理	3次元出来形管理等の施工管理等の確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		4-1 「建設ICT活用計画書」で協議した内容及び施工計画書に記載されている出来形管理を実施しているかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
4-2 3次元座標値を自動的に取得する機器を用いた出来形管理を実施したかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
5	設計変更	ICT活用範囲、出来形管理手法等の確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		5-1 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」に係る費用計上の対象かを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		5-2 「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用計上の対象かを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		5-3 点在型工事での区毎のICT活用結果の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	点在型工事の場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		ICT活用工事にかかる費用計上を確認																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		5-4 <ICT建設機械費> ICT建設機械を費用計上する場合、ICT活用工事積算要領に則り、ICT建設機械加算額、システム初期費用を計上しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		5-5 <見積徴収> 3次元起工測量、3次元設計データ作成、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上する場合、見積を受注者から徴収するとともに、見積の妥当性の確認を行ったか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
		5-6 <出来形管理費等を計上する> 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【点的】に取得する機器である場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる見積と、ICT活用工事積算要領に記載されている補正係数を比較して安価な方で計上しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		5-7 <出来形管理費等を計上しない> 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【点的】に取得する機器、あるいは【施工履歴データ】による場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上していないことを確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理手法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		5-8 <重複計上の防止> 6-3にて見積による計上とした場合、設計書でICT補正を計上していないことを確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	補正係数の見積 該当する積算方法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
		5-9 <重複計上の防止(施工箇所点在型工事の場合)> 3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象となる区のみ費用計上しているか確認(3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象外区については、費用計上しない)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
土工	16	<p>ICT 活用工事(土工)積算要領 愛知県</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、ICTによる土工(以下、土工(ICT))に適用する。 以下の ICT 建設機械による施工の積算にあたっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掘削(ICT)(河床等掘削を除く)</li> <li>・ 路体(築堤)盛土(ICT)</li> <li>・ 路床盛土(ICT)</li> <li>・ 法面整形(ICT)</li> </ul> <p>なお、土量が 1,000m<sup>3</sup> 未満の場合は、「ICT 活用工事(土工 1,000m<sup>3</sup> 未満)積算要領 愛知県」によるものとする。また、現場条件によって「2-1 機械経費」に示す ICT 建設機械の規格よりも小さい ICT 建設機械を用いる場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、見積りを活用し積算することとする。</p>	土工	15	<p>ICT活用工事(土工 1,000m<sup>3</sup> 以上)積算要領 愛知県</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、ICTによる土工(以下、土工(ICT))(1,000m<sup>3</sup> 以上)に適用する。 以下のICT建設機械による施工の積算にあたっては、施工パッケージ型積算基準により行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掘削(ICT)(河床等掘削を除く)</li> <li>・ 路体(築堤)盛土(ICT)</li> <li>・ 路床盛土(ICT)</li> <li>・ 法面整形(ICT)</li> </ul> <p>なお、土量が 1,000m<sup>3</sup> 未満の場合は、「ICT活用工事(土工 1,000m<sup>3</sup> 未満)積算要領 愛知県」によるものとし、<b>出来形管理を行わない作業土工(床掘工)については、「ICT活用工事(作業土工(床掘工))積算要領 愛知県」によるものとする。</b> また、現場条件によって「2-1 機械経費」に示すICT 建設機械の規格よりも小さいICT 建設機械を用いる場合は、施工パッケージ型積算基準によらず、見積りを活用し積算することとする。</p>	
	16	<p>2. 機械経費 2-1 機械経費 土工(ICT)の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。 なお、損料については、「建設機械等損料算定表」、賃料については、積算基準及び歩掛表の「第2章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。</p>		15	<p>2. 機械経費 2-1 機械経費 土工(ICT)(1,000m<sup>3</sup> 以上)の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする なお、損料については、「建設機械等損料算定表」、賃料については、積算基準及び歩掛表<b>第 I 編 総則</b>「第2章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
土工	17	<p>2-3 その他 ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。</p> <p>2-3-1 システム初期費 ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 掘削(ICT)、法面整形(ICT) 対象建設機械:バックホウ 費用:598,000 円/式</p> <p>(2) 路体(築堤)盛土(ICT)、路床盛土(ICT) 対象建設機械:ブルドーザ 費用:548,000 円/式</p>	土工	16	<p>2-3 その他 2-3-1 システム初期費 ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。</p> <p>(1) 掘削(ICT)、法面整形(ICT) 対象建設機械:バックホウ 費用:598,000 円/式</p> <p>(2) 路体(築堤)盛土(ICT)、路床盛土(ICT) 対象建設機械:ブルドーザ 費用:548,000 円/式</p> <p>※1工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、請負者の責によらず、連続作業でICT建設機械による施工ができない場合等については、監督員と協議のうえ複数計上できるものとする。</p>	
	17	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p>		16	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む)を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>費用の計上について、請負者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、請負者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</p> <p>また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。</p> <p>なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
土工	17	4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用	土工	17	4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用	
	18	<p>(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>・ 現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～5)又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理による出来形計測とし、ICT活用工事(土工)実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>5) 上記1)～4)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</li> </ol>		17	<p>(1) 土工数量1,000m<sup>3</sup>以上における出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m<sup>2</sup>以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用計上方法については、請負者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>なお、請負者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。</p> <p>また、請負者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>・ 現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> </ol>	
	18	<p>(2) 費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。</li> <li>2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。</li> </ol>		17	<p>(2) 費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上しない。</li> <li>2) 請負者からの見積り又は補正係数で乗じた額での費用計上方法は以下のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補正係数を乗じて算出される金額&lt;請負者からの見積りによる金額</li> </ul> </li> <li>② 請負者からの見積りによる金額を計上する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補正係数を乗じて算出される金額&gt;請負者からの見積りによる金額</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>	
	(新規)		17	<p>5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について</p> <p>施工箇所が点在する工事に該当する場合は、積算基準及び歩掛表「第1編第2章 工事費の積算」及び「第1編第12章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。</p>		

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
土工	18	<p>5. 発注者指定型における積算方法</p> <p>掘削(ICT)は、ICT建設機械による施工歩掛(以下、「掘削(ICT)[ICT建設機械使用割合100%]」という。)と通常建設機械による施工歩掛(以下、「掘削(通常)」という。)を用いて積算するものとする。</p>	土工	17	<p>6. 発注者指定型における積算方法</p> <p>全土工数量において、ICT建設機械による施工を原則としているが、現場条件により、ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもよい。その場合は、以下「6-1掘削(ICT)における積算」により変更積算するものとする。</p> <p><u>なお、当初積算は全土工数量をICT建設機械による施工を原則とする。</u></p>	
	18	<p>5-1 掘削(ICT)の施工数量 50,000m<sup>3</sup>未満における積算</p> <p>当初積算時に計上する施工数量は、官積算工程において必要な施工日数から計上割合を設定し、その計上割合により施工数量を計上するものとする。</p> <p>変更積算は、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量はICT建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。</p> <p>なお、変更に伴い施工数量が50,000m<sup>3</sup>以上となるものについても施工数量に応じて変更を行うものとする。</p> <p>また、ICT建設機械を活用し、ICT建設機械の施工土量が把握できる場合は、この値を活用し変更するものとする。</p>		18	<p>6-1 掘削(ICT)における積算</p> <p>掘削(ICT)は、ICT建設機械による施工歩掛(以下、「掘削(ICT)[ICT建設機械使用割合100%]」という。)と通常建設機械による施工歩掛(以下、「掘削(通常)」という。)を用いて積算するものとする。</p> <p>6-1-1 掘削(ICT)の施工数量 50,000m<sup>3</sup>未満における積算</p> <p>変更積算は、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量はICT建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。</p> <p>なお、変更に伴い施工数量が50,000m<sup>3</sup>以上となるものについても施工数量に応じて変更を行うものとする。</p> <p>また、ICT建設機械を活用し、ICT建設機械の施工土量が把握できる場合は、この値を活用し変更するものとする。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考								
土工	18	<p>5-1-1 当初積算</p> <p>(1) ICT 土工にかかる施工日数の算出                      施工数量(m<sup>3</sup>)を作業日当り標準作業量(m<sup>3</sup>/日)で除した値を施工日数とする。                      なお、施工日数は、小数点第1位を切り上げた整数とする。</p> <p>(2) 計上割合の設定                      (1)で求めた施工日数から表-1により、計上割合を設定する。</p> <p>表-1 施工数量 50,000m<sup>3</sup>未満における掘削(ICT)の計上割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工日数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20日未満</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>20日以上 60日未満</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>60日以上</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施工数量の算出                      ICT 土工の全施工数量に計上割合を乗じた値を ICT 施工(掘削(ICT)[ICT 建設機械使用割合 100%])の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工(掘削(ICT)[ICT 建設機械使用割合 100%])を引いた値を通常施工(掘削(通常))の施工数量とする。                      なお、計上割合を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は「積算基準及び歩掛表 第 I 編 第6章 数値基準等」によるものとする。</p>	施工日数	割合	20日未満	100%	20日以上 60日未満	50%	60日以上	25%	土工		(削除)	
	施工日数		割合											
	20日未満		100%											
	20日以上 60日未満		50%											
60日以上	25%													
19	5-1-2 変更積算 現場での ICT 施工の実績により、変更するものとする。	18	<b>【変更積算】</b> 現場でのICT施工の実績により、変更するものとする。											
19	(注)当初および変更の積算については、別添「掘削(ICT)における積算」を参照			(削除)										
19	5-2 掘削(ICT)の施工数量 50,000m <sup>3</sup> 以上における積算 当初積算時に計上する施工数量は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の 25%を ICT 施工(掘削(ICT)[ICT 建設機械使用割合 100%])により設計書に計上するものとする。	18	6-1-2 掘削(ICT)の施工数量 50,000m <sup>3</sup> 以上における積算 変更積算は、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量ICT建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。											

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
土工	19	<p>5-2-1 当初積算</p> <p>(1) 施工数量の算出 全施工数量に25%を乗じた値を ICT 施工(掘削(ICT)[ICT 建設機械使用割合 100%])の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工(掘削(ICT)[ICT 建設機械使用割合 100%])を引いた値を通常施工(掘削(通常))の施工数量とする。 なお、計上割合を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は「積算基準及び歩掛表 第 I 編 第6章 数値基準等」によるものとする。</p>	土工		(削除)	
	20	<p>5-2-2 変更積算</p> <p>現場での ICT 施工の実績により、変更するものとする。</p>		19	<p>【変更積算】</p> <p>現場でのICT施工の実績により、変更するものとする。</p>	
	20	(注)当初および変更の積算については、別添「掘削(ICT)における積算」を参照			(削除)	
	20	6. 受注者希望型における変更積算方法		19	7. 受注者希望型における変更積算方法	
	20	6-1 変更積算		19	7-1 変更積算	
	21 5 24			21 5 24	<p>&lt;積算要領改定に伴い参考資料を改定&gt;</p>	
土工 1000m <sup>3</sup> 未満	15	<p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、土工量 1,000m<sup>3</sup> 未満のICTによる土工(以下、土工(ICT) (1,000m<sup>3</sup> 未満))に適用する。</p>	土工	25	<p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、土工量 1,000m<sup>3</sup> 未満のICTによる土工(以下、土工(ICT) (1,000m<sup>3</sup> 未満)及び1箇所当たりの施工土量が 100m<sup>3</sup> 以下の掘削(適用土質は、土砂(砂質土及び砂、粘性土、レキ質土)とする。)(以下、小規模土工(ICT))に適用する。 なお、土量が 1,000m<sup>3</sup> 以上の場合、 「ICT活用工事(土工 1,000m<sup>3</sup> 以上)積算要領 愛知県」によるものとし、出来形管理を行わない作業土工(床掘工)については、「ICT活用工事(作業土工(床掘工))積算要領 愛知県」によるものとする。</p>	<p>※土工1000m<sup>3</sup>未満 実施要領改訂に伴い、 土工1000m<sup>3</sup>未満 積算要領を土工 へ合併</p>
	15	<p>2-1 機械経費</p> <p>土工(ICT) (1,000m<sup>3</sup> 未満)の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする なお、損料については、「建設機械等損料算定表」、積算基準及び歩掛表の「第2章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。</p>		25	<p>2-1 機械経費</p> <p>土工(ICT) (1,000m<sup>3</sup> 未満)の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする なお、損料については、「建設機械等損料算定表」、積算基準及び歩掛表第 I 編 総則「第2章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考												
土工 1000m <sup>3</sup> 未満		(新規)	土工	25	<p>② 土工小規模土工(ICT)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ICT建設機械名</th> <th>規格</th> <th>機械経費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ (クローラ型)</td> <td>標準型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28m<sup>3</sup>(平積 0.2m<sup>3</sup>)</td> <td>損料にて計上</td> <td>ICT建設機械経費 加算額は別途計上</td> </tr> <tr> <td>小型バックホウ (クローラ型)</td> <td>標準型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.13m<sup>3</sup>(平積 0.1m<sup>3</sup>)</td> <td>損料にて計上</td> <td>ICT建設機械経費 加算額は別途計上</td> </tr> </tbody> </table>	ICT建設機械名	規格	機械経費	備考	バックホウ (クローラ型)	標準型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28m <sup>3</sup> (平積 0.2m <sup>3</sup> )	損料にて計上	ICT建設機械経費 加算額は別途計上	小型バックホウ (クローラ型)	標準型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.13m <sup>3</sup> (平積 0.1m <sup>3</sup> )	損料にて計上	ICT建設機械経費 加算額は別途計上	<p>※土工1000m<sup>3</sup>未満 実施要領改訂に伴い、 土工1000m<sup>3</sup>未満 積算要領を土工 へ合併</p>
	ICT建設機械名	規格		機械経費	備考													
	バックホウ (クローラ型)	標準型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28m <sup>3</sup> (平積 0.2m <sup>3</sup> )		損料にて計上	ICT建設機械経費 加算額は別途計上													
	小型バックホウ (クローラ型)	標準型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.13m <sup>3</sup> (平積 0.1m <sup>3</sup> )		損料にて計上	ICT建設機械経費 加算額は別途計上													
	(新規)	26	<p>(2) 土工小規模(ICT)</p> <p>対象建設機械:バックホウ</p> <p>損料加算額:5,470 円/日</p>															
15	<p>2-3-1 システム初期費</p> <p>ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。</p> <p>土工 1000m<sup>3</sup> 未満 (ICT)</p> <p>対象建設機械:バックホウ</p> <p>費用:ICT 建設機械経費損料加算額を含む</p>	26	<p>2-3-1 システム初期費</p> <p>ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用については、ICT建設機械経費損料加算額に含んでいる。</p>															
16	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし必要額を適正に積み上げるものとする。また、3次元起工測量を実施した場合は、3次元設計データの作成費用と同様に計上するものとする。</p>	26	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし必要額を適正に積み上げるものとする。また、3次元起工測量を実施した場合は、3次元設計データの作成費用と同様に計上するものとする。</p> <p>費用の計上について、請負者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、請負者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</p> <p>また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。</p> <p>なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない</p>															

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
土工 1000m <sup>3</sup> 未満	16	4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 原則、断面管理にて出来形管理を実施するため、標記経費は計上しない。ただし、受発注者協議の上、面管理にて出来形管理を実施する場合は、補正係数の費用計上の対象とはせず、見積により必要額を適正に積み上げるものとする。なお、モバイル端末を用いた出来形管理についても同様とする。	土工	26	4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 土工数量 1,000m <sup>3</sup> 未満における3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用計上はしない。	※土工1000m <sup>3</sup> 未満実施要領改訂に伴い、土工1000m <sup>3</sup> 未満積算要領を土工へ合併
	16	5. 積算方法 請負者からの提案・協議により ICT 施工を実施した場合は、[ICT 建設機械使用割合 100%]を用いて積算するものとする。		26	5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について 施工箇所が点在する工事に該当する場合は、積算基準及び歩掛表「第 I 編第2章 工事費の積算」及び「第 I 編第 12 章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。  【補足】 ・モバイル端末を用いた出来形管理及び地上写真測量を用いた出来形管理については、面管理であるが、市販品を活用した簡易な出来形管理のため、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。	
	16	【参考】		27	土工 1,000m <sup>3</sup> 未満 (ICT)	
	18	1) 盛土法面整形 ① 削取り整形 本歩掛は、築立(土羽)部を本体と同一材料(土)で同時に施工し、機械で法面部を削取りながら整形する場合に適用する。  (注) 1. バックホウ(法面バケット付)賃料は、バックホウ(クローラ型)賃料と同額とする。 2. 本歩掛には、残土を本体盛土部へ排土する作業を含む。		29	1) 盛土法面整形 ① 削取り整形 本歩掛は、築立(土羽)部を本体と同一材料(土)で同時に施工し、機械で法面部を削取りながら整形する場合に適用する。  (注) 1. 本歩掛には、残土を本体盛土部へ排土する作業を含む。	
19	② 築立(土羽)整形 本歩掛は、土羽土部分の敷均し・締固め及び整形を機械で行う場合に適用する。  (注) 1. 本歩掛には、土羽土の搬入等は含まない。 2. 本歩掛には、土羽土の現場内小運搬(20m程度)及び残土を本体盛土部へ排土する作業を含む。 3. バックホウ(法面バケット付)賃料は、バックホウ(クローラ型)賃料と同額とする。	29	② 築立(土羽)整形 本歩掛は、土羽土部分の敷均し・締固め及び整形を機械で行う場合に適用する。  (注) 1. 本歩掛には、土羽土の搬入等は含まない。 2. 本歩掛には、土羽土の現場内小運搬(20m程度)及び残土を本体盛土部へ排土する作業を含む。			

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																	
土工 1000m3未満	19	<p>2) 切土法面整形</p> <p>① 切土整形</p> <p>本歩掛は、機械による切土整形に適用する。</p> <p>(注) 1. 本歩掛には、残土の積込み、運搬、並びに法面保護は含まない。 2. 片切掘削(人力併用機械掘削)の領域については、全面積に適用する。 3. 一度法面整形を完成した後、局部的に浸食・崩壊を生じた場合、保護工を施工する前に行う整形作業(二次整形)を必要とする場合は、人力施工とする。 4. バックホウ(法面バケット付)賃料は、バックホウ(クローラ型)賃料と同額とする。</p>	土工	30	<p>2) 切土法面整形</p> <p>① 切土整形</p> <p>本歩掛は、機械による切土整形に適用する。</p> <p>(注) 1. 本歩掛には、残土の積込み、運搬、並びに法面保護は含まない。 2. 片切掘削(人力併用機械掘削)の領域については、全面積に適用する。 3. 一度法面整形を完成した後、局部的に浸食・崩壊を生じた場合、保護工を施工する前に行う整形作業(二次整形)を必要とする場合は、人力施工とする。</p>	※土工1000m3未満 実施要領改訂に伴い、土工1000m3未満 積算要領を土工へ合併																	
土工		(新規)		31	<p>小規模土工(ICT)</p> <p>[参考]</p> <p>1. 各作業に使用する機械・規格は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表1.1 機種を選定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>作業の種類</th> <th>作業の内容</th> <th>機械名</th> <th>機械経費</th> <th>規格</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">掘削</td> <td>標準</td> <td>バックホウ (クローラ型)</td> <td>損料にて 計上</td> <td>標準型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28m<sup>3</sup>(平積 0.2m<sup>3</sup>)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>小型バックホウ (クローラ型)</td> <td>損料にて 計上</td> <td>標準型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.13m<sup>3</sup>(平積 0.1m<sup>3</sup>)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 作業の内容における上記以外とは、構造物及び建造物等の障害物により施工条件が制限されるような狭隘な箇所及び1箇所当りの施工土量が50m<sup>3</sup>以下の箇所とする。</p>	作業の種類	作業の内容	機械名	機械経費	規格	摘要	掘削	標準	バックホウ (クローラ型)	損料にて 計上	標準型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28m <sup>3</sup> (平積 0.2m <sup>3</sup> )		上記以外	小型バックホウ (クローラ型)	損料にて 計上	標準型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.13m <sup>3</sup> (平積 0.1m <sup>3</sup> )		
作業の種類	作業の内容	機械名	機械経費	規格	摘要																		
掘削	標準	バックホウ (クローラ型)	損料にて 計上	標準型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28m <sup>3</sup> (平積 0.2m <sup>3</sup> )																			
	上記以外	小型バックホウ (クローラ型)	損料にて 計上	標準型・排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.13m <sup>3</sup> (平積 0.1m <sup>3</sup> )																			

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																		
土工	(新規)		土工	32	<p>2. 掘削積込作業及び積込作業 2-1 日当り施工量 バックホウによる掘削積込及び積込作業の日当り施工量は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: right;">表2. 1 日当り施工量 (1日当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業の内容</th> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>地山の掘削積込</th> <th>ルーズな状態の積込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準</td> <td>バックホウ(クローラ型)運転</td> <td>標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)山積0.28m<sup>3</sup>(平積0.2m<sup>3</sup>)</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>40</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>バックホウ(クローラ型)運転</td> <td>標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)山積0.13m<sup>3</sup>(平積0.1m<sup>3</sup>)</td> <td>〃</td> <td>16</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 単価表 (1)バックホウ掘削積込10m<sup>3</sup>当り単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ(クローラ型)運転</td> <td>標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)山積0.28m<sup>3</sup>(平積0.2m<sup>3</sup>)又は山積0.13m<sup>3</sup>(平積0.1m<sup>3</sup>)</td> <td>日</td> <td>10/D</td> <td>表2.1機械損料</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>単式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)D:日当り施工量</p> <p>(2)機械運転単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>適用単価表</th> <th>指定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ(クローラ型)</td> <td>標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)山積0.28m<sup>3</sup>(平積0.2m<sup>3</sup>)</td> <td>機-33</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→37 機械損料数量→1.59</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)山積0.13m<sup>3</sup>(平積0.1m<sup>3</sup>)</td> <td>機-33</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→23 機械損料数量→1.33</td> </tr> </tbody> </table>	作業の内容	名称	規格	単位	地山の掘削積込	ルーズな状態の積込み	標準	バックホウ(クローラ型)運転	標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.2m <sup>3</sup> )	m <sup>3</sup>	40	45	上記以外	バックホウ(クローラ型)運転	標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)山積0.13m <sup>3</sup> (平積0.1m <sup>3</sup> )	〃	16	23	名称	規格	単位	数量	摘要	バックホウ(クローラ型)運転	標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.2m <sup>3</sup> )又は山積0.13m <sup>3</sup> (平積0.1m <sup>3</sup> )	日	10/D	表2.1機械損料	諸雑費		単式	1		計					機械名	規格	適用単価表	指定事項	バックホウ(クローラ型)	標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.2m <sup>3</sup> )	機-33	運転労務数量→1.00 燃料消費量→37 機械損料数量→1.59	〃	標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)山積0.13m <sup>3</sup> (平積0.1m <sup>3</sup> )	機-33	運転労務数量→1.00 燃料消費量→23 機械損料数量→1.33	
作業の内容	名称	規格	単位	地山の掘削積込	ルーズな状態の積込み																																																			
標準	バックホウ(クローラ型)運転	標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.2m <sup>3</sup> )	m <sup>3</sup>	40	45																																																			
上記以外	バックホウ(クローラ型)運転	標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)山積0.13m <sup>3</sup> (平積0.1m <sup>3</sup> )	〃	16	23																																																			
名称	規格	単位	数量	摘要																																																				
バックホウ(クローラ型)運転	標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.2m <sup>3</sup> )又は山積0.13m <sup>3</sup> (平積0.1m <sup>3</sup> )	日	10/D	表2.1機械損料																																																				
諸雑費		単式	1																																																					
計																																																								
機械名	規格	適用単価表	指定事項																																																					
バックホウ(クローラ型)	標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.2m <sup>3</sup> )	機-33	運転労務数量→1.00 燃料消費量→37 機械損料数量→1.59																																																					
〃	標準型・排出ガス対策型(第2次基準値)山積0.13m <sup>3</sup> (平積0.1m <sup>3</sup> )	機-33	運転労務数量→1.00 燃料消費量→23 機械損料数量→1.33																																																					

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																
土工	34	<p>2-1 機械経費</p> <p>河床等掘削(ICT)の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、賃料については、積算基準及び歩掛表の「第2章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。</p>	土工	33	<p>2-1 機械経費</p> <p>河床等掘削(ICT)の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、賃料については、積算基準及び歩掛表第I編 総則「第2章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。</p>																	
	34	<p>河床等掘削(ICT)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ICT建設機械名</th> <th>規格</th> <th>機械経費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ(クローラ型)</td> <td>標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2011年規制) 山積 0.8m<sup>3</sup>(平積 0.6m<sup>3</sup>)</td> <td>賃料にて計上</td> <td>ICT建設機械経費加算額を加算</td> </tr> </tbody> </table>		ICT建設機械名	規格		機械経費	備考	バックホウ(クローラ型)	標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2011年規制) 山積 0.8m <sup>3</sup> (平積 0.6m <sup>3</sup> )	賃料にて計上	ICT建設機械経費加算額を加算	33	<p>河床等掘削(ICT)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ICT建設機械名</th> <th>規格</th> <th>機械経費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ(クローラ型)</td> <td>標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014年規制) 山積 0.8m<sup>3</sup>(平積 0.6m<sup>3</sup>)</td> <td>賃料にて計上</td> <td>ICT建設機械経費加算額は別途計上</td> </tr> </tbody> </table>	ICT建設機械名	規格	機械経費	備考	バックホウ(クローラ型)	標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014年規制) 山積 0.8m <sup>3</sup> (平積 0.6m <sup>3</sup> )	賃料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上
	ICT建設機械名	規格		機械経費	備考																	
バックホウ(クローラ型)	標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2011年規制) 山積 0.8m <sup>3</sup> (平積 0.6m <sup>3</sup> )	賃料にて計上	ICT建設機械経費加算額を加算																			
ICT建設機械名	規格	機械経費	備考																			
バックホウ(クローラ型)	標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014年規制) 山積 0.8m <sup>3</sup> (平積 0.6m <sup>3</sup> )	賃料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上																			
34	<p>2-2 ICT建設機械経費加算額</p> <p>ICT建設機械経費賃料加算額は、地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費で示すICT建設機械に適用する。</p> <p>なお、加算額は、以下のとおりとする。</p>	33	<p>2-2 ICT建設機械経費加算額</p> <p>ICT建設機械経費賃料加算額は、地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費のうち賃料にて計上するICT建設機械に適用する。</p> <p>なお、加算額は、以下のとおりとする。</p>																			
35	<p>2-3-1 システム初期費</p> <p>ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。</p> <p>河床等掘削(ICT)</p> <p>対象建設機械:バックホウ</p> <p>費用:598,000円/式</p>	34	<p>2-3-1 システム初期費</p> <p>ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。</p> <p>(1) 掘削(ICT)、法面整形(ICT)</p> <p>対象建設機械:バックホウ</p> <p>費用:598,000円/式</p> <p>※1工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、請負者の責によらず、連続作業でICT建設機械による施工ができない場合等については、監督員と協議のうえ複数計上できるものとする。</p>																			

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
土工	35	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p>	土工	34	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む)を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>費用の計上について、請負者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、請負者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</p> <p>また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。</p> <p>なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない</p>	
	35	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>・ 現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)及び2)とし、ICT活用工事(土工)実施要領に示された、ICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理及びその他の3次元計測技術(「1)に類似する」技術以外)を用いた出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 音響測深機器を用いた出来形管理</li> <li>2) 上記1)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</li> </ol>		34	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>(1) 出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m<sup>2</sup>以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、請負者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>なお、請負者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。</p> <p>また、請負者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用外注経費等の費用は計上しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>・ 現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)とし、ICT活用工事(土工)実施要領に示された、ICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 音響測深機器を用いた出来形管理</li> </ol>	
	35	<p>(2) 費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。</li> <li>2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。</li> </ol>		35	<p>(2) 費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上しない。</li> <li>2) 請負者からの見積り又は補正係数で乗じた額での費用計上方法は以下のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補正係数を乗じて算出される金額&lt;請負者からの見積りによる金額</li> </ul> </li> <li>②請負者からの見積りによる金額を計上する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補正係数を乗じて算出される金額&gt;請負者からの見積りによる金額</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
土工		(新規)	土工	35	5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について 施工箇所が点在する工事に該当する場合は、積算基準及び歩掛表「第1編第2章 工事費の積算」及び「第1編第12章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。	
	35	5. 発注者指定型における積算方法 河床等掘削(ICT)は、ICT建設機械による施工歩掛(以下、「河床等掘削(ICT) [ICT建設機械使用割合 100%]」という。)と通常建設機械による施工歩掛(以下、「掘削(通常)」という。)を用いて積算するものとする。		35	6. 発注者指定型における積算方法 全土工数量において、ICT建設機械による施工を原則としているが、現場条件により、ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもよい。その場合は、以下「掘削(ICT)における積算」より変更積算するものとする。 <u>なお、当初積算は全土工数量をICT建設機械による施工を原則とする。</u>  6-1 河床等掘削(ICT)における積算 河床等掘削(ICT)は、ICT建設機械による施工歩掛(以下、「河床等掘削(ICT) [ICT建設機械使用割合 100%]」という。)と通常建設機械による施工歩掛(以下、「掘削(通常)」という。)を用いて積算するものとする。	
	36	5-1 河床等掘削(ICT)の施工数量 50,000m <sup>3</sup> 未満における積算 当初積算時に計上する施工数量は、官積算工程において必要な施工日数から計上割合を設定し、その計上割合により施工数量を計上するものとする。 変更積算は、ICT 施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は ICT 建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。 なお、変更に伴い施工数量が 50,000m <sup>3</sup> 以上となるものについても施工数量に応じて変更を行うものとする。 また、ICT 建設機械を活用し、ICT 建設機械の施工土量が把握できる場合は、この値を活用し変更するものとする。		35	6-1-1 河床等掘削(ICT)の施工数量 50,000m <sup>3</sup> 未満における積算 変更積算は、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量はICT建設機械の稼働率を用いて算出するものとする。 なお、変更に伴い施工数量が 50,000m <sup>3</sup> 以上となるものについても施工数量に応じて変更を行うものとする。 また、ICT建設機械を活用し、ICT建設機械の施工土量が把握できる場合は、この値を活用し変更するものとする。	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考								
土工	36	<p>5-1-1 当初積算</p> <p>(1) 河床等掘削(ICT)にかかる施工日数の算出            施工数量(m<sup>3</sup>)を作業日当り標準作業量(m<sup>3</sup>/日)で除した値を施工日数とする。            なお、施工日数は、小数点第1位を切り上げた整数とする。</p> <p>(2) 計上割合の設定            (1)で求めた施工日数から表-1により、計上割合を設定する。            表-1 施工数量 50,000m<sup>3</sup>未満における河床等掘削(ICT)の計上割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工日数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20日未満</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>20日以上 60日未満</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>60日以上</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施工数量の算出            河床等掘削(ICT)の全施工数量に計上割合を乗じた値をICT施工(河床等掘削(ICT)) [ICT建設機械使用割合 100%]の施工数量とし、全施工数量からICT施工(河床等掘削(ICT)) [ICT建設機械使用割合 100%]を引いた値を通常施工(掘削(通常))の施工数量とする。            なお、計上割合を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は「積算基準及び歩掛表 第I編 第6章 数値基準等」によるものとする。</p>	施工日数	割合	20日未満	100%	20日以上 60日未満	50%	60日以上	25%	土工		(削除)	
施工日数	割合													
20日未満	100%													
20日以上 60日未満	50%													
60日以上	25%													
	36	<p>5-1-2 変更積算</p> <p>現場でのICT施工の実績により、変更するものとする。</p>		35	<p><b>【変更積算】</b></p> <p>現場でのICT施工の実績により、変更するものとする。</p>									
	37	(注)当初および変更の積算については、別添「掘削(ICT)における積算」を参照			(削除)									
	37	6. 受注者希望型における変更積算方法		36	7. 受注者希望型における変更積算方法									
	37	6-1 変更積算		36	7-1 変更積算									
	38	<p>2-1 機械経費</p> <p>砂防土工(ICT)の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。            なお、損料については、「建設機械等損料算定表」、賃料については、積算基準及び歩掛表の「第2章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。</p>		37	<p>2-1 機械経費</p> <p>砂防土工(ICT)の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。            なお、損料については、「建設機械等損料算定表」、賃料については、積算基準及び歩掛表<b>第I編 総則</b>「第2章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。</p>									

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
土工	38	2-3-1 システム初期費 ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。  (1) 掘削(砂防)(ICT) 対象建設機械:バックホウ 費用:598,000 円/式	土工	38	2-3-1 システム初期費 ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。 (1) 掘削(砂防)(ICT) 対象建設機械:バックホウ 費用:598,000 円/式  ※1工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、請負者の責によらず、連続作業でICT建設機械による施工ができない場合等については、監督員と協議のうえ複数計上できるものとする。	
	39			3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。	38	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
土工	39	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>・ 現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>上記の費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～5)又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理による出来形計測とし、ICT活用工事(土工)実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>5) 上記1)～4)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</li> </ol> <p>(2)費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。</li> <li>2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。</li> </ol>	土工	38 39	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>(1) 出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m<sup>2</sup>以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、請負者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする</p> <p>なお、請負者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。</p> <p>また、請負者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用外注経費等の費用は計上しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>・ 現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>上記の費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> </ol> <p>(2)費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上しない。</li> <li>2) 請負者からの見積又は補正係数で乗じた額での費用計上方法は以下のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>①補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補正係数を乗じて算出される金額&lt;請負者からの見積による金額</li> </ul> </li> <li>②請負者からの見積による金額を計上する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補正係数を乗じて算出される金額&gt;請負者からの見積による金額</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>	
	(新規)			39	<p>5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について</p> <p>施工箇所が点在する工事に該当する場合は、積算基準及び歩掛表「第I編第2章 工事費の積算」及び「第I編第12章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
土工	39	5. 発注者指定型における積算方法 掘削(砂防)(ICT)は、ICT 建設機械による施工歩掛(以下、「掘削(砂防)(ICT)[ICT 建設機械使用割合 100%]」という。)と通常建設機械による施工歩掛(以下、「掘削(砂防)(通常)」という。)を用いて積算するものとする。	土工	39	6. 発注者指定型における積算方法 全土工数量において、ICT建設機械による施工を原則としているが、現場条件により、ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してもよい。その場合は、以下「掘削(砂防)(ICT)における積算」より変更積算するものとする。 <u>なお、当初積算は全土工数量をICT建設機械による施工を原則とする。</u>	
	40	5-1 掘削(砂防)(ICT)における積算 当初積算時に計上する施工数量は、従来の ICT 建設機械使用割合相当とし、全施工数量の50%を ICT 施工(掘削(砂防)(ICT)[ICT 建設機械使用割合 100%])により設計書に計上するものとする。 また、ICT 建設機械を活用し、ICT 建設機械の施工土量が把握できる場合は、この値を活用し変更するものとする。		39	6-1 掘削(砂防)(ICT)における積算 掘削(砂防)(ICT)は、ICT建設機械による施工歩掛(以下、「掘削(砂防)(ICT)[ICT建設機械使用割合 100%]」という。)と通常建設機械による施工歩掛(以下、「掘削(砂防)(通常)」という。)を用いて積算するものとする。	
	40	5-1-1 当初積算 (1) 施工数量の算出 全施工数量に50%を乗じた値を ICT 施工(掘削(砂防)(ICT)[ICT 建設機械使用割合 100%])の施工数量とし、全施工数量から ICT 施工(掘削(砂防)(ICT)[ICT 建設機械使用割合 100%])を引いた値を通常施工(掘削(砂防)(通常))の施工数量とする。 なお、計上割合を乗じた値は四捨五入した数値とし、数位は「積算基準及び歩掛表 第 I 編 第6章 数値基準等」によるものとする。			(削除)	
	40	5-1-2 変更積算		39	【変更積算】	
	40	6. 受注者希望型における変更積算方法		40	7. 受注者希望型における変更積算方法	
	41	6-1 変更積算		40	7-1 変更積算	
	42			41		
	48			44	< 積算要領改定に伴い参考資料を改定 >	
土工 1000m3未満		(削除・移動)			実施要領は削除・積算要領は土工へ合併	
小規模土工		(削除・移動)			実施要領は削除・積算要領は土工へ合併	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
作業土工 (床掘)	1	ICT活用工事(作業土工(床掘))実施要領	作業土工 (床掘工)	1	ICT活用工事(作業土工(床掘工))実施要領	
	1	<p>第1条 趣旨</p> <p>この要領は、建設現場の生産性向上を図るため、愛知県建設局及び都市・交通局が発注するICT活用工事(作業土工(床掘))の実施に必要な事項を定めたものである。</p>		1	<p>第1条 趣旨</p> <p>この要領は、建設現場の生産性向上を図るため、愛知県建設局及び都市・交通局が発注するICT活用工事(作業土工(床掘工))の実施に必要な事項を定めたものである。</p>	
	1	<p>第2条 概要</p> <p>ICT活用工事とは、以下に示す、①②③⑤の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>② 3次元設計データ作成等</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>④ 該当なし</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>ICT 作業土工(床掘)はICT 土工の関連施工工種として実施することとする。</p>		1	<p>第2条 概要</p> <p>ICT活用工事とは、以下に示す、①②③⑤の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。</p> <p>① 起工測量</p> <p>② 3次元設計データ作成等</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>④ 該当なし</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p>	
	1	<p>第3条 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。</p>		1	<p>第3条 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、以下の①～⑤によるものとし、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。</p> <p>関連要領等：<a href="https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html">https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html</a></p>	
	1	<p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。</p> <p>但し、ICT土工等の起工測量データ等を活用することができる。</p> <p>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量</p> <p>2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>3) TS等光波方式を用いた起工測量</p> <p>4) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量</p> <p>5) RTK-GNSSを用いた起工測量</p> <p>6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量</p>		1	<p>① 起工測量</p> <p>起工測量において、従来手法による起工測量を原則とするが、ICT土工等で取得した3次元起工測量データがある場合は、積極的に活用する。</p> <p>また、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数選択可)して起工測量を実施してもよいものとする。</p> <p>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量</p> <p>2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>5) TS等光波方式を用いた起工測量</p> <p>6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量</p> <p>7) RTK-GNSSを用いた起工測量</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
作業土工 (床掘)	1	② 3次元設計データ作成 第3条①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、 <b>作業土工(床掘)を行う</b> ための3次元設計データを作成する。	作業土工 (床掘)	1	② 3次元設計データ作成 第3条①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、 <b>ICT建設機械による施工を行う</b> ための3次元設計データを作成する。	
	1	③ ICT建設機械による施工 第3条②で作成した3次元設計データを用い、 <b>下記1)</b> に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。 1) 3次元MC又は3次元MG建設機械		2	③ ICT建設機械による施工 第3条②で作成した3次元設計データを用い、 <b>以下1)</b> に示すICT建設機械により施工を実施する。 <b>位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。</b> なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和5年3月31日 国土交通省告示第250号)付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。 1) 3次元MC又は3次元MG建設機械※ ※MC:「マシンコントロール」 MG:「マシンガイダンス」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。	
	2	④ 3次元出来形管理等の施工管理 <b>作業土工(床掘)においては該当なし。</b>		2	④ 3次元出来形管理等の施工管理 <b>基本的に作業土工であるため該当なし</b>	
	2	⑤ 3次元データの納品 第3条②による3次元設計データを、工事完成図書として電子納品する。		2	⑤ 3次元データの納品 第3条②により <b>作成した</b> 3次元設計データを、工事完成図書として電子納品する。 <b>ただし、第3条①において、3次元起工測量を実施した場合は、取得した3次元測量データも3次元データ納品の対象とする。</b>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)						編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																																	
作業土工 (床掘)	2	<p style="text-align: center;">＜表-1 ICT施工技術と適用工種＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">段階</th> <th rowspan="2">技術名</th> <th rowspan="2">対象作業</th> <th rowspan="2">建設機械</th> <th colspan="2">適用</th> <th rowspan="2">監督・検査 施工管理</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>新設</th> <th>修善</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">3次元 起工測量</td> <td>空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,2,3,4</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>地上レーザーキャナを用いた起工測量</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,5</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>TS等光波方式を用いた起工測量</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>RTK-GNSSを用いた起工測量</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td>無人航空機搭載型レーザーキャナを用いた起工測量</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,2,3</td> <td>土工</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ICT建設 機械による 施工</td> <td>3次元マシンコントロール技術</td> <td rowspan="2">床掘</td> <td rowspan="2">ICT 建設機械</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3次元マシンガイダンス技術</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【凡例】 ○:適用可能 -:適用外</p>						段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考	新設	修善	3次元 起工測量	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量	測量	-	○	○	1,2,3,4	土工	地上レーザーキャナを用いた起工測量	測量	-	○	○	1,5	土工	TS等光波方式を用いた起工測量	測量	-	○	○	1	土工	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量	測量	-	○	○	1	土工	RTK-GNSSを用いた起工測量	測量	-	○	○	1	土工	無人航空機搭載型レーザーキャナを用いた起工測量	測量	-	○	○	1,2,3	土工	ICT建設 機械による 施工	3次元マシンコントロール技術	床掘	ICT 建設機械	○	○	-		3次元マシンガイダンス技術					作業土工 (床掘)	(削除)	
段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考																																																																					
				新設	修善																																																																							
3次元 起工測量	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量	測量	-	○	○	1,2,3,4	土工																																																																					
	地上レーザーキャナを用いた起工測量	測量	-	○	○	1,5	土工																																																																					
	TS等光波方式を用いた起工測量	測量	-	○	○	1	土工																																																																					
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量	測量	-	○	○	1	土工																																																																					
	RTK-GNSSを用いた起工測量	測量	-	○	○	1	土工																																																																					
	無人航空機搭載型レーザーキャナを用いた起工測量	測量	-	○	○	1,2,3	土工																																																																					
ICT建設 機械による 施工	3次元マシンコントロール技術	床掘	ICT 建設機械	○	○	-																																																																						
	3次元マシンガイダンス技術																																																																											

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
作業土工 (床掘)	3	<p>【要領一覧】(出典の記載がないものの出典は、全て国土交通省である)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編</li> <li>② 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>③ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>④ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑤ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑥ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑦ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑨ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑩ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編</li> <li>⑪ 音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)</li> <li>⑫ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)</li> <li>⑬ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編</li> <li>⑭ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)</li> <li>⑮ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編</li> <li>⑯ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(護岸工事編)(案)</li> <li>⑰ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編</li> <li>⑱ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)</li> <li>⑲ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)・ペーパードレーン工編</li> <li>⑳ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)</li> <li>㉑ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編</li> <li>㉒ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)</li> <li>㉓ TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領</li> <li>㉔ TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領</li> <li>㉕ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>㉖ 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領</li> <li>㉗ 公共測量における UAV の使用に関する安全基準—国土地理院</li> <li>㉘ UAVを用いた公共測量マニュアル(案)—国土地理院</li> <li>㉙ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)—国土地理院</li> <li>㉚ モバイル端末を用いた3次元計測技術(多点計測技術)</li> </ul> <p>注:上記各要領において国の仕様書等の記載は県の仕様書等に読み替えるものとし、県の仕様書等に定めがないものは国の仕様書等を準用すること。) </p>	作業土工 (床掘工)		(削除)	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
作業土工 (床掘)	4	第4条 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象 <b>工事</b> は、ICT活用工事(土工)とする。	作業土工 (床掘工)	2	第4条 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象は、 <b>以下のとおりとする。</b> (1)対象工種 作業土工(床掘)を含む工種を対象とする。	
	4	第5条 ICT活用工事の実施方法 1. ICT 土工における関連施工種とするため、ICT 作業土工(床掘)単独での実施は行わない。		2	第5条 ICT活用工事の実施方法 1. ICT 土工における関連施工種とするため、ICT 作業土工(床掘 <b>工</b> )単独での実施は行わ ない。	
	4	第7条 ICT活用工事の積算方法 1. 下記表-3に示すとおりとする。 <表-3 発注方法ごとの積算の取り扱い>		3	第7条 ICT活用工事の積算方法 1. 下記表-1に示すとおりとする。 <表-1 発注方法ごとの積算の取り扱い>	
	4	2. 積算方法 積算方法については、「ICT 活用工事(作業土工(床掘))積算要領 愛知県」により、必 要な経費を計上する。なお、見積り徴収にあたっては、別紙-1「ICT の活用に係る見積り 書の依頼について」を参考にすること。		3	2. 積算方法 積算方法については、「ICT 活用工事(作業土工(床掘 <b>工</b> ))積算要領 愛知県」により、 必要な経費を計上する。なお、見積り徴収にあたっては、別紙-1「ICT の活用に係る見積 り書の依頼について」を参考にすること。	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
作業土工 (床掘)	4 5	<p>第8条 ICT活用工事の導入における留意点 請負者が円滑にICT活用工事を導入し、ICT施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。</p> <p>1. 施工管理、監督・検査の対応 ICT活用工事を実施するにあたって、別途定められている施工管理要領、監督検査要領(表-1【要領一覧】)に則り、監督・検査を実施するものとする。 監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。</p> <p>2. 3次元設計データの貸与 (1) ICT活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。 (2) 発注者は、詳細設計において、ICT活用工事に必要な3次元設計データを作成した場合は、請負者に貸与するほか、ICT活用工事を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に請負者に貸与するものとする。 なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ(グラウンドデータ)を含まない場合、「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費は工事費にて当該工事に変更計上するものとする。</p>	作業土工 (床掘工)	3	<p>第8条 ICT活用工事の導入における留意点 請負者が円滑にICT施工技術を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。</p> <p>1. 施工管理、監督・検査の対応 ICT施工技術の活用を実施するにあたって、別途定められている「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」及び各種「出来形管理の監督・検査要領(案)」に則り、監督・検査を実施するものとする。 監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。</p> <p>2. 3次元設計データの貸与 発注者は、3次元設計データ作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを請負者に貸与するほか、ICT施工技術の活用を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に請負者に貸与するものとする。</p>	
	9	別紙 床掘		8	別紙(記載例-1) 床掘工	
	11	ICT活用工事(作業土工(床掘))積算要領 愛知県		10	ICT活用工事(作業土工(床掘工))積算要領 愛知県	
	11	<p>1. 適用範囲 本資料は、ICT施工において、3次元マシンガイダンス(バックホウ)技術及び3次元マシンコントロール(バックホウ)技術を使用して、構造部の築造又は撤去を目的とした、土砂、岩塊・玉石の掘削等である床掘に適用する。 平均施工幅 2m 以上の土砂の掘削等である床掘の ICT 建設機械による施工の積算にあたっては、床掘(ICT)の施工パッケージ型積算基準により行うこととする。 平均施工幅 2m 未満の土砂の掘削等である床掘の積算にあたっては、「ICT活用工事(小規模土工)積算要領」によるものとする。</p>		10	<p>1. 適用範囲 本資料は、3次元マシンガイダンス及びマシンコントロール技術を搭載したバックホウを用いて行う以下のいずれかに該当する作業土工(床掘工)に適用する。 ・平均施工幅 2m以上の土砂の掘削等である床掘り ・平均施工幅 1m以上2m未満の土砂の掘削等である床掘り ・平均施工幅 1m未満の土砂の掘削等である床掘り</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																	
作業土工(床掘)	11	<p>2. 機械経費</p> <p>2-1 機械経費</p> <p>床掘(ICT)の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、賃料については、積算基準及び歩掛表の「第2章 工事費の積算」④直接工事費により算定するものとする。</p>	作業土工(床掘)	10	<p>2. 機械経費</p> <p>2-1 機械経費</p> <p>作業土工(床掘工)の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」、賃料については、積算基準及び歩掛表第1編 総則「第2章 工事費の積算」④直接工事費により算定するものとする。</p>																																		
	11	<p>① 作業土工(床掘)(ICT)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ICT建設機械名</th> <th>規格</th> <th>機械経費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ(クローラ型)</td> <td>標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014年規制)山積0.8m<sup>3</sup>(平積0.6m<sup>3</sup>)吊能力2.9t</td> <td>賃料にて計上</td> <td>ICT建設機械経費加算額は別途計上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2-1 機械経費のうち、賃料にて計上するICT施工対応型の機械経費には、地上の基準局・管理局以外の賃貸費用が含まれている。</p>	ICT建設機械名	規格	機械経費	備考	バックホウ(クローラ型)	標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014年規制)山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )吊能力2.9t	賃料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上		10	<p>① 平均施工幅2m以上の土砂の掘削等である床掘</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ICT建設機械名</th> <th>規格</th> <th>機械経費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ(クローラ型)</td> <td>標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014年規制)山積0.8m<sup>3</sup>(平積0.6m<sup>3</sup>)吊能力2.9t</td> <td>賃料にて計上</td> <td>ICT建設機械経費加算額は別途計上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2-1 機械経費のうち、賃料にて計上するICT施工対応型の機械経費には、地上の基準局・管理局以外の賃貸費用が含まれている。</p> <p>② 平均施工幅1m以上2m未満の土砂の掘削等である床掘 (適用土質は、土砂(砂質土及び砂、粘性土、レキ質土とする))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ICT建設機械名</th> <th>規格</th> <th>機械経費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ(クローラ型)</td> <td>後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型(第3次基準値)山積0.45m<sup>3</sup>(平積0.35m<sup>3</sup>)</td> <td>損料にて計上</td> <td>ICT建設機械経費加算額は別途計上</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 平均施工幅1m未満の土砂の掘削等である床掘 (適用土質は、土砂(砂質土及び砂、粘性土、レキ質土とする))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ICT建設機械名</th> <th>規格</th> <th>機械経費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ(クローラ型)</td> <td>後方超小旋回型・排出ガス対策型(第2次基準値)山積0.28m<sup>3</sup>(平積0.2m<sup>3</sup>)</td> <td>損料にて計上</td> <td>ICT建設機械経費加算額は別途計上</td> </tr> </tbody> </table>	ICT建設機械名	規格	機械経費	備考	バックホウ(クローラ型)	標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014年規制)山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )吊能力2.9t	賃料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上	ICT建設機械名	規格	機械経費	備考	バックホウ(クローラ型)	後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型(第3次基準値)山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> )	損料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上	ICT建設機械名	規格	機械経費	備考	バックホウ(クローラ型)	後方超小旋回型・排出ガス対策型(第2次基準値)山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.2m <sup>3</sup> )	損料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上	11	
ICT建設機械名	規格	機械経費	備考																																				
バックホウ(クローラ型)	標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014年規制)山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )吊能力2.9t	賃料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上																																				
ICT建設機械名	規格	機械経費	備考																																				
バックホウ(クローラ型)	標準型・ICT施工対応型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014年規制)山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> )吊能力2.9t	賃料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上																																				
ICT建設機械名	規格	機械経費	備考																																				
バックホウ(クローラ型)	後方超小旋回型・超低騒音型・排出ガス対策型(第3次基準値)山積0.45m <sup>3</sup> (平積0.35m <sup>3</sup> )	損料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上																																				
ICT建設機械名	規格	機械経費	備考																																				
バックホウ(クローラ型)	後方超小旋回型・排出ガス対策型(第2次基準値)山積0.28m <sup>3</sup> (平積0.2m <sup>3</sup> )	損料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上																																				

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
作業土工 (床掘)	11	<p>2-2 ICT 建設機械経費加算額</p> <p>ICT建設機械経費賃料加算額は、地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費で示すICT建設機械に適用する。</p> <p>なお、加算額は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 作業土工(床掘)(ICT)</p> <p>対象建設機械:バックホウ(ICT 施工対応型)</p> <p>賃料加算額:13,000 円/日</p>	作業土工 (床掘工)	11	<p>2-2 ICT建設機械経費加算額</p> <p><b>2-2-1 賃料加算額</b></p> <p>ICT建設機械経費賃料加算額は、地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費で示すICT建設機械に適用する。</p> <p>なお、加算額は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) <b>平均施工幅 2m以上の土砂の掘削等である床掘</b></p> <p>対象建設機械:バックホウ(ICT施工対応型)</p> <p><b>費用:13,000 円/日</b></p>	
		(新規)		11	<p><b>2-2-2 損料加算額</b></p> <p>ICT建設機械経費損料加算額は、地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費で示すICT建設機械に適用する。</p> <p>なお、加算額は、以下のとおりとする。</p> <p>(2) <b>平均施工幅 1m以上 2m未満の土砂の掘削等である床掘</b></p> <p>対象建設機械:バックホウ</p> <p><b>費用:5,470 円/日</b></p> <p>(3) <b>平均施工幅 1m未満の土砂の掘削等である床掘</b></p> <p>対象建設機械:バックホウ</p> <p><b>費用:5,470 円/日</b></p>	
	12	<p>2-3 その他</p> <p>ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。</p> <p>2-3-1 システム初期費</p> <p>ICT 施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。</p> <p>掘削(床掘)(ICT)</p> <p>対象建設機械:バックホウ</p> <p>費用:598,000 円/式</p>		11 12	<p>2-3 その他</p> <p>ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。</p> <p>2-3-1 システム初期費</p> <p>ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。</p> <p>(1) <b>平均施工幅 2m以上の土砂の掘削等である床掘</b></p> <p>対象建設機械:バックホウ</p> <p><b>費用:598,000 円/式</b></p> <p><b>※1工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、請負者の責によらず、連続作業でICT建設機械による施工ができない場合等については、監督員と協議のうえ複数計上できるものとする。</b></p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
作業土工 (床掘)		(新規)	作業土工 (床掘)	12	<p>(2) 平均施工幅 1m以上 2m未満の土砂の掘削等である床掘</p> <p>ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用については、ICT建設機械経費損料加算額に含んでいる。</p> <p>(3) 平均施工幅 1m未満の土砂の掘削等である床掘</p> <p>ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用については、ICT建設機械経費損料加算額に含んでいる。</p>	
	12	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p>		12	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。また、3次元起工測量を実施した場合は、3次元設計データの作成費用と同様に計上するものとする。</p> <p>費用の計上について、請負者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、請負者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</p> <p>また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。</p> <p>なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。</p>	
	12	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用・外注経費等の費用</p> <p>床掘工(ICT)については、出来形管理を行わないため、費用は計上しない。</p>		12	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用・外注経費等の費用</p> <p>出来形管理を実施しないため、標記経費は計上しない。</p>	
		(新規)		12	<p>5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について</p> <p>施工箇所が点在する工事に該当する場合は、積算基準及び歩掛表「第 I 編第2章 工事費の積算」及び「第 I 編第 12 章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。</p> <p>6. 積算方法</p> <p>請負者からの提案・協議によりICT施工技術の活用を実施した場合は、実績数量に基づき積算するものとする。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																	
作業土工 (床掘)		(新規)	作業土工 (床掘工)	13	<p>[参考]</p> <p>1. 各作業に使用する機械・規格は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表1.1 機種を選定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業の種類</th> <th>作業の内容</th> <th>機械名</th> <th>機械経費</th> <th>規格</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">床掘</td> <td>施工幅 1m未満</td> <td>バックホウ (クローラ型)</td> <td>損料にて 計上</td> <td>後方超小旋回型・ 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28m<sup>3</sup>(平積 0.2m<sup>3</sup>)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工幅 1m以上 2m未満</td> <td>バックホウ (クローラ型)</td> <td>損料にて 計上</td> <td>後方超小旋回型・ 超低騒音型・ 排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積 0.45m<sup>3</sup>(平積 0.35m<sup>3</sup>)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業の種類	作業の内容	機械名	機械経費	規格	摘要	床掘	施工幅 1m未満	バックホウ (クローラ型)	損料にて 計上	後方超小旋回型・ 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28m <sup>3</sup> (平積 0.2m <sup>3</sup> )		施工幅 1m以上 2m未満	バックホウ (クローラ型)	損料にて 計上	後方超小旋回型・ 超低騒音型・ 排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積 0.45m <sup>3</sup> (平積 0.35m <sup>3</sup> )		
作業の種類	作業の内容	機械名	機械経費	規格	摘要																		
床掘	施工幅 1m未満	バックホウ (クローラ型)	損料にて 計上	後方超小旋回型・ 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28m <sup>3</sup> (平積 0.2m <sup>3</sup> )																			
	施工幅 1m以上 2m未満	バックホウ (クローラ型)	損料にて 計上	後方超小旋回型・ 超低騒音型・ 排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積 0.45m <sup>3</sup> (平積 0.35m <sup>3</sup> )																			
				13	<p>2. 床掘作業</p> <p>2-1 施工幅 1m未満</p> <p>2-1-1 日当り施工量</p> <p>バックホウによる床掘作業の日当り施工量は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 日当り施工量 (1日当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ (クローラ型)運転</td> <td>後方超小旋回型・ 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積 0.28m<sup>3</sup>(平積 0.2m<sup>3</sup>)</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>34</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-1-2 補助労務</p> <p>床掘作業の補助労務は、作業の内容にかかわらず次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2.2 床掘補助労務 (10m<sup>3</sup>当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通作業員</td> <td>人</td> <td>0.3</td> <td>基面整正及び浮き石除去含む</td> </tr> </tbody> </table>	名称	規格	単位	数量	バックホウ (クローラ型)運転	後方超小旋回型・ 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積 0.28m <sup>3</sup> (平積 0.2m <sup>3</sup> )	m <sup>3</sup>	34	名称	単位	数量	摘要	普通作業員	人	0.3	基面整正及び浮き石除去含む		
名称	規格	単位	数量																				
バックホウ (クローラ型)運転	後方超小旋回型・ 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積 0.28m <sup>3</sup> (平積 0.2m <sup>3</sup> )	m <sup>3</sup>	34																				
名称	単位	数量	摘要																				
普通作業員	人	0.3	基面整正及び浮き石除去含む																				

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																					
作業土工 (床掘)		(新規)	作業土工 (床掘工)	14	<p>2-2 施工幅 1m 以上 2m 未満 2-2-1 日当り施工量 バックホウによる床掘(作業土工)の日当り施工量は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2.3 日当り施工量 (1日当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業の内容</th> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">土質名</th> <th rowspan="2">規格</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">数量</th> </tr> <tr> <th>障害なし</th> <th>障害あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">標準 (平均施工幅1m以上2m未満)</td> <td rowspan="2">バックホウ (クローラ型) 運転</td> <td>レキ質土・砂・砂質土・粘性土</td> <td>後方超小旋回型・超低騒音型 排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積 0.45m<sup>3</sup> (平積 0.35m<sup>3</sup>)</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>163</td> <td>109</td> </tr> <tr> <td>岩塊・玉石</td> <td>後方超小旋回型・超低騒音型 排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積 0.45m<sup>3</sup> (平積 0.35m<sup>3</sup>)</td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>119</td> <td>76</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 現場条件の内容 ① 床掘(作業土工) 障害なし: (1) 構造物及び建造物等の障害物や交通の影響により施工条件が制限されないオープン掘削の場合。 (2) 構造物及び建造物等の障害物や交通の影響により施工条件が制限されない矢板のみの土留・仮締切工掘削の場合。 障害あり: (1) 床掘作業において障害物等により施工条件に制限がある場合(例えば作業障害が多い場合)。 (2) 土留・仮締切工の中に、切梁・腹起し又は基礎杭等の障害物がある場合。 ② 掘削箇所が地下水位等で排水をせず水中掘削作業を行う場合は障害ありを適用する。 ③ 基面整正(床付面の整正作業)が必要な場合は、基面整正 100m<sup>2</sup> 当り普通作業員 2人を別途計上する。 2. 上表にクレーン作業は含まない。</p>	作業の内容	名称	土質名	規格	単位	数量		障害なし	障害あり	標準 (平均施工幅1m以上2m未満)	バックホウ (クローラ型) 運転	レキ質土・砂・砂質土・粘性土	後方超小旋回型・超低騒音型 排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積 0.45m <sup>3</sup> (平積 0.35m <sup>3</sup> )	m <sup>3</sup>	163	109	岩塊・玉石	後方超小旋回型・超低騒音型 排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積 0.45m <sup>3</sup> (平積 0.35m <sup>3</sup> )	m <sup>3</sup>	119	76	
作業の内容	名称	土質名	規格	単位	数量																						
					障害なし	障害あり																					
標準 (平均施工幅1m以上2m未満)	バックホウ (クローラ型) 運転	レキ質土・砂・砂質土・粘性土	後方超小旋回型・超低騒音型 排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積 0.45m <sup>3</sup> (平積 0.35m <sup>3</sup> )	m <sup>3</sup>	163	109																					
		岩塊・玉石	後方超小旋回型・超低騒音型 排出ガス対策型 (第3次基準値) 山積 0.45m <sup>3</sup> (平積 0.35m <sup>3</sup> )	m <sup>3</sup>	119	76																					

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																		
作業土工 (床掘)		(新規)	作業土工 (床掘工)	14 15	<p>2-2-2 補助労務</p> <p>構造物等(共同溝を除く)の施工に当り土留方式により床掘作業を行う場合、土留材等に付着する土(土べら)及び腹起し・切梁・火打梁等により機械掘削できない箇所、小規模な湧水処理等の作業のため、普通作業員を計上する。</p> <p style="text-align: right;">表2.4 床掘補助労務 (100m<sup>3</sup>当り)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>作業の種類</th> <th>土留方式</th> <th>名称</th> <th>単位</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">床掘 (作業土工)</td> <td>自立式</td> <td>普通作業員</td> <td>人</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>切梁腹起し方式</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>グラウンドアンカー方式</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>0.7</td> </tr> </tbody> </table>	作業の種類	土留方式	名称	単位	数量	床掘 (作業土工)	自立式	普通作業員	人	0.3	切梁腹起し方式	〃	〃	0.9	グラウンドアンカー方式	〃	〃	0.7	
作業の種類	土留方式	名称	単位	数量																				
床掘 (作業土工)	自立式	普通作業員	人	0.3																				
	切梁腹起し方式	〃	〃	0.9																				
	グラウンドアンカー方式	〃	〃	0.7																				

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																														
作業土工 (床掘)		(新規)	作業土工 (床掘工)	15	<p>3. 単価表</p> <p>(1-1) バックホウ床掘 10m<sup>3</sup> 当り単価表(施工幅 1m 未満)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表 2.2</td> </tr> <tr> <td>バックホウ (クローラ型) 運転</td> <td>後方超小旋回型・ 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積 0.28m<sup>3</sup>(平積 0.2m<sup>3</sup>)</td> <td>日</td> <td>10/D</td> <td>表 2.1 機械損料</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) D: 日当り施工量</p> <p>(1-2) バックホウ床掘 100m<sup>3</sup> 当り単価表(施工幅 1m 以上 2m 未満)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通作業員</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>表 2.4</td> </tr> <tr> <td>バックホウ (クローラ型) 運転</td> <td>後方超小旋回型・超低騒音型 排出ガス対策型(第3次基準値) 山積 0.45m<sup>3</sup>(平積 0.35m<sup>3</sup>)</td> <td>日</td> <td>100/D</td> <td>表 2.3 機械損料</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) D: 日当り施工量</p> <p>(2) 機械運転単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>適用単価</th> <th>指定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ (クローラ型)</td> <td>後方超小旋回型・ 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積 0.28m<sup>3</sup>(平積 0.2m<sup>3</sup>)</td> <td>機-33</td> <td>運転労務数量→ 1.00 燃料消費量 → 37 機械損料数量→ 1.59</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>後方超小旋回型・超低騒音型 排出ガス対策型(第3次基準値) 山積 0.45m<sup>3</sup>(平積 0.35m<sup>3</sup>)</td> <td>機-33</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量 → 44 機械損料数量→1.33</td> </tr> </tbody> </table>	名称	規格	単位	数量	摘要	普通作業員		人		表 2.2	バックホウ (クローラ型) 運転	後方超小旋回型・ 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積 0.28m <sup>3</sup> (平積 0.2m <sup>3</sup> )	日	10/D	表 2.1 機械損料	諸雑費		式	1		計					名称	規格	単位	数量	摘要	普通作業員		人		表 2.4	バックホウ (クローラ型) 運転	後方超小旋回型・超低騒音型 排出ガス対策型(第3次基準値) 山積 0.45m <sup>3</sup> (平積 0.35m <sup>3</sup> )	日	100/D	表 2.3 機械損料	諸雑費		式	1		計					機械名	規格	適用単価	指定事項	バックホウ (クローラ型)	後方超小旋回型・ 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積 0.28m <sup>3</sup> (平積 0.2m <sup>3</sup> )	機-33	運転労務数量→ 1.00 燃料消費量 → 37 機械損料数量→ 1.59	〃	後方超小旋回型・超低騒音型 排出ガス対策型(第3次基準値) 山積 0.45m <sup>3</sup> (平積 0.35m <sup>3</sup> )	機-33	運転労務数量→1.00 燃料消費量 → 44 機械損料数量→1.33	
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																
普通作業員		人		表 2.2																																																																
バックホウ (クローラ型) 運転	後方超小旋回型・ 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積 0.28m <sup>3</sup> (平積 0.2m <sup>3</sup> )	日	10/D	表 2.1 機械損料																																																																
諸雑費		式	1																																																																	
計																																																																				
名称	規格	単位	数量	摘要																																																																
普通作業員		人		表 2.4																																																																
バックホウ (クローラ型) 運転	後方超小旋回型・超低騒音型 排出ガス対策型(第3次基準値) 山積 0.45m <sup>3</sup> (平積 0.35m <sup>3</sup> )	日	100/D	表 2.3 機械損料																																																																
諸雑費		式	1																																																																	
計																																																																				
機械名	規格	適用単価	指定事項																																																																	
バックホウ (クローラ型)	後方超小旋回型・ 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積 0.28m <sup>3</sup> (平積 0.2m <sup>3</sup> )	機-33	運転労務数量→ 1.00 燃料消費量 → 37 機械損料数量→ 1.59																																																																	
〃	後方超小旋回型・超低騒音型 排出ガス対策型(第3次基準値) 山積 0.45m <sup>3</sup> (平積 0.35m <sup>3</sup> )	機-33	運転労務数量→1.00 燃料消費量 → 44 機械損料数量→1.33																																																																	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																																																																																																			
作業土工 (床掘)		(新規)	作業土工 (床掘工)	16	<p>※参考 ICT作業土工(床掘工) 適用範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">代表機材規格</th> <th colspan="5">施工方法</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>標準</th> <th>平均 施工幅 1m以上 2m未満</th> <th>掘削 深さ 5m超 20m以下</th> <th>掘削 深さ 20m超</th> <th>左記 以外 (小規模)</th> <th>現場 制約 あり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">機械</td> <td>バックホウ(クローラ型) [標準型・超低騒音型・排出 ガス対策型(第3次基準値)] 山積 0.8m<sup>3</sup>(平積 0.6m<sup>3</sup>)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td>バックホウ(クローラ型) [後方超小旋回型・超低騒 音型・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 山積 0.45m<sup>3</sup>(平積 0.35m<sup>3</sup>)</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>賃料</td> </tr> <tr> <td>バックホウ(クローラ型) [後方超小旋回型・排出ガス 対策型(第2次基準値)] 山積 0.28m<sup>3</sup>(平積 0.2m<sup>3</sup>)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クラムシェル[油圧ロープ式・ クローラ型]平積 0.8m<sup>3</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>クラムシェル[油圧クラムシェ ル・テレスコピック式] 平積 0.4m<sup>3</sup></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型バックホウ(クローラ型) [標準型・排出ガス対策型 (第1次基準値)] 山積 0.08m<sup>3</sup>(平積 0.06m<sup>3</sup>)</td> <td></td> <td></td> <td>◎</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>K3</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">労務</td> <td>R1 運転手(特殊)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R2 普通作業員</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>R3 特殊作業員</td> <td></td> <td></td> <td>◎</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">材料</td> <td>Z1 軽油 バトロール給油</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z2</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z3</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Z4</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市場単価</td> <td>S</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※◎:障害有りの場合、△:土留方式無し以外の場合</p>	項目	代表機材規格	施工方法					備考	標準	平均 施工幅 1m以上 2m未満	掘削 深さ 5m超 20m以下	掘削 深さ 20m超	左記 以外 (小規模)	現場 制約 あり	機械	バックホウ(クローラ型) [標準型・超低騒音型・排出 ガス対策型(第3次基準値)] 山積 0.8m <sup>3</sup> (平積 0.6m <sup>3</sup> )	○					賃料	バックホウ(クローラ型) [後方超小旋回型・超低騒 音型・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 山積 0.45m <sup>3</sup> (平積 0.35m <sup>3</sup> )		○				賃料	バックホウ(クローラ型) [後方超小旋回型・排出ガス 対策型(第2次基準値)] 山積 0.28m <sup>3</sup> (平積 0.2m <sup>3</sup> )					○		クラムシェル[油圧ロープ式・ クローラ型]平積 0.8m <sup>3</sup>				○			クラムシェル[油圧クラムシェ ル・テレスコピック式] 平積 0.4m <sup>3</sup>			○				小型バックホウ(クローラ型) [標準型・排出ガス対策型 (第1次基準値)] 山積 0.08m <sup>3</sup> (平積 0.06m <sup>3</sup> )			◎	○			K3	-							労務	R1 運転手(特殊)	○	○	○	○	○		R2 普通作業員	△	△	○	○	○	○	R3 特殊作業員			◎	○			R4	-						材料	Z1 軽油 バトロール給油	○	○	○	○	○		Z2	-						Z3	-						Z4	-						市場単価	S	-						
項目	代表機材規格	施工方法						備考																																																																																																																																	
		標準	平均 施工幅 1m以上 2m未満	掘削 深さ 5m超 20m以下	掘削 深さ 20m超	左記 以外 (小規模)	現場 制約 あり																																																																																																																																		
機械	バックホウ(クローラ型) [標準型・超低騒音型・排出 ガス対策型(第3次基準値)] 山積 0.8m <sup>3</sup> (平積 0.6m <sup>3</sup> )	○					賃料																																																																																																																																		
	バックホウ(クローラ型) [後方超小旋回型・超低騒 音型・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 山積 0.45m <sup>3</sup> (平積 0.35m <sup>3</sup> )		○				賃料																																																																																																																																		
	バックホウ(クローラ型) [後方超小旋回型・排出ガス 対策型(第2次基準値)] 山積 0.28m <sup>3</sup> (平積 0.2m <sup>3</sup> )					○																																																																																																																																			
	クラムシェル[油圧ロープ式・ クローラ型]平積 0.8m <sup>3</sup>				○																																																																																																																																				
	クラムシェル[油圧クラムシェ ル・テレスコピック式] 平積 0.4m <sup>3</sup>			○																																																																																																																																					
	小型バックホウ(クローラ型) [標準型・排出ガス対策型 (第1次基準値)] 山積 0.08m <sup>3</sup> (平積 0.06m <sup>3</sup> )			◎	○																																																																																																																																				
K3	-																																																																																																																																								
労務	R1 運転手(特殊)	○	○	○	○	○																																																																																																																																			
	R2 普通作業員	△	△	○	○	○	○																																																																																																																																		
	R3 特殊作業員			◎	○																																																																																																																																				
	R4	-																																																																																																																																							
材料	Z1 軽油 バトロール給油	○	○	○	○	○																																																																																																																																			
	Z2	-																																																																																																																																							
	Z3	-																																																																																																																																							
	Z4	-																																																																																																																																							
市場単価	S	-																																																																																																																																							

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
法面工	1	<p>第2条 概要</p> <p>ICT活用工事とは、以下に示す、①②④⑤の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 3次元起工測量</li> <li>② 3次元設計データ作成等</li> <li>③ 該当なし</li> <li>④ 3次元出来形管理等の施工管理</li> <li>⑤ 3次元データの納品</li> </ol> <p>ICT法面工はICT土工の関連施工工種として実施することとする。</p> <p>第3条 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。</p> <p>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。</p> <p>また、法面工の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用とする。</p> <p>ICT土工等の起工測量データ等を活用することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量</li> <li>2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</li> <li>3) TS等光波方式を用いた起工測量</li> <li>4) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量</li> <li>5) RTK-GNSSを用いた起工測量</li> <li>6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</li> <li>7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</li> <li>8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量</li> </ol>	法面工	1	<p>第2条 概要</p> <p>ICT活用工事とは、以下に示す、①②④⑤の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 3次元起工測量</li> <li>② 3次元設計データ作成等</li> <li>③ 該当なし</li> <li>④ 3次元出来形管理等の施工管理</li> <li>⑤ 3次元データの納品</li> </ol> <p>ICT法面工はICT土工等の関連施工工種として実施することとする。</p> <p>第3条 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとし、<b>関連要領等</b>については、<b>最新のものを適用するものとする。</b></p> <p><b>関連要領等</b>: <a href="https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html">https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html</a></p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、<b>以下1)～7)</b>から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。</p> <p>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。</p> <p>また、法面工の関連施工としてICT土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用<b>工事</b>とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量</li> <li>2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</li> <li>3) <b>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</b></li> <li>4) <b>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</b></li> <li>5) TS等光波方式を用いた起工測量</li> <li>6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量</li> <li>7) RTK-GNSSを用いた起工測量</li> </ol>	
	2	<p>② 3次元設計データ作成等</p> <p>(1) 3次元設計データ作成</p> <p>第3条①で作成した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>3次元設計データ作成はICT土工と合わせて行うが、ICT法面工の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式でのデータ作成は必須としない。</p>		2	<p>② 3次元設計データ作成等</p> <p>(1) 3次元設計データ作成</p> <p>第3条①で作成した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p><b>また</b>、3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT法面工の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式でのデータ作成は必須としない。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
法面工	2	<p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 法面工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理 下記1)～8)の技術から選択(複数以上可)して、出来形管理を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>3) TS等光波方式を用いた出来形管理</li> <li>4) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理</li> <li>5) RTK-GNSSを用いた出来形管理</li> <li>6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>8) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</li> </ol> <p>なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により1)～8)のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行ってもよいものとし監督職員と協議する。</p>	法面工	2	<p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 法面工の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理 法面工等の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択(複数以上可)して、出来形管理を実施するものとする。</p> <p>また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>5) TS等光波方式を用いた出来形管理</li> <li>6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理</li> <li>7) RTK-GNSSを用いた出来形管理</li> </ol> <p>なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～7)のICT施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行ってもよいものとする。</p>	
	2	<p>(2) 出来形管理基準および規格値 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は上記(1)で定める計測技術を用い下記1)の出来形管理要領(案)による。</p>		2	<p>(2) 出来形管理基準および規格値 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は上記(1)で定める計測技術を用い以下1)の出来形管理要領(案)による。</p>	
	3	<p>⑤ 3次元データの納品 第3条④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p>		3	<p>⑤ 3次元データの納品 第3条①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																																		
法面工	3	<p style="text-align: center;">＜表-1 ICT施工技術と適用工種＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">段階</th> <th rowspan="2">技術名</th> <th rowspan="2">対象作業</th> <th rowspan="2">建設機械</th> <th colspan="2">適用</th> <th rowspan="2">監督・検査 施工管理</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>新設</th> <th>修善</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">3次元 起工測量/ 3次元 出来形管 理等施工 技術</td> <td>空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,3,11, 12,13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,4,14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TS 等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>RTK-GNSSを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3次元計測技術を用いた出来形計測要領</td> <td>出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>2,5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【凡例】○:適用可能 -:適用外</p> <p>【要領一覧】(出典の記載がないものの出典は、全て国土交通省である)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編</li> <li>② 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編</li> <li>③ 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>④ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑤ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)</li> <li>⑥ TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑦ TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)</li> <li>⑨ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑩ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑪ 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領</li> <li>⑫ 公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準(案)一国土地理院</li> <li>⑬ UAVを用いた公共測量マニュアル(案)一国土地理院</li> <li>⑭ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)一国土地理院</li> </ol> <p>注:上記各要領において国の仕様書等の記載は県の仕様書等に読み替えるものとし、県の仕様書等に定めがないものは国の仕様書等を準用すること。</p>	段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考	新設	修善	3次元 起工測量/ 3次元 出来形管 理等施工 技術	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1,3,11, 12,13		地上型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1,4,14		TS 等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1,6		TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1,7		RTK-GNSSを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1,8		無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1,9		地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1,10		3次元計測技術を用いた出来形計測要領	出来形計測	-	○	○	2,5		法面工	(削除)	
段階	技術名	対象作業					建設機械	適用			監督・検査 施工管理	備考																																																												
			新設	修善																																																																				
3次元 起工測量/ 3次元 出来形管 理等施工 技術	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1,3,11, 12,13																																																																		
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1,4,14																																																																		
	TS 等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1,6																																																																		
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1,7																																																																		
	RTK-GNSSを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1,8																																																																		
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1,9																																																																		
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1,10																																																																		
3次元計測技術を用いた出来形計測要領	出来形計測	-	○	○	2,5																																																																			

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
法面工	4	<p>第4条 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事は、<b>下記</b>(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1)対象工種</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける<b>下記</b>の工種とする。</p>	法面工	3	<p>第4条 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事は、<b>以下</b>(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1)対象工種</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける<b>以下</b>の工種とする。</p>	
	5	<p>第7条 ICT活用工事の積算方法</p> <p>1. 下記表<b>3</b>に示すとおりとする。</p> <p>&lt;表<b>3</b> 発注方法ごとの積算の取り扱い&gt;</p>		4	<p>第7条 ICT活用工事の積算方法</p> <p>1. 下記表<b>1</b>に示すとおりとする。</p> <p>&lt;表<b>1</b> 発注方法ごとの積算の取り扱い&gt;</p>	
	5	<p>第8条 ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>請負者が円滑にICT<b>活用工事</b>を導入し、<b>ICT施工技術</b>を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。</p> <p>1 施工管理、監督・検査の対応</p> <p>ICT<b>活用工事</b>を実施するにあたって、別途定められている<b>施工管理要領、監督検査要領(表-1)</b>に則り、監督・検査を実施するものとする。</p> <p>監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。</p> <p>2 3次元設計データの貸与</p> <p>1. ICT活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。</p> <p>2. 発注者は、詳細設計において、ICT活用工事に必要な3次元設計データを作成した場合は、請負者に貸与するほか、ICT活用工事を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に請負者に貸与するものとする。</p> <p>なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ(グラウンドデータ)を含まない場合、「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費は工事費にて当該工事に変更計上するものとする。</p>		4	<p>第8条 ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>請負者が円滑にICT<b>施工技術</b>を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。</p> <p>1 施工管理、監督・検査の対応</p> <p>ICT<b>施工技術の活用</b>を実施するにあたって、別途定められている「<b>3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)</b>」及び各種「<b>出来形管理の監督・検査要領(案)</b>」に則り、監督・検査を実施するものとする。</p> <p>監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。</p> <p>2 3次元設計データの貸与</p> <p>発注者は、請負者が3次元設計データ作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを請負者に貸与するほか、ICT施工技術を活用する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に請負者に貸与するものとする。</p>	
10	<p>別紙(記載例-1)</p> <p>床掘</p>	9	<p>別紙(記載例-1)</p> <p>床掘<b>工</b></p>			

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
法面工	12	<p>2. 適用工種</p> <p>○ 法面工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モルタル吹付</li> <li>・コンクリート吹付</li> <li>・機械播種施工による植生工(植生基材吹付, 客土吹付, 種子散布)</li> <li>・人力施工による植生工(植生マット, 植生シート, 植生筋, 筋芝, 張芝)</li> <li>・現場吹付法砕工</li> <li>・落石防止工</li> </ul>	法面工	11	<p>2. 適用工種</p> <p>○ 法面工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モルタル吹付</li> <li>・コンクリート吹付</li> <li>・機械播種施工による植生工(植生基材吹付, 客土吹付, 種子散布)</li> <li>・人力施工による植生工(植生マット, 植生シート, 植生筋, 筋芝, 張芝)</li> <li>・現場吹付法砕工</li> <li>・落石防止工</li> </ul> <p>なお、上記以外の工種においても、ICT施工技術を活用できる場合は、ICT活用工事としてもよい。</p>	
	12	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p>		11	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む)を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>費用の計上について、請負者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、請負者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</p> <p>また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。</p> <p>なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
法面工	12	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。ただし、法面工(ICT)と同時に実施する土工(ICT)において補正係数を乗じる場合は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>・ 現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～5)とし、ICT活用工事(法面工)実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、変更の対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理(現場吹付法枠工は除く)</li> <li>3) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>4) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>5) 上記1)～4)に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理</li> </ol>	法面工	12	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>(1) 出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。費用の計上方法については、請負者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>なお、請負者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。</p> <p>また、請負者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、法面工(ICT)と同時に実施する土工(ICT)等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>・ 現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、変更の対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理(現場吹付法枠工は除く)</li> <li>3) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>4) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> </ol>	
	13	<p>(2) 費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。</li> <li>2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。</li> </ol>		12	<p>(2) 費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上しない。</li> <li>2) 請負者からの見積り又は補正係数で乗じた額での費用計上方法は以下のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補正係数を乗じて算出される金額 &lt; 請負者からの見積りによる金額</li> </ul> </li> <li>② 請負者からの見積りによる金額を計上する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補正係数を乗じて算出される金額 &gt; 請負者からの見積りによる金額</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>	
	(新規)			12	<p>5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について</p> <p>施工箇所が点在する工事に該当する場合は、積算基準及び歩掛表「第1編第2章 工事費の積算」及び「第1編第12章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
付帯構造物 設置工	1	<p>第3条 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。</p> <p>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。</p> <p>また、付帯構造物設置工の関連施工としてICT土工及びICT舗装工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量</li> <li>2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</li> <li>3) TS等光波方式を用いた起工測量</li> <li>4) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量</li> <li>5) RTK-GNSSを用いた起工測量</li> <li>6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</li> <li>7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</li> <li>8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量</li> </ol>	付帯構造物 設置工	1	<p>第3条 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとし、<b>関連要領等については、最新のものを適用するものとする。</b></p> <p><b>関連要領等</b>:<a href="https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html">https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html</a></p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、<b>以下</b>1)～7)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。</p> <p>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。</p> <p>また、付帯構造物設置工の関連施工としてICT土工<b>等</b>が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量</li> <li>2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</li> <li>3) <b>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</b></li> <li>4) <b>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</b></li> <li>5) TS等光波方式を用いた起工測量</li> <li>6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量</li> <li>7) RTK-GNSSを用いた起工測量</li> </ol>	
	2	<p>② 3次元設計データ作成等</p> <p>(1) 3次元設計データ作成</p> <p>第3条①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>3次元設計データ作成はICT土工<b>及び</b>ICT舗装工と合わせて行うが、ICT付帯構造物設置工の施工管理においては、3次元設計データとして、3次元座標を用いた線形データも活用できる。TIN形式でのデータ作成は必須としない。</p>		2	<p>② 3次元設計データ作成等</p> <p>(1) 3次元設計データ作成</p> <p>第3条①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>3次元設計データ作成はICT土工<b>等</b>と合わせて行うが、ICT付帯構造物設置工の施工管理においては、3次元設計データとして、3次元座標を用いた線形データも活用できる。TIN形式でのデータ作成は必須としない。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																																																
付帯構造物設置工	2	<p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 付帯構造物設置工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理 下記1～7)の技術から選択(複数以上可)して、出来形管理を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) TS等光波方式を用いた出来形管理</li> <li>2) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理</li> <li>3) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>4) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>5) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>6) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>7) RTK-GNSSを用いた起工測量</li> <li>8) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</li> </ol> <p>なお、監督員との協議の上でほかの計測技術による出来形管理を行っても良い。</p>	付帯構造物設置工	2	<p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 付帯構造物設置工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理 付帯構造物設置工の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択(複数以上可)して、出来形管理を実施するものとする。</p> <p>また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>5) TS等光波方式を用いた出来形管理</li> <li>6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理</li> <li>7) RTK-GNSSを用いた起工測量</li> </ol>																																																																																	
	2	<p>⑤ 3次元データの納品 3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。</p>		2	<p>⑤ 3次元データの納品 第3条①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</p>																																																																																	
	3	<p>＜表－1 ICT施工技術と適用工種＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">段階</th> <th rowspan="2">技術名</th> <th rowspan="2">対象作業</th> <th rowspan="2">建設機械</th> <th colspan="2">適用</th> <th rowspan="2">監督・検査 施工管理</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>新設</th> <th>修繕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">3次元 起工測量/ 3次元 出来形管 理等施工 管理</td> <td>空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,2,14 ,15,16</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,3,17</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トータルステーション等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>RTK-GNSSを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,4,14 ,15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TS等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(舗装工事編)</td> <td>出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>9,10</td> <td>付帯構造物工</td> </tr> <tr> <td>TS等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(護岸工事編)</td> <td>出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>11,12</td> <td>護岸工</td> </tr> <tr> <td>3次元計測技術を用いた出来形計測</td> <td>出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,13</td> <td>護岸工</td> </tr> </tbody> </table> <p>【凡例】 ○：適用可能 -：適用外</p>	段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考	新設	修繕	3次元 起工測量/ 3次元 出来形管 理等施工 管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量	-	○	○	1,2,14 ,15,16		地上型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量	-	○	○	1,3,17		トータルステーション等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量	-	○	○	1,6		トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量	-	○	○	1,7		RTK-GNSSを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量	-	○	○	1,8		無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量	-	○	○	1,4,14 ,15		地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量	-	○	○	1,5		TS等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(舗装工事編)	出来形計測	-	○	○	9,10	付帯構造物工	TS等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(護岸工事編)	出来形計測	-	○	○	11,12	護岸工	3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	-	○	○	1,13	護岸工		(削除)	
段階	技術名	対象作業					建設機械	適用			監督・検査 施工管理	備考																																																																										
			新設	修繕																																																																																		
3次元 起工測量/ 3次元 出来形管 理等施工 管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量	-	○	○	1,2,14 ,15,16																																																																																
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量	-	○	○	1,3,17																																																																																
	トータルステーション等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量	-	○	○	1,6																																																																																
	トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量	-	○	○	1,7																																																																																
	RTK-GNSSを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量	-	○	○	1,8																																																																																
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量	-	○	○	1,4,14 ,15																																																																																
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量	-	○	○	1,5																																																																																
	TS等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(舗装工事編)	出来形計測	-	○	○	9,10	付帯構造物工																																																																															
	TS等光波方式を用いた起工測量/出来形管理技術(護岸工事編)	出来形計測	-	○	○	11,12	護岸工																																																																															
3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	-	○	○	1,13	護岸工																																																																																

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
付帯構造物 設置工	3	<p>【要領一覧】(出典の記載がないものの出典は、全て国土交通省である)</p> <p>① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編</p> <p>② 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</p> <p>③ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</p> <p>④ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</p> <p>⑤ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</p> <p>⑥ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</p> <p>⑦ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</p> <p>⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</p> <p>⑨ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編</p> <p>⑩ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)</p> <p>⑪ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編</p> <p>⑫ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(護岸工事編)(案)</p> <p>⑬ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)</p> <p>⑭ 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領</p> <p>⑮ 公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準(案)－国土地理院</p> <p>⑯ UAVを用いた公共測量マニュアル(案)－国土地理院</p> <p>⑰ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)－国土地理院</p> <p>注:上記各要領において国の仕様書等の記載は県の仕様書等に読み替えるものとし、県の仕様書等に定めがないものは国の仕様書等を準用すること。</p>	付帯構造物 設置工		(削除)	
	4	<p>第4条 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事は、下記(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1) 対象工種</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。</p>		3	<p>第4条 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事は、以下(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1) 対象工種</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける以下の工種とする。</p>	
	4	<p>第5条 ICT活用工事の実施方法</p> <p>1. ICT土工における関連施工種とするため、ICT 付帯構造物設置工単独での実施は行わない</p>		3	<p>第5条 ICT活用工事の実施方法</p> <p>1. ICT土工等における関連施工種とするため、ICT付帯構造物設置工単独での実施は行わない。</p>	
	4	<p>第6条 ICT活用工事実施の推進のための措置</p> <p>ICT土工における関連施工種とするため、「工事成績による加点」の取扱についてはICT活用工事(土工)実施要領によるものとし、二重で行わない。</p>		3	<p>第6条 ICT活用工事実施の推進のための措置</p> <p>ICT土工等における関連施工種とするため、「工事成績による加点」の取扱についてはICT活用工事(土工)実施要領によるものとし、二重で行わない。</p>	
	5	<p>第7条 ICT活用工事の積算方法</p> <p>1. 下記表-3に示すとおりとする。</p> <p>&lt;表-3 発注方法ごとの積算の取り扱い&gt;</p>		4	<p>第7条 ICT活用工事の積算方法</p> <p>1. 下記表-1に示すとおりとする。</p> <p>&lt;表-1 発注方法ごとの積算の取り扱い&gt;</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
付帯構造物設置工	5	<p>第8条 ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>請負者が円滑にICT活用施工を導入し、ICT施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。</p> <p>1. 施工管理、監督・検査の対応</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたって、別途定められている施工管理要領、監督検査要領(表-1)に則り、監督・検査を実施するものとする。</p> <p>監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。</p>	付帯構造物設置工	4	<p>第8条 ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>請負者が円滑にICT施工技術を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。</p> <p>1. 施工管理、監督・検査の対応</p> <p>ICT施工技術の活用を実施するにあたって、別途定められている3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)及び各種「出来形管理の監督・検査要領(案)」に則り、監督・検査を実施するものとする。</p> <p>監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。</p>	
	5	<p>2. 3次元設計データの貸与</p> <p>(1) ICT活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。</p> <p>(2) 発注者は、詳細設計において、ICT活用工事に必要な3次元設計データを作成した場合は、請負者に貸与するほか、ICT活用施工を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に請負者に貸与するものとする。</p> <p>なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ(グラウンドデータ)を含まない場合、「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費は工事費にて当該工事に変更計上するものとする。</p>		4	<p>2. 3次元設計データの貸与</p> <p>発注者は、3次元設計データ作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを請負者に貸与する。ほか、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に請負者に貸与するものとする。</p>	
	10	<p>別紙(記載例-1)</p> <p>床掘</p>		9	<p>別紙(記載例-1)</p> <p>床掘工</p>	
	12	<p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、3次元設計データを活用した付帯構造物設置工(以下、付帯構造物設置工(ICT))に適用する。なお、付帯構造物設置工(ICT)については、ICT土工及びICT舗装工と同時に実施する場合に適用できるものとする。</p>		11	<p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、3次元設計データを活用した付帯構造物設置工(以下、付帯構造物設置工(ICT))に適用する。なお、付帯構造物設置工(ICT)については、ICT土工等と同時に実施する場合に適用できるものとする。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
付帯構造物設置工	12	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p>	付帯構造物設置工	11	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む)を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>費用の計上について、請負者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、請負者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</p> <p>また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。</p> <p>なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない</p>	
	12 13	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。ただし、付帯構造物設置工(ICT)と同時に実施する、ICT 土工及び ICT 舗装工において補正係数を乗じる場合は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～5)とし、ICT活用工事(付帯構造物設置工)実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>上記1)～4)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</li> </ol>		12	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>(1) 出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。</p> <p>費用の計上方法については、請負者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>なお、請負者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。</p> <p>また、請負者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、付帯構造物設置工(ICT)と同時に実施する、ICT土工等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> </ol>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
付帯構造物 設置工	13	(2)費用計上にあたっての留意事項 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。	付帯構造物 設置工	12	(2)費用計上にあたっての留意事項 1) 「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上しない。 2) 請負者からの見積り又は補正係数で乗じた額での費用計上方法は以下のとおりである。 ① 補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合 ・補正係数を乗じて算出される金額<請負者からの見積りによる金額 ② 請負者からの見積りによる金額を計上する場合 ・補正係数を乗じて算出される金額>請負者からの見積りによる金額	
		(新規)		12	5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について 施工箇所が点在する工事に該当する場合は、積算基準及び歩掛表「第1編第2章 工事費の積算」及び「第1編第12章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。	
擁壁工	1	第2条 概要 ICT活用工事とは、以下に示す①②④⑤の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。また、「ICT擁壁工」という略称を用いることがある。	擁壁工	1	第2条 概要 ICT活用工事とは、以下に示す①②④⑤の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。また、「ICT擁壁工」という略称を用いる。	
	1	第3条 ICT施工技術の具体的内容 ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。 ① 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2) 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3) TS等光波方式を用いた起工測量 4) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 5) RTK-GNSSを用いた起工測量 6) 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 7) 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量		1	第3条 ICT施工技術の具体的内容 ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとし、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。 関連要領等: <a href="https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html">https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html</a> ① 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2) 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3) 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 4) 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 5) TS等光波方式を用いた起工測量 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 7) RTK-GNSSを用いた起工測量	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
擁壁工	1	<p>② 3次元設計データ作成等</p> <p>(1) 3次元設計データ作成</p> <p>発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。3次元設計データ作成はICT土工と合わせて行うが、ICT擁壁工の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。</p>	擁壁工	1	<p>② 3次元設計データ作成等</p> <p>(1) 3次元設計データ作成</p> <p>発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT擁壁工の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。</p>	
	1	<p>③ ICT 建設機械による施工</p> <p>擁壁工においては該当無し</p>		2	<p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>ICT擁壁工においては該当無し</p>	
	2	<p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>擁壁工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理</p> <p>下記1)～8)の技術から選択(複数以上可)して、出来形計測を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>3) TS等光波方式を用いた出来形管理</li> <li>4) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理</li> <li>5) RTK-GNSSを用いた出来形管理</li> <li>6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>8) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</li> </ol> <p>なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により1)～8)のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行ってもよいものとし監督職員と協議する。</p> <p>(2) 出来形管理基準および規格値</p> <p>出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い下記1)の出来形管理要領による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)</li> </ol>		2	<p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>ICT擁壁工の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理</p> <p>ICT擁壁工の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択(複数以上可)して、出来形管理を実施するものとする。</p> <p>また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤)によって納品するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>5) TS等光波方式を用いた出来形管理</li> <li>6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理</li> <li>7) RTK-GNSSを用いた出来形管理</li> </ol> <p>なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～7)のICT施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行ってもよいものとする。</p> <p>(2) 出来形管理基準および規格値</p> <p>出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い以下1)の出来形管理要領による。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)</li> </ol>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																																		
擁壁工	2	⑤ 3次元データの納品 第3条④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。	擁壁工	2	⑤ 3次元データの納品 第3条①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。																																																																			
	3	<p style="text-align: center;">＜表-1 ICT施工技術と適用工種＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">段階</th> <th rowspan="2">技術名</th> <th rowspan="2">対象作業</th> <th rowspan="2">建設機械</th> <th colspan="2">適用</th> <th rowspan="2">監督・検査 施工管理</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>新設</th> <th>修繕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">3次元 起工測量/ 3次元 出来形管 理等施工 管理</td> <td>空中写真測量(無人航空機)を用いた 起工測量/出来形計測技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1, 3, 11, 12, 13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上レーザースキャナーを用いた起工 測量/出来形計測技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1, 4, 14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TS 等光波方式を用いた起工測量/出 来形計測技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1, 6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測 量/出来形計測技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1, 7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>RTK-GNSSを用いた起工測量/出来 形計測技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1, 8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無人航空機搭載型レーザースキャナー を用いた起工測量/出来形計測(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1, 9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上移動体搭載型レーザースキャナー を用いた起工測量/出来形計測(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1, 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3次元計測技術を用いた出来形計測</td> <td>出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>2, 5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【凡例】○:適用可能 -:適用外</p> <p>【要領一覧】(出典の記載がないものの出典は、全て国土交通省である)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編</li> <li>② 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編</li> <li>③ 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>④ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑤ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)</li> <li>⑥ TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑦ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑨ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑩ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑪ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領</li> <li>⑫ 公共測量における UAV の使用に関する安全基準-国土地理院</li> <li>⑬ UAVを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院</li> <li>⑭ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院</li> </ul>	段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考	新設	修繕	3次元 起工測量/ 3次元 出来形管 理等施工 管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた 起工測量/出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 3, 11, 12, 13		地上レーザースキャナーを用いた起工 測量/出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 4, 14		TS 等光波方式を用いた起工測量/出 来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 6		TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測 量/出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 7		RTK-GNSSを用いた起工測量/出来 形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 8		無人航空機搭載型レーザースキャナー を用いた起工測量/出来形計測(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 9		地上移動体搭載型レーザースキャナー を用いた起工測量/出来形計測(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 10		3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	-	○	○	2, 5			(削除)	
段階	技術名	対象作業					建設機械	適用			監督・検査 施工管理	備考																																																												
			新設	修繕																																																																				
3次元 起工測量/ 3次元 出来形管 理等施工 管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた 起工測量/出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 3, 11, 12, 13																																																																		
	地上レーザースキャナーを用いた起工 測量/出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 4, 14																																																																		
	TS 等光波方式を用いた起工測量/出 来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 6																																																																		
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測 量/出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 7																																																																		
	RTK-GNSSを用いた起工測量/出来 形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 8																																																																		
	無人航空機搭載型レーザースキャナー を用いた起工測量/出来形計測(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 9																																																																		
	地上移動体搭載型レーザースキャナー を用いた起工測量/出来形計測(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 10																																																																		
	3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	-	○	○	2, 5																																																																		

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
擁壁工	4	<p>第4条 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象工事は、下記(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1) 対象工種 ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。</p> <p>1) 擁壁工</p>	擁壁工	3	<p>第4条 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象工事は、以下(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1) 対象工種 ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける以下の工種とする。</p> <p>1) 擁壁工</p>	
	4	<p>第6条 発注方法毎におけるICT施工技術の取り扱い 下記表-2に示すとおりとする。</p> <p>受注者希望型は、請負者発議による受発注者協議の上で実施できるものとし、どの技術を実施するかは請負者の申し出による。ただし、「3次元起工測量」、「3次元設計データ作成」を実施する場合、原則、「3次元出来形管理等の施工管理」を実施するものとする。</p> <p>&lt;表-2 発注方法ごとのICT施工技術の取り扱い&gt;</p>		3	<p>第6条 発注方法毎におけるICT施工技術の取り扱い 下記表-1に示すとおりとする。</p> <p>受注者希望型は、請負者発議による受発注者協議の上で実施できるものとし、どの技術を実施するかは請負者の申し出による。ただし、「3次元起工測量」、「3次元設計データ作成」を実施する場合、原則、「3次元出来形管理等の施工管理」を実施するものとする。</p> <p>&lt;表-1 発注方法ごとのICT施工技術の取り扱い&gt;</p>	
	5	<p>第8条 ICT活用工事の積算方法 1. 下記表-3に示すとおりとする。</p> <p>&lt;表-3 発注方法ごとの積算の取り扱い&gt;</p>		4	<p>第8条 ICT活用工事の積算方法 1. 下記表-2に示すとおりとする。</p> <p>&lt;表-2 発注方法ごとの積算の取り扱い&gt;</p>	
	5	<p>1. 施工管理、監督・検査の対応 ICT活用工事を実施するにあたって、別途定められている施工管理要領、監督検査要領(表-1)に則り、監督・検査を実施するものとする。</p> <p>監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。</p>		5	<p>1. 施工管理、監督・検査の対応 ICT施工技術の活用を実施するにあたって、別途定められている「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」及び各種「出来形管理の監督・検査要領(案)」に則り、監督・検査を実施するものとする。</p> <p>監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。</p>	
	6	<p>2. 3次元設計データの貸与 (1) ICT活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。</p> <p>(2) 発注者は、詳細設計において、ICT活用工事に必要な3次元設計データを作成した場合は、請負者に貸与するほか、ICT活用工事を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に請負者に貸与するものとする。</p> <p>なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ(グラウンドデータ)を含まない場合、「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費は工事費にて当該工事に変更計上するものとする。</p>		5	<p>2. 3次元設計データの貸与 発注者は、3次元設計データ作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを請負者に貸与する。ほか、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に請負者に貸与するものとする。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																				
擁壁工	8	<p>別紙-1</p> <p style="text-align: center;"><b>建設ICT活用計画書(擁壁工)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">ICTを活用する 工種・数量</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">建設生産プロセスの段階</th> <th style="width: 15%;">作業内容</th> <th style="width: 10%;">採用する 技術番号 (参考)</th> <th style="width: 60%;">技術番号・技術名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元起工測量</td> <td></td> <td></td> <td>1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 TS等光波方式を用いた起工測量 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 5 RTK-GNSSを用いた起工測量 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 8 その他の3次元計測技術を用いた起工測量 ( )</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成</td> <td></td> <td></td> <td>※作成した3次元設計データを ICT 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理</td> <td><input type="checkbox"/> 出来形</td> <td></td> <td>1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 TS等光波方式を用いた出来形管理 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 5 RTK-GNSSを用いた出来形管理 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 8 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 ( )</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元データの納品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ICTを活用する 工種・数量		建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名	<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 TS等光波方式を用いた起工測量 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 5 RTK-GNSSを用いた起工測量 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 8 その他の3次元計測技術を用いた起工測量 ( )	<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データを ICT 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合	<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査				<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 TS等光波方式を用いた出来形管理 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 5 RTK-GNSSを用いた出来形管理 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 8 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 ( )	<input type="checkbox"/> 3次元データの納品				擁壁工	7	<p>別紙-1</p> <p style="text-align: center;"><b>建設ICT活用計画書(擁壁工)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">ICTを活用する 工種・数量</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">建設生産プロセスの段階</th> <th style="width: 15%;">作業内容</th> <th style="width: 10%;">採用する 技術番号 (参考)</th> <th style="width: 60%;">技術番号・技術名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元起工測量</td> <td></td> <td></td> <td>1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 5 TS等光波方式を用いた起工測量 6 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 7 RTK-GNSSを用いた起工測量</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成</td> <td></td> <td></td> <td>※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理</td> <td><input type="checkbox"/> 出来形</td> <td></td> <td>1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 5 TS等光波方式を用いた出来形管理 6 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 7 RTK-GNSSを用いた出来形管理</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元データの納品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ICTを活用する 工種・数量		建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名	<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 5 TS等光波方式を用いた起工測量 6 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 7 RTK-GNSSを用いた起工測量	<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合	<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査				<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 5 TS等光波方式を用いた出来形管理 6 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 7 RTK-GNSSを用いた出来形管理	<input type="checkbox"/> 3次元データの納品				
ICTを活用する 工種・数量																																																										
建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名																																																							
<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 TS等光波方式を用いた起工測量 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 5 RTK-GNSSを用いた起工測量 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 8 その他の3次元計測技術を用いた起工測量 ( )																																																							
<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データを ICT 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合																																																							
<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査																																																										
<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 TS等光波方式を用いた出来形管理 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 5 RTK-GNSSを用いた出来形管理 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 8 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 ( )																																																							
<input type="checkbox"/> 3次元データの納品																																																										
ICTを活用する 工種・数量																																																										
建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名																																																							
<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 5 TS等光波方式を用いた起工測量 6 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 7 RTK-GNSSを用いた起工測量																																																							
<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合																																																							
<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査																																																										
<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 5 TS等光波方式を用いた出来形管理 6 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 7 RTK-GNSSを用いた出来形管理																																																							
<input type="checkbox"/> 3次元データの納品																																																										
	12	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p>		11	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>費用の計上について、請負者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、請負者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</p> <p>また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。</p> <p>なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない</p>																																																					

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
擁壁工	12	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～5)とし、ICT活用工事(擁壁工)実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>上記1)～4)に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理</li> </ol>	擁壁工	11	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>(1) 出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。</p> <p>費用の計上方法については、請負者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>なお、請負者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。</p> <p>また、請負者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、擁壁工(ICT)と同時に実施する土工(ICT)等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> </ol>	
	12	<p>(2) 費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。</li> <li>受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。</li> </ol>		12	<p>(2) 費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上しない。</li> <li>請負者からの見積り又は補正係数で乗じた額での費用計上方法は以下のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>補正係数を乗じて算出される金額&lt;請負者からの見積りによる金額</li> </ul> </li> <li>請負者からの見積りによる金額を計上する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>補正係数を乗じて算出される金額&gt;請負者からの見積りによる金額</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>	
	(新規)				12	<p>5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について</p> <p>施工箇所が点在する工事に該当する場合は、積算基準及び歩掛表「第I編第2章 工事費の積算」及び「第I編第12章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。</p>

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
地盤改良工	1	<p>第3条 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。</p> <p>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。</p> <p>また、地盤改良の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量</li> <li>2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</li> <li>3) TS等光波方式を用いた起工測量</li> <li>4) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量</li> <li>5) RTK-GNSSを用いた起工測量</li> <li>6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</li> <li>7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</li> <li>8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量</li> </ol>	地盤改良工	1	<p>第3条 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤によるものとし、<b>関連要領等については、最新のものを適用するものとする。</b></p> <p><b>関連要領等:</b><a href="https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html">https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html</a></p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、<b>以下1)～7)</b>から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。</p> <p>起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。</p> <p>また、地盤改良の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用<b>工事</b>とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量</li> <li>2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</li> <li>3) <b>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</b></li> <li>4) <b>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</b></li> <li>5) TS等光波方式を用いた起工測量</li> <li>6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量</li> <li>7) RTK-GNSSを用いた起工測量</li> </ol>	
	2	<p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>3次元設計データを用い、下記1)、2)に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 3次元MG機能を持つ地盤改良機</li> <li>2) 3次元MC又は3次元MG建設機械</li> </ol> <p>※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称</p>		2	<p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>3次元設計データを用い、<b>以下1)、2)</b>に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。<b>位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。</b></p> <p><b>なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和5年3月31日 国土交通省告示第250号)付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 3次元MG機能を持つ地盤改良機</li> <li>2) 3次元MC又は3次元MG建設機械</li> </ol> <p>※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称</p> <p><b>建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。</b></p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																																								
地盤改良工	2	<p>④ 3次元出来形管理等の施工管理                      工事の施工管理において、<b>下記</b>に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理  <b>下記1)</b>を用いて、出来形管理を行うものとする。</p> <p>1) 施工履歴データを用いた出来形管理</p>	地盤改良工	2	<p>④ 3次元出来形管理等の施工管理                      工事の施工管理において、<b>以下</b>に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>また、請負者は地盤改良の出来形管理について<b>施工履歴データ</b>により行うこととするが、<b>改良土を盛立など履歴データによる管理が非効率となる部分</b>について<b>監督員との協議の上、従来手法による出来形管理</b>を行っても良いものとする。</p> <p>(1) 出来形管理  <b>以下1)</b>を用いて、出来形管理を行うものとする。</p> <p>1) 施工履歴データを用いた出来形管理</p>																																																																									
	2	<p>⑤ 3次元データの納品                      ICT施工技術を活用した出来形管理等の施工管理において、3次元データによる施工管理を実施した場合は、その施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p>		2	<p>⑤ 3次元データの納品  <b>第3条①②④</b>により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</p>																																																																									
	2	<p style="text-align: center;">＜表-1 ICT施工技術と適用工種＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">段階</th> <th rowspan="2">技術名</th> <th rowspan="2">対象作業</th> <th rowspan="2">建設機械</th> <th colspan="2">適用</th> <th rowspan="2">監督・検査 施工管理</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>新設</th> <th>修善</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">3次元起工測量/ 3次元出来形管理等施工管理</td> <td>空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量(土工)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,4,13,14,15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上レーザーキャナーを用いた起工測量(土工)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,5,16</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TS 等光波方式を用いた起工測量(土工)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量(土工)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>RTK-GNSSを用いた起工測量(土工)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量(土工)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,9,13,14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量(土工)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工履歴データを用いた出来形管理技術</td> <td>出来形計測 出来形管理</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>2,3,11,12</td> <td>地盤改良工</td> </tr> <tr> <td>ICT建設機械による施工</td> <td>3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術</td> <td>地盤改良</td> <td>ICT建設機械</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【凡例】 ○:適用可能 -:適用外</p>		段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考	新設	修善	3次元起工測量/ 3次元出来形管理等施工管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量(土工)	測量	-	○	○	1,4,13,14,15		地上レーザーキャナーを用いた起工測量(土工)	測量	-	○	○	1,5,16		TS 等光波方式を用いた起工測量(土工)	測量	-	○	○	1,6		TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量(土工)	測量	-	○	○	1,7		RTK-GNSSを用いた起工測量(土工)	測量	-	○	○	1,8		無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量(土工)	測量	-	○	○	1,9,13,14		地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量(土工)	測量	-	○	○	1,10		施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測 出来形管理	-	○	○	2,3,11,12	地盤改良工	ICT建設機械による施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術	地盤改良	ICT建設機械	○	○	-	
段階	技術名	対象作業	建設機械					適用				監督・検査 施工管理	備考																																																																	
				新設	修善																																																																									
3次元起工測量/ 3次元出来形管理等施工管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量(土工)	測量	-	○	○	1,4,13,14,15																																																																								
	地上レーザーキャナーを用いた起工測量(土工)	測量	-	○	○	1,5,16																																																																								
	TS 等光波方式を用いた起工測量(土工)	測量	-	○	○	1,6																																																																								
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量(土工)	測量	-	○	○	1,7																																																																								
	RTK-GNSSを用いた起工測量(土工)	測量	-	○	○	1,8																																																																								
	無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量(土工)	測量	-	○	○	1,9,13,14																																																																								
	地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量(土工)	測量	-	○	○	1,10																																																																								
施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測 出来形管理	-	○	○	2,3,11,12	地盤改良工																																																																								
ICT建設機械による施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術	地盤改良	ICT建設機械	○	○	-																																																																								

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																						
地盤改良工	3	<p>【要領一覧】(出典の記載がないものの出典は、全て国土交通省である)</p> <p>① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編</p> <p>② 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固化工(中層混合処理)編</p> <p>③ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)・バーチカルドレーン工編</p> <p>④ 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</p> <p>⑤ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</p> <p>⑥ TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</p> <p>⑦ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</p> <p>⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</p> <p>⑨ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</p> <p>⑩ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</p> <p>⑪ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)</p> <p>⑫ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)</p> <p>⑬ 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領</p> <p>⑭ 公共測量における UAV の使用に関する安全基準—国土地理院</p> <p>⑮ UAV を用いた公共測量マニュアル(案)—国土地理院</p> <p>⑯ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)—国土地理院</p> <p>注:上記各要領において国の仕様書等の記載は県の仕様書等に読み替えるものとし、県の仕様書等に定めがないものは国の仕様書等を準用すること。</p>	地盤改良工		(削除)																							
	3	<p>第4条 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事は、下記(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1) 対象工種・種別・細別</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記とする。</p> <p>＜表 ICT活用工事の対象工種・種別・細別＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>レベル2 工種</th> <th>レベル3 種別</th> <th>レベル4 細別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">地盤改良工</td> <td>路床安定処理工 表層安定処理工</td> <td>安定処理</td> </tr> <tr> <td>固結工</td> <td>中層混合処理 スラリー攪拌工</td> </tr> <tr> <td>バーチカルドレーン工</td> <td>ペーバードレーン工</td> </tr> </tbody> </table>	レベル2 工種	レベル3 種別	レベル4 細別	地盤改良工	路床安定処理工 表層安定処理工	安定処理	固結工	中層混合処理 スラリー攪拌工	バーチカルドレーン工	ペーバードレーン工		3	<p>第4条 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事は、以下(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1) 対象工種・種別・細別</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける以下とする。</p> <p>＜表 ICT活用工事の対象工種・種別・細別＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>レベル2 工種</th> <th>レベル3 種別</th> <th>レベル4 細別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">地盤改良工</td> <td>路床安定処理工 表層安定処理工</td> <td>安定処理</td> </tr> <tr> <td>固結工</td> <td>中層混合処理 スラリー攪拌工</td> </tr> <tr> <td>バーチカルドレーン工</td> <td>ペーバードレーン工</td> </tr> <tr> <td>締固め改良工</td> <td>サンドコンパクションパイル工</td> </tr> </tbody> </table>	レベル2 工種	レベル3 種別	レベル4 細別	地盤改良工	路床安定処理工 表層安定処理工	安定処理	固結工	中層混合処理 スラリー攪拌工	バーチカルドレーン工	ペーバードレーン工	締固め改良工	サンドコンパクションパイル工	
レベル2 工種	レベル3 種別	レベル4 細別																										
地盤改良工	路床安定処理工 表層安定処理工	安定処理																										
	固結工	中層混合処理 スラリー攪拌工																										
	バーチカルドレーン工	ペーバードレーン工																										
レベル2 工種	レベル3 種別	レベル4 細別																										
地盤改良工	路床安定処理工 表層安定処理工	安定処理																										
	固結工	中層混合処理 スラリー攪拌工																										
	バーチカルドレーン工	ペーバードレーン工																										
	締固め改良工	サンドコンパクションパイル工																										

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
地盤改良工	4	第5条 ICT活用工事の実施方法 ICT活用工事の発注は下記の(1)～(2)によるものとする。	地盤改良工	3	第5条 ICT活用工事の実施方法 ICT活用工事の発注は以下の(1)～(2)によるものとする。	
	4	第6条 発注方法毎におけるICT 施工技術の取り扱い 下記表-2に示すとおりとする。  <表-2 発注方法ごとの ICT 施工技術の取り扱い>		4	第6条 発注方法毎におけるICT施工技術の取り扱い 下記表-1に示すとおりとする。  <表-1 発注方法ごとのICT施工技術の取り扱い>	
	4 5	第7条 ICT 活用工事実施の推進のための措置 1. 工事成績における加点 ICT 活用工事を実施した場合、発注方法に関わらず、創意工夫において評価するものとする。評価に当っては、創意工夫の評価項目として、下記(1)～(5)に示す ICT 施工技術のうちいずれか一つでも実施した場合は、「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、(1)～(5)の技術について、活用した技術毎に評価を加える 1. 3次元起工測量 2. 3次元データによる施工計画、若しくは設計図書照査の実施 3. ICT建設機械による施工 4. 3次元出来形管理等の施工管理 5. 3次元データの納品		4	第7条 ICT活用工事実施の推進のための措置 1. 工事成績における加点 ICT活用工事を実施した場合、発注方法に関わらず、創意工夫において評価するものとする。評価に当っては、創意工夫の評価項目として、下記(1)～(5)に示すICT施工技術のうちいずれか一つでも実施した場合は、「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、(1)～(5)の技術について、活用した技術毎に評価を加える (1) 3次元起工測量 (2) 3次元データによる施工計画、若しくは設計図書照査の実施 (3) ICT建設機械による施工 (4) 3次元出来形管理等の施工管理 (5) 3次元データの納品	
	5	第8条 ICT活用工事の積算方法 1. 下記表-3に示すとおりとする。 <表-3 発注方法ごとの積算の取り扱い>		5	第8条 ICT活用工事の積算方法 1. 下記表-2に示すとおりとする。 <表-2 発注方法ごとの積算の取り扱い>	
	5	2. 積算方法 積算方法は下記(1)、(2)によるほか、「ICT 活用工事(地盤改良工)(安定処理)積算要領 愛知県」、「ICT 活用工事(地盤改良工)(中層混合処理)積算要領 愛知県」、「ICT 活用工事(地盤改良工)(スラリー攪拌工)積算要領 愛知県」及び「ICT 活用工事(地盤改良工)(ペーパードレーン工)積算要領 愛知県」によるものとする。		5	2. 積算方法 積算方法は下記(1)、(2)によるほか、「ICT活用工事(地盤改良工)(安定処理)積算要領 愛知県」、「ICT活用工事(地盤改良工)(中層混合処理)積算要領 愛知県」、「ICT活用工事(地盤改良工)(スラリー攪拌工)積算要領 愛知県」、「ICT活用工事(地盤改良工)(ペーパードレーン工)積算要領 愛知県」及び「ICT活用工事(地盤改良工)(サンドコンパクションパイル工)積算要領 愛知県」によるものとする。	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
地盤改良工	6	<p>1. 施工管理、監督・検査の対応</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたって、別途定められている施工管理要領、監督検査要領(表-1)に則り、監督・検査を実施するものとする。</p> <p>監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。</p>	地盤改良工	6	<p>1. 施工管理、監督・検査の対応</p> <p>ICT施工技術の活用を実施するにあたって、別途定められている「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」及び各種「出来形管理の監督・検査要領(案)」に則り、監督・検査を実施するものとする。</p> <p>監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。</p>	
	6	<p>2. 3次元設計データの貸与</p> <p>1. ICT活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。</p> <p>2. 発注者は、詳細設計において、ICT活用工事に必要な3次元設計データを作成した場合は、請負者に貸与するほか、ICT活用工事を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に請負者に貸与するものとする。</p> <p>なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ(グラウンドデータ)を含まない場合、「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費は工事費にて当該工事に変更計上するものとする。</p>		6	<p>2. 3次元設計データの貸与</p> <p>発注者は、3次元設計データ作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを請負者に貸与する。ほか、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に請負者に貸与するものとする。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																												
地盤改良工	9	<p>別紙-1</p> <p style="text-align: center;"><b>建設ICT活用計画書(地盤改良工)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">ICTを活用する 工種・数量</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">建設生産プロセスの段階</th> <th style="width: 15%;">作業内容</th> <th style="width: 10%;">採用する 技術番号 (参考)</th> <th style="width: 60%;">技術番号・技術名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元起工測量</td> <td></td> <td></td> <td>1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 TS 等光波方式を用いた起工測量 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 5 RTK-GNSSを用いた起工測量 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 8 その他の3次元計測技術を用いた起工測量 ( )</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成</td> <td></td> <td></td> <td>※作成した3次元設計データをICT 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工</td> <td><input type="checkbox"/> 安定処理 <input type="checkbox"/> スラリー攪拌 <input type="checkbox"/> 中層混合処理</td> <td></td> <td>1 3次元マシンガイダンス機能を持つ地盤改良機 2 3次元マシンコントロール建設機械 3 3次元マシンガイダンス建設機械</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理</td> <td><input type="checkbox"/> 出来形</td> <td></td> <td>1 施工履歴データを用いた出来形管理</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元データの納品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ICTを活用する 工種・数量		建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名	<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 TS 等光波方式を用いた起工測量 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 5 RTK-GNSSを用いた起工測量 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 8 その他の3次元計測技術を用いた起工測量 ( )	<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データをICT 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合	<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査				<input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工	<input type="checkbox"/> 安定処理 <input type="checkbox"/> スラリー攪拌 <input type="checkbox"/> 中層混合処理		1 3次元マシンガイダンス機能を持つ地盤改良機 2 3次元マシンコントロール建設機械 3 3次元マシンガイダンス建設機械	<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 施工履歴データを用いた出来形管理	<input type="checkbox"/> 3次元データの納品				地盤改良工	8	<p>別紙-1</p> <p style="text-align: center;"><b>建設ICT活用計画書(地盤改良工)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">ICTを活用する 工種・数量</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">建設生産プロセスの段階</th> <th style="width: 15%;">作業内容</th> <th style="width: 10%;">採用する 技術番号 (参考)</th> <th style="width: 60%;">技術番号・技術名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元起工測量</td> <td></td> <td></td> <td>1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 5 TS 等光波方式を用いた起工測量 6 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 7 RTK-GNSSを用いた起工測量</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成</td> <td></td> <td></td> <td>※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工</td> <td><input type="checkbox"/> 安定処理 <input type="checkbox"/> スラリー攪拌工 <input type="checkbox"/> 中層混合処理 <input type="checkbox"/> ペーパードレーン工 <input type="checkbox"/> サンドコンパクションバル工</td> <td></td> <td>1 3次元マシンガイダンス機能を持つ地盤改良機 2 3次元マシンコントロール建設機械 3 3次元マシンガイダンス建設機械</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理</td> <td><input type="checkbox"/> 出来形</td> <td></td> <td>1 施工履歴データを用いた出来形管理</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元データの納品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ICTを活用する 工種・数量		建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名	<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 5 TS 等光波方式を用いた起工測量 6 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 7 RTK-GNSSを用いた起工測量	<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合	<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査				<input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工	<input type="checkbox"/> 安定処理 <input type="checkbox"/> スラリー攪拌工 <input type="checkbox"/> 中層混合処理 <input type="checkbox"/> ペーパードレーン工 <input type="checkbox"/> サンドコンパクションバル工		1 3次元マシンガイダンス機能を持つ地盤改良機 2 3次元マシンコントロール建設機械 3 3次元マシンガイダンス建設機械	<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 施工履歴データを用いた出来形管理	<input type="checkbox"/> 3次元データの納品				
ICTを活用する 工種・数量																																																																		
建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 TS 等光波方式を用いた起工測量 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 5 RTK-GNSSを用いた起工測量 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 8 その他の3次元計測技術を用いた起工測量 ( )																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データをICT 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合																																																															
<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査																																																																		
<input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工	<input type="checkbox"/> 安定処理 <input type="checkbox"/> スラリー攪拌 <input type="checkbox"/> 中層混合処理		1 3次元マシンガイダンス機能を持つ地盤改良機 2 3次元マシンコントロール建設機械 3 3次元マシンガイダンス建設機械																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 施工履歴データを用いた出来形管理																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元データの納品																																																																		
ICTを活用する 工種・数量																																																																		
建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 5 TS 等光波方式を用いた起工測量 6 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 7 RTK-GNSSを用いた起工測量																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合																																																															
<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査																																																																		
<input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工	<input type="checkbox"/> 安定処理 <input type="checkbox"/> スラリー攪拌工 <input type="checkbox"/> 中層混合処理 <input type="checkbox"/> ペーパードレーン工 <input type="checkbox"/> サンドコンパクションバル工		1 3次元マシンガイダンス機能を持つ地盤改良機 2 3次元マシンコントロール建設機械 3 3次元マシンガイダンス建設機械																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 施工履歴データを用いた出来形管理																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元データの納品																																																																		

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																												
地盤改良工	14	<p>2.機械経費</p> <p>2-1 機械経費</p> <p>地盤改良工(ICT)の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。                      なお、賃料については、積算基準及び歩掛表(以下、「積算基準」)の「第2章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。</p> <p>① 安定処理(ICT)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ICT建設機械名</th> <th>施工箇所</th> <th>規格</th> <th>機械経費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">バックホウ (クローラ型)</td> <td>路床</td> <td>[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型 (2011年規制)] 山積0.5m<sup>3</sup>(平積0.4m<sup>3</sup>) 吊能力 2.9t</td> <td>賃料にて計上</td> <td>ICT建設機械経費加算額を加算</td> </tr> <tr> <td>構造物基礎</td> <td>[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 山積0.8m<sup>3</sup>(平積0.6m<sup>3</sup>) 吊能力 2.9t</td> <td>賃料にて計上</td> <td>ICT建設機械経費加算額を加算</td> </tr> </tbody> </table>	ICT建設機械名	施工箇所	規格	機械経費	備考	バックホウ (クローラ型)	路床	[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型 (2011年規制)] 山積0.5m <sup>3</sup> (平積0.4m <sup>3</sup> ) 吊能力 2.9t	賃料にて計上	ICT建設機械経費加算額を加算	構造物基礎	[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> ) 吊能力 2.9t	賃料にて計上	ICT建設機械経費加算額を加算	地盤改良工	13	<p>2.機械経費</p> <p>2-1 機械経費</p> <p>地盤改良工(ICT)の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。                      なお、賃料については、積算基準及び歩掛表(以下、「積算基準」)第1編 総則「第2章 工事費の積算」①直接工事費により算定するものとする。</p> <p>① 安定処理(ICT)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ICT建設機械名</th> <th>施工箇所</th> <th>規格</th> <th>機械経費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">バックホウ (クローラ型)</td> <td>路床</td> <td>[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型 (2014年規制)] 山積0.5m<sup>3</sup>(平積0.4m<sup>3</sup>) 吊能力 2.9t</td> <td>賃料にて計上</td> <td>ICT建設機械経費加算額は別途計上</td> </tr> <tr> <td>構造物基礎</td> <td>[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型 (2014年規制)] 山積0.8m<sup>3</sup>(平積0.6m<sup>3</sup>) 吊能力 2.9t</td> <td>賃料にて計上</td> <td>ICT建設機械経費加算額は別途計上</td> </tr> </tbody> </table>	ICT建設機械名	施工箇所	規格	機械経費	備考	バックホウ (クローラ型)	路床	[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型 (2014年規制)] 山積0.5m <sup>3</sup> (平積0.4m <sup>3</sup> ) 吊能力 2.9t	賃料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上	構造物基礎	[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型 (2014年規制)] 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> ) 吊能力 2.9t	賃料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上	
ICT建設機械名	施工箇所	規格	機械経費	備考																														
バックホウ (クローラ型)	路床	[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型 (2011年規制)] 山積0.5m <sup>3</sup> (平積0.4m <sup>3</sup> ) 吊能力 2.9t	賃料にて計上	ICT建設機械経費加算額を加算																														
	構造物基礎	[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型 (第3次基準値)] 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> ) 吊能力 2.9t	賃料にて計上	ICT建設機械経費加算額を加算																														
ICT建設機械名	施工箇所	規格	機械経費	備考																														
バックホウ (クローラ型)	路床	[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型 (2014年規制)] 山積0.5m <sup>3</sup> (平積0.4m <sup>3</sup> ) 吊能力 2.9t	賃料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上																														
	構造物基礎	[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型 (2014年規制)] 山積0.8m <sup>3</sup> (平積0.6m <sup>3</sup> ) 吊能力 2.9t	賃料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上																														
	15	<p>2-3 その他</p> <p>ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。</p> <p>2-3-1 システム初期費</p> <p>ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 安定処理(ICT)</p> <p>対象建設機械:バックホウ 費用:598,000 円/式</p>		14	<p>2-3 その他</p> <p>ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。</p> <p>2-3-1 システム初期費</p> <p>ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。</p> <p>(1) 安定処理(ICT)</p> <p>対象建設機械:バックホウ 費用:598,000 円/式</p> <p>※1工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、請負者の責によらず、連続作業でICT建設機械による施工ができない場合等については、監督員と協議のうえ複数計上できるものとする。</p>																													

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
地盤改良工	15	3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。	地盤改良工	14	3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。 費用の計上について、請負者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、請負者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。 また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。 なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない	
		(新規)		15	5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について 施工箇所が点在する工事に該当する場合は、積算基準及び歩掛表「第I編第2章 工事費の積算」及び「第I編第12章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。	
	15	5. 積算基準に対する補正 5-1 作業日当り標準作業量の補正		15	6. 積算基準に対する補正 6-1 作業日当り標準作業量の補正	
	16	① 安定処理(ICT)[路床]		16	① 安定処理(ICT)[路床]	
	17	※K1をバックホウ、K2をタイヤローラ、K3を振動ローラ、R1を運転手(特殊)、R2を普通作業員、R3を土木一般世話役、Z1を固化材、Z2を軽油とする。ただし、K1t'は、バックホウ(クローラ型)(ICT施工対応型)[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2011年規制)]山積 0.5m <sup>3</sup> (平積 0.4m <sup>3</sup> )吊能力 2.9tとし、「2-1 機械経費」の単価を用いる。		17	※K1をバックホウ、K2をタイヤローラ、K3を振動ローラ、R1を運転手(特殊)、R2を普通作業員、R3を土木一般世話役、Z1を固化材、Z2を軽油とする。ただし、K1t'は、バックホウ(クローラ型)[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014年規制)]山積 0.5m <sup>3</sup> (平積 0.4m <sup>3</sup> )吊能力 2.9tとし、「2-1 機械経費」の単価を用いる。	
17	② 安定処理(ICT)[構造物基礎] ※K1をバックホウ、K2を振動ローラ、R1を土木一般世話役、R2を運転手(特殊)、R3を特殊作業員、R4を普通作業員、Z1を固化材、Z2を軽油とする。ただし、K1t'は、バックホウ(クローラ型)(ICT施工対応型)[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(第3次基準値)]山積 0.8m <sup>3</sup> (平積 0.6m <sup>3</sup> )吊能力 2.9tとし、「2-1 機械経費」の単価を用いる。	17	② 安定処理(ICT)[構造物基礎] ※K1をバックホウ、K2を振動ローラ、R1を土木一般世話役、R2を運転手(特殊)、R3を特殊作業員、R4を普通作業員、Z1を固化材、Z2を軽油とする。ただし、K1t'は、バックホウ(クローラ型)[標準型・超低騒音型・クレーン機能付き・排出ガス対策型(2014年規制)]山積 0.8m <sup>3</sup> (平積 0.6m <sup>3</sup> )吊能力 2.9tとし、「2-1 機械経費」の単価を用いる。			

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
地盤改良工	18	<p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、ICTによる地盤改良工(以下、地盤改良工(ICT))のうち、粘性土、砂質土、シルト及び有機質土等の軟弱地盤を対象として行う中層混合処理工(ICT)に適用する。</p> <p>施工方式はスラリー噴射方式の機械攪拌混合とする。</p> <p>改良形式は全面改良とし、改良深度2mを超え13m以下の陸上施工に適用する。</p> <p>積算にあたっては、積算基準及び歩掛表(以下、「積算基準」)により行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中層混合処理工</li> </ul>	地盤改良工	18	<p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、ICTによる地盤改良工(以下、地盤改良工(ICT))のうち、粘性土、砂質土、シルト及び有機質土等の軟弱地盤を対象として行う中層混合処理工(ICT)に適用する。</p> <p>施工方式はスラリー噴射方式の機械攪拌混合とする。</p> <p>改良形式は全面改良とし、改良深度2mを超え13m以下の陸上施工に適用する。</p> <p>積算にあたっては、積算基準及び歩掛表(以下、「積算基準」)により行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中層混合処理工(ICT)</li> </ul>	
	19	<p>2-3 その他</p> <p>ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。</p> <p>2-3-1 システム初期費</p> <p>ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 中層混合処理(ICT)</p> <p>対象建設機械:中層混合処理機トレンチャ式 費用:1,150,000 円/式</p>		19	<p>2-3 その他</p> <p>ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。</p> <p>2-3-1 システム初期費</p> <p>ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。</p> <p>(1) 中層混合処理(ICT)</p> <p>対象建設機械:中層混合処理機トレンチャ式 費用:1,150,000 円/式</p> <p>※1工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、請負者の責によらず、連続作業でICT建設機械による施工ができない場合等については、監督員と協議のうえ複数計上できるものとする。</p>	
	19	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p>		19	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>費用の計上について、請負者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、請負者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</p> <p>また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。</p> <p>なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない</p>	
	(新規)			20	<p>5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について</p> <p>施工箇所が点在する工事に該当する場合は、積算基準及び歩掛表「第I編第2章 工事費の積算」及び「第I編第12章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考	
地盤改良工	22	<p>また、単軸施工、二軸施工の選定にあたっては、下記の条件等を考慮する。</p> <p>2-3-1 システム初期費</p> <p>ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) スラリー攪拌工(ICT)</p> <p>対象建設機械:深層混合処理機スラリー式</p> <p>費用:1,150,000 円/式</p>	地盤改良工	23	<p>また、単軸施工、二軸施工の選定にあたっては、以下の条件等を考慮する。</p> <p>2-3-1 システム初期費</p> <p>ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。</p> <p>(1) スラリー攪拌工(ICT)</p> <p>対象建設機械:深層混合処理機スラリー式</p> <p>費用:1,150,000 円/式</p> <p>※1工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、請負者の責によらず、連続作業でICT建設機械による施工ができない場合等については、監督員と協議のうえ複数計上できるものとする。</p>		
	22	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p>		23	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>費用の計上について、請負者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、請負者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</p> <p>また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。</p> <p>なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない</p>		
		(新規)		24	<p>5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について</p> <p>施工箇所が点在する工事に該当する場合は、積算基準及び歩掛表「第1編第2章 工事費の積算」及び「第1編第12章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。</p>		
	22	<p>5. 積算基準に対する補正</p> <p>5-1 作業日当り標準作業量の補正</p>		24	<p>6. 積算基準に対する補正</p> <p>6-1 作業日当り標準作業量の補正</p>		
	25	<p>5-2 単価表の補正</p>		27	<p>6-2 単価表の補正</p>		
25	<p>6. 諸雑費</p> <p>スラリー攪拌工(ICT)を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ICT建設機械経費加算額は含めない。</p>	27	<p>7. 諸雑費</p> <p>スラリー攪拌工(ICT)を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ICT建設機械経費加算額は含めない。</p>				

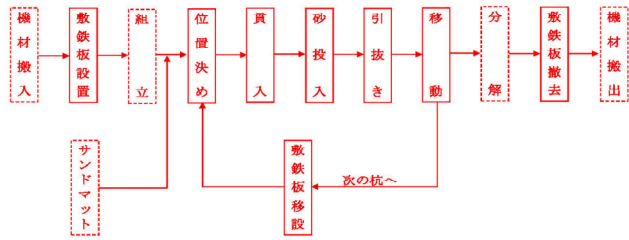
ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
地盤改良工	26	<p>2-3-1 システム初期費</p> <p>ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) PVD 工法(旧ペーパードレーン工法(ICT))</p> <p>対象建設機械:プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機</p> <p>費用:1,150,000 円/式</p>	地盤改良工	28	<p>2-3-1 システム初期費</p>	
				29	<p>ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。</p> <p>(1) PVD 工法(旧ペーパードレーン工法(ICT))</p> <p>対象建設機械:プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機</p> <p>費用:1,150,000 円/式</p> <p>※1工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、請負者の責によらず、連続作業でICT建設機械による施工ができない場合等については、監督員と協議のうえ複数計上できるものとする。</p>	
	27	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p>		29	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>費用の計上について、請負者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、請負者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</p> <p>また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。</p> <p>なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない</p>	
		(新規)		29	<p>5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について</p> <p>施工箇所が点在する工事に該当する場合は、積算基準及び歩掛表「第1編第2章 工事費の積算」及び「第1編第12章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。</p>	
	27	<p>5. 積算基準に対する補正</p> <p>5-1 単価表の補正</p>		29	<p>6. 積算基準に対する補正</p> <p>6-1 単価表の補正</p>	
27	<p>6. 諸雑費</p> <p>PVD 工法(旧ペーパードレーン工法(ICT))を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ICT建設機械経費加算額は含めない。</p>	30	<p>7. 諸雑費</p> <p>PVD 工法(旧ペーパードレーン工法(ICT))を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ICT建設機械経費加算額は含めない。</p>			

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考								
地盤改良工		(新規)	地盤改良工	31	<p><b>ICT活用工事(地盤改良工)(サンドコンパクションパイル工)積算要領 愛知県</b></p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、ICTによる地盤改良工(以下、地盤改良工(ICT))のうち、粘土、シルト及び有機質土等の地盤を対象として行うサンドコンパクションパイル工のうち静的締固め工法及びこれらの工種の併用工に適用する。</p> <p>本資料において、締固めを伴う砂杭を「サンドパイル」(杭径φ700mm)、締固めを伴わない砂杭を「サンドドレーン」(杭径φ400mm)と呼ぶ。また、本資料の適用範囲は、地盤改良の対象面積が500m<sup>2</sup>以上、N値20未満、打設長Lは20m以下とする。</p> <p>なお、振動締固め工法を採用する場合や、上記適用範囲外の場合は別途考慮する。</p> <p>2. 機械経費</p> <p>2-1 機械経費</p> <p>静的締固め砂杭工の積算で使用するICT建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、損料については、6-5単価表(3)機械損料表によるものとする。</p> <p>① 静的締固め砂杭工(ICT)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ICT建設機械名</th> <th>規格</th> <th>機械経費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静的締固め施工機</td> <td>貫入長 L=20m 以下</td> <td>損料にて計上</td> <td>ICT建設機械経費加算額は別途計上</td> </tr> </tbody> </table> <p>2-2 ICT建設機械経費加算額</p> <p>ICT建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1機械経費にて計上するICT建設機械に適用する。</p> <p>なお、加算額は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 静的締固め砂杭工(ICT)</p> <p>対象建設機械:静的締固め施工機 損料加算額:48,000円/供用日</p> <p>2-3 その他</p> <p>ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。</p> <p>2-3-1 システム初期費</p> <p>賃貸業者が行う、ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカラーゼーション、ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び施工業者への取扱説明に要する費用等、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。</p>	ICT建設機械名	規格	機械経費	備考	静的締固め施工機	貫入長 L=20m 以下	損料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上	
ICT建設機械名	規格	機械経費	備考											
静的締固め施工機	貫入長 L=20m 以下	損料にて計上	ICT建設機械経費加算額は別途計上											

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P 旧条文(令和7年10月)	編	P 新条文(令和8年4月1日改定)	備考
地盤改良工	(新規)	地盤改良工	<p>32</p> <p>(1) 静的締固め砂杭工(ICT) 対象建設機械:静的締固め施工機 費用:1,150,000円/式 ※1工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、請負者の責によらず、連続作業でICT建設機械による施工ができない場合等については、監督員と協議のうえ複数計上できるものとする。</p> <p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。 費用の計上について、請負者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、請負者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。 また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。 なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。</p> <p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 静的締固め砂杭工(ICT)における、ICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。</p> <p>5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について 施工箇所が点在する工事に該当する場合は、積算基準及び歩掛表「第1編第2章 工事費の積算」及び「第1編第12章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。</p> <p>6. 施工歩掛 6-1 施工概要 施工フローは、下記を標準とする。</p>  <p>(注) 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。</p> <p>図 6-1 施工フロー</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																				
地盤改良工		(新規)	地盤改良工	33	<p>6-2 機種の選定 機械・規格は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 6. 1 機種の選定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静的締固め施工機</td> <td>L≦20m</td> <td>台</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発動発電機</td> <td>ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型(第3次基準値) 定格容量 400kVA</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気圧縮機</td> <td>可搬式・エンジン駆動・スクリュ型 排出ガス対策型(第3次基準値) 吐出量 18~19m<sup>3</sup>/min 吐出圧力 0.7MPa</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>普通・排出ガス対策型(第3次基準値) 山積 1.3~1.4m<sup>3</sup></td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工管理装置</td> <td></td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)発動発電機、空気圧縮機は、賃料とする。</p> <p>6-3 編成人員 日当り編成人員は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表 6. 2 日当り編成人員 (人/日)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>土木一般世話役</th> <th>特殊作業員</th> <th>普通作業員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>6-4 施工歩掛 (1) 1日当りの打設本数 1日当りの打設本数(Q)は、次式とする。 ただし、Qは小数第3位を四捨五入し、小数第2位とする。</p> $Q = \frac{60 \times T \times (1.00 + E_1 + E_2)}{T_c}$ <p>Q : 1日当り打設本数 (本/日) T : 1日当り運転時間 (5.7h/日) E<sub>1</sub> : 平面形状による係数 …………… 表 6.3 E<sub>2</sub> : 地盤条件による係数 …………… 表 6.4 T<sub>c</sub> : 1本当り施工時間(サイクルタイム)(min/本) …………… 表 6.5</p> <p>(注)施工場所が細長い、機械移動に時間を要する場合や既設構造物等の近接施工となる場合など、地盤条件区分以外の現場条件が見込まれる場合は別途考慮する。</p>	機 械 名	規 格	単 位	数 量	摘 要	静的締固め施工機	L≦20m	台	1		発動発電機	ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型(第3次基準値) 定格容量 400kVA	〃	〃		空気圧縮機	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型 排出ガス対策型(第3次基準値) 吐出量 18~19m <sup>3</sup> /min 吐出圧力 0.7MPa	〃	〃		ホイールローダ	普通・排出ガス対策型(第3次基準値) 山積 1.3~1.4m <sup>3</sup>	〃	〃		施工管理装置		〃	〃		土木一般世話役	特殊作業員	普通作業員	1	1	2	
機 械 名	規 格	単 位	数 量	摘 要																																						
静的締固め施工機	L≦20m	台	1																																							
発動発電機	ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型(第3次基準値) 定格容量 400kVA	〃	〃																																							
空気圧縮機	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型 排出ガス対策型(第3次基準値) 吐出量 18~19m <sup>3</sup> /min 吐出圧力 0.7MPa	〃	〃																																							
ホイールローダ	普通・排出ガス対策型(第3次基準値) 山積 1.3~1.4m <sup>3</sup>	〃	〃																																							
施工管理装置		〃	〃																																							
土木一般世話役	特殊作業員	普通作業員																																								
1	1	2																																								

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																												
地盤改良工	(新規)		地盤改良工	34	<p>表 6.3 平面形状による係数(<math>E_1</math>)</p> <table border="1"> <tr> <th>平面形状による係数</th> <th>普通</th> <th>悪い</th> </tr> <tr> <td><math>E_1</math></td> <td>0.00</td> <td>-0.05</td> </tr> </table> <p>表 6.4 地盤条件による係数(<math>E_2</math>)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">地盤条件による係数 (主たる地盤のN値)</th> <th><math>N &lt; 5</math></th> <th><math>5 \leq N &lt; 10</math></th> <th><math>10 \leq N &lt; 20</math></th> </tr> <tr> <td>砂質土・粘性土</td> <td>砂質土</td> <td>砂質土</td> </tr> <tr> <td><math>E_2</math></td> <td>0.00</td> <td>-0.10</td> <td>-0.20</td> </tr> </table> <p>(注)1. 施工対象の地盤条件(<math>E_2</math>)は、空打部(サンドドレーン部)を含む施工地盤全体を対象とする。 2. 主たる地盤のN値は、施工対象地盤の平均N値とする。</p> <p>表 6.5 1本当り施工時間(サイクルタイム)(<math>T_c</math>)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>da杭種</th> <th>工 法</th> <th>打 設 長 <math>L \leq 20m</math></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">単 杭</td> <td>① サンドパイル</td> <td><math>2.6 \times L_1</math></td> </tr> <tr> <td>② サンドドレーン</td> <td><math>1.2 \times L_2</math></td> </tr> <tr> <td>複合杭</td> <td>③ サンドパイル+サンドドレーン</td> <td><math>2.6 \times L_1 + 1.0 \times L_2</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) <math>L_1</math>: サンドパイル部の杭長(m) <math>L_2</math>: サンドドレーン部の杭長(m)</p> <p>図 6-2 施工図</p>	平面形状による係数	普通	悪い	$E_1$	0.00	-0.05	地盤条件による係数 (主たる地盤のN値)	$N < 5$	$5 \leq N < 10$	$10 \leq N < 20$	砂質土・粘性土	砂質土	砂質土	$E_2$	0.00	-0.10	-0.20	da杭種	工 法	打 設 長 $L \leq 20m$	単 杭	① サンドパイル	$2.6 \times L_1$	② サンドドレーン	$1.2 \times L_2$	複合杭	③ サンドパイル+サンドドレーン	$2.6 \times L_1 + 1.0 \times L_2$	
平面形状による係数	普通	悪い																																
$E_1$	0.00	-0.05																																
地盤条件による係数 (主たる地盤のN値)	$N < 5$	$5 \leq N < 10$	$10 \leq N < 20$																															
	砂質土・粘性土	砂質土	砂質土																															
$E_2$	0.00	-0.10	-0.20																															
da杭種	工 法	打 設 長 $L \leq 20m$																																
単 杭	① サンドパイル	$2.6 \times L_1$																																
	② サンドドレーン	$1.2 \times L_2$																																
複合杭	③ サンドパイル+サンドドレーン	$2.6 \times L_1 + 1.0 \times L_2$																																

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考								
地盤改良工		(新規)	地盤改良工	35	<p>(2) 中詰材使用量                      中詰材使用量(V)は、次式とする。                      ただし、Vは小数第3位を四捨五入し、小数第2位とする。                      なお、複合杭の場合は、工法(サンドパイル、サンドドレーン)ごとに算出する。</p> $V = \pi / 4 \times D^2 \times (1+K) \times L \dots\dots\dots \text{式 6.1}$ <p>V : 1本当たり中詰材使用量(m<sup>3</sup>/本)                      D : 杭径(m)                      K : ロス率 …………… 表 6.6                      L : 工法別打設長(m)</p> <p style="text-align: center;">表 6. 6 中詰材のロス率(K)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>ロス率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サンドパイル</td> <td>+0.41</td> </tr> <tr> <td>サンドドレーン</td> <td>+0.26</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 砕石を使用する場合は、別途考慮する。</p> <p>(3) 諸雑費                      諸雑費は、空気槽、敷鉄板の賃料、設置・撤去・移設に要する費用であり、労務費、機械損料、賃料及び運転経費の合計額に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。                      なお、施工機械の運転日数(D)を次式により算出し、表 6.7 に該当する諸雑費率を適用する。                      ただし、Dは小数第1位を切り上げ、整数止めとする。</p> $D = N / Q$ <p>D : 運転日数(日)                      N : 1工事あたりの施工本数(本)                      Q : 1日当り打設本数(本/日)</p> <p style="text-align: center;">表 6. 7 諸雑費(%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr> <td>諸雑費率</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) その他                      ① 静的締固め施工機の分解・組立及び輸送については、積算基準及び歩掛表「第1編 第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2-2 運搬費 (5)重建設機械分解・組立」によるものとし、分解・組立に使用するクレーンの規格は表 6.8、分解・組立1台1回当り歩掛は表 6.9 のとおりとする。</p>	工 法	ロス率	サンドパイル	+0.41	サンドドレーン	+0.26	諸雑費率	3	
工 法	ロス率													
サンドパイル	+0.41													
サンドドレーン	+0.26													
諸雑費率	3													

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																																																										
地盤改良工		(新規)	地盤改良工	36	<p>表 6.8 クレーンの規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機械区分</th> <th rowspan="2">規格</th> <th colspan="3">分解組立用クレーン</th> </tr> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静的締固め 施工機</td> <td>120t以下</td> <td>ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制)]</td> <td>60t吊</td> <td>賃料</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 6.9 分解・組立1台1回当り歩掛</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機械区分</th> <th>規格</th> <th>労務歩掛 特殊作業員 (人) (分解+組立)</th> <th>クレーン 運転歩掛 (日) (分解+組立)</th> <th>運搬費 等率 (%)</th> <th>諸雑 費率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静的締固め 施工機</td> <td>120t以下</td> <td>41.2</td> <td>6.3</td> <td>211</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 改良対象層の土性や改良率により、改良後の盛上り土等の処理が必要な場合は、別途計上する。</p> <p>6-5 単価表</p> <p>(1) 静的締固め砂杭工 1 本当り単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>規 格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td></td> <td>人</td> <td>1/Q</td> <td>表 6.2</td> </tr> <tr> <td>特 殊 作 業 員</td> <td></td> <td>〃</td> <td>1/Q</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普 通 作 業 員</td> <td></td> <td>〃</td> <td>2/Q</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>中 詰 材</td> <td></td> <td>m<sup>3</sup></td> <td>V</td> <td>式 6.6</td> </tr> <tr> <td>静的締固め施工機 運 転</td> <td>L≤20m</td> <td>日</td> <td>1/Q</td> <td>表 6.1 機械損料</td> </tr> <tr> <td>ICT建設機械経費 加 算 額</td> <td></td> <td>〃</td> <td>1/Q</td> <td>機械損料数量 1.45</td> </tr> <tr> <td>発 動 発 電 機 運 転</td> <td>ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型(第3次基準値) 定格容量 400kVA</td> <td>〃</td> <td>1/Q</td> <td>〃 機械賃料</td> </tr> <tr> <td>空 気 圧 縮 機 運 転</td> <td>可搬式・エンジン駆動・スクリュ型 排出ガス対策型(第3次基準値) 吐出量 18~19m<sup>3</sup>/min 吐出圧力 0.7MPa</td> <td>〃</td> <td>1/Q</td> <td>〃 機械賃料</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ運転</td> <td>普通・排出ガス対策型(第3次基準値) 山積 1.3~1.4m<sup>3</sup></td> <td>〃</td> <td>1/Q</td> <td>〃 機械損料</td> </tr> <tr> <td>施工管理計運転</td> <td></td> <td>〃</td> <td>1/Q</td> <td>〃 機械損料</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>表 6.7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)Q:1日当りの打設本数(本/日)</p>	機械区分	規格	分解組立用クレーン			機 械 名	規 格	区 分	静的締固め 施工機	120t以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制)]	60t吊	賃料	機械区分	規格	労務歩掛 特殊作業員 (人) (分解+組立)	クレーン 運転歩掛 (日) (分解+組立)	運搬費 等率 (%)	諸雑 費率 (%)	静的締固め 施工機	120t以下	41.2	6.3	211	3	名 称	規 格	単位	数量	摘 要	土木一般世話役		人	1/Q	表 6.2	特 殊 作 業 員		〃	1/Q	〃	普 通 作 業 員		〃	2/Q	〃	中 詰 材		m <sup>3</sup>	V	式 6.6	静的締固め施工機 運 転	L≤20m	日	1/Q	表 6.1 機械損料	ICT建設機械経費 加 算 額		〃	1/Q	機械損料数量 1.45	発 動 発 電 機 運 転	ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型(第3次基準値) 定格容量 400kVA	〃	1/Q	〃 機械賃料	空 気 圧 縮 機 運 転	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型 排出ガス対策型(第3次基準値) 吐出量 18~19m <sup>3</sup> /min 吐出圧力 0.7MPa	〃	1/Q	〃 機械賃料	ホイールローダ運転	普通・排出ガス対策型(第3次基準値) 山積 1.3~1.4m <sup>3</sup>	〃	1/Q	〃 機械損料	施工管理計運転		〃	1/Q	〃 機械損料	諸 雑 費		式	1	表 6.7	計					
機械区分	規格	分解組立用クレーン																																																																																														
		機 械 名	規 格	区 分																																																																																												
静的締固め 施工機	120t以下	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制)]	60t吊	賃料																																																																																												
機械区分	規格	労務歩掛 特殊作業員 (人) (分解+組立)	クレーン 運転歩掛 (日) (分解+組立)	運搬費 等率 (%)	諸雑 費率 (%)																																																																																											
静的締固め 施工機	120t以下	41.2	6.3	211	3																																																																																											
名 称	規 格	単位	数量	摘 要																																																																																												
土木一般世話役		人	1/Q	表 6.2																																																																																												
特 殊 作 業 員		〃	1/Q	〃																																																																																												
普 通 作 業 員		〃	2/Q	〃																																																																																												
中 詰 材		m <sup>3</sup>	V	式 6.6																																																																																												
静的締固め施工機 運 転	L≤20m	日	1/Q	表 6.1 機械損料																																																																																												
ICT建設機械経費 加 算 額		〃	1/Q	機械損料数量 1.45																																																																																												
発 動 発 電 機 運 転	ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型(第3次基準値) 定格容量 400kVA	〃	1/Q	〃 機械賃料																																																																																												
空 気 圧 縮 機 運 転	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型 排出ガス対策型(第3次基準値) 吐出量 18~19m <sup>3</sup> /min 吐出圧力 0.7MPa	〃	1/Q	〃 機械賃料																																																																																												
ホイールローダ運転	普通・排出ガス対策型(第3次基準値) 山積 1.3~1.4m <sup>3</sup>	〃	1/Q	〃 機械損料																																																																																												
施工管理計運転		〃	1/Q	〃 機械損料																																																																																												
諸 雑 費		式	1	表 6.7																																																																																												
計																																																																																																

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																																																																																																													
地盤改良工		(新規)	地盤改良工	37																																																																																																																																															
<p>(2) 機械運転単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>適用単価表</th> <th>指定事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静的締め 施工機</td> <td>L≤20m</td> <td>機-18</td> <td>運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →57 機械損料数量 →1.45</td> </tr> <tr> <td>発動発電機</td> <td>ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型(第3次基準値) 定格容量 400kVA</td> <td>機-16</td> <td>燃料消費量 →251 機械賃料数量 →1.18</td> </tr> <tr> <td>空気圧縮機</td> <td>可搬式・エンジン駆動・スクリュ型 排出ガス対策型(第3次基準値) 吐出量 18~19m<sup>3</sup>/min 吐出圧力 0.7MPa</td> <td>機-16</td> <td>燃料消費量 →125 機械賃料数量 →1.56</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>普通・排出ガス対策型 (第3次基準値)山積 1.3~1.4m<sup>3</sup></td> <td>機-18</td> <td>運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →52 機械損料数量 →1.55</td> </tr> <tr> <td>施工管理計</td> <td></td> <td>機-25</td> <td>機械損料数量 →1.78</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 機械損料表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">機 械 名</th> <th colspan="3">規 格</th> <th>(1)</th> <th>(2)</th> <th colspan="3">年間標準</th> <th>(6)</th> <th>(7)</th> <th rowspan="3">残存率</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">語 元</th> <th rowspan="2">機 関 出 力</th> <th rowspan="2">機 械 質 量</th> <th rowspan="2">基 礎 価 格</th> <th rowspan="2">標 準 使 用 年 数</th> <th>(3)</th> <th>(4)</th> <th>(5)</th> <th rowspan="2">維 持 修 理 費 率</th> <th rowspan="2">年 間 管 理 費 率</th> </tr> <tr> <th>運 転 時 間</th> <th>運 転 日 数</th> <th>供 用 日 数</th> </tr> <tr> <th>(kW)</th> <th>(t)</th> <th>(千円)</th> <th>(年)</th> <th>(時間)</th> <th>(日)</th> <th>(日)</th> <th>(%)</th> <th>(%)</th> <th>(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静的締め施工機</td> <td>ICT 施工対応型 L≤20m</td> <td>117</td> <td>106</td> <td>203,000</td> <td>11.5</td> <td>630</td> <td>110</td> <td>160</td> <td>30</td> <td>10.0</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>施工管理計</td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>22,000</td> <td>11.0</td> <td>-</td> <td>90</td> <td>160</td> <td>30</td> <td>8.0</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>参 考</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">機 械 名</th> <th colspan="2">運転1時間当り</th> <th colspan="2">供用1日当り</th> <th colspan="4">参 考</th> <th rowspan="3">燃費</th> </tr> <tr> <th>(8)</th> <th>(9)</th> <th>(10)</th> <th>(11)</th> <th colspan="2">運転1時間 当り換算値</th> <th colspan="2">供用1日 当り換算値</th> </tr> <tr> <th>損 料 率</th> <th>損 料</th> <th>損 料 率</th> <th>損 料</th> <th>(12)</th> <th>(13)</th> <th>(14)</th> <th>(15)</th> </tr> <tr> <th>(×10<sup>-6</sup>)</th> <th>(円)</th> <th>(×10<sup>-6</sup>)</th> <th>(円)</th> <th>(×10<sup>-6</sup>)</th> <th>(円)</th> <th>(×10<sup>-6</sup>)</th> <th>(円)</th> <th>摘要</th> <th>(L/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>静的締め施工機</td> <td>104</td> <td>21,100</td> <td>870</td> <td>177,000</td> <td>324</td> <td>65,800</td> <td>1,277</td> <td>259,000</td> <td></td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>施工管理計</td> <td>(日) 758</td> <td>(日) 16,700</td> <td>756</td> <td>16,600</td> <td>(日) 2,101</td> <td>(日) 46,200</td> <td>1,182</td> <td>26,000</td> <td></td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>							機械名	規格	適用単価表	指定事項	静的締め 施工機	L≤20m	機-18	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →57 機械損料数量 →1.45	発動発電機	ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型(第3次基準値) 定格容量 400kVA	機-16	燃料消費量 →251 機械賃料数量 →1.18	空気圧縮機	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型 排出ガス対策型(第3次基準値) 吐出量 18~19m <sup>3</sup> /min 吐出圧力 0.7MPa	機-16	燃料消費量 →125 機械賃料数量 →1.56	ホイールローダ	普通・排出ガス対策型 (第3次基準値)山積 1.3~1.4m <sup>3</sup>	機-18	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →52 機械損料数量 →1.55	施工管理計		機-25	機械損料数量 →1.78	機 械 名	規 格			(1)	(2)	年間標準			(6)	(7)	残存率	語 元	機 関 出 力	機 械 質 量	基 礎 価 格	標 準 使 用 年 数	(3)	(4)	(5)	維 持 修 理 費 率	年 間 管 理 費 率	運 転 時 間	運 転 日 数	供 用 日 数	(kW)	(t)	(千円)	(年)	(時間)	(日)	(日)	(%)	(%)	(%)	静的締め施工機	ICT 施工対応型 L≤20m	117	106	203,000	11.5	630	110	160	30	10.0	10	施工管理計		-	-	22,000	11.0	-	90	160	30	8.0	10	機 械 名	運転1時間当り		供用1日当り		参 考				燃費	(8)	(9)	(10)	(11)	運転1時間 当り換算値		供用1日 当り換算値		損 料 率	損 料	損 料 率	損 料	(12)	(13)	(14)	(15)	(×10 <sup>-6</sup> )	(円)	(×10 <sup>-6</sup> )	(円)	(×10 <sup>-6</sup> )	(円)	(×10 <sup>-6</sup> )	(円)	摘要	(L/h)	静的締め施工機	104	21,100	870	177,000	324	65,800	1,277	259,000		10	施工管理計	(日) 758	(日) 16,700	756	16,600	(日) 2,101	(日) 46,200	1,182	26,000		-
機械名	規格	適用単価表	指定事項																																																																																																																																																
静的締め 施工機	L≤20m	機-18	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →57 機械損料数量 →1.45																																																																																																																																																
発動発電機	ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型(第3次基準値) 定格容量 400kVA	機-16	燃料消費量 →251 機械賃料数量 →1.18																																																																																																																																																
空気圧縮機	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型 排出ガス対策型(第3次基準値) 吐出量 18~19m <sup>3</sup> /min 吐出圧力 0.7MPa	機-16	燃料消費量 →125 機械賃料数量 →1.56																																																																																																																																																
ホイールローダ	普通・排出ガス対策型 (第3次基準値)山積 1.3~1.4m <sup>3</sup>	機-18	運転労務数量 →1.00 燃料消費量 →52 機械損料数量 →1.55																																																																																																																																																
施工管理計		機-25	機械損料数量 →1.78																																																																																																																																																
機 械 名	規 格			(1)	(2)	年間標準			(6)	(7)	残存率																																																																																																																																								
	語 元	機 関 出 力	機 械 質 量	基 礎 価 格	標 準 使 用 年 数	(3)	(4)	(5)	維 持 修 理 費 率	年 間 管 理 費 率																																																																																																																																									
						運 転 時 間	運 転 日 数	供 用 日 数																																																																																																																																											
(kW)	(t)	(千円)	(年)	(時間)	(日)	(日)	(%)	(%)	(%)																																																																																																																																										
静的締め施工機	ICT 施工対応型 L≤20m	117	106	203,000	11.5	630	110	160	30	10.0	10																																																																																																																																								
施工管理計		-	-	22,000	11.0	-	90	160	30	8.0	10																																																																																																																																								
機 械 名	運転1時間当り		供用1日当り		参 考				燃費																																																																																																																																										
	(8)	(9)	(10)	(11)	運転1時間 当り換算値		供用1日 当り換算値																																																																																																																																												
	損 料 率	損 料	損 料 率	損 料	(12)	(13)	(14)	(15)																																																																																																																																											
(×10 <sup>-6</sup> )	(円)	(×10 <sup>-6</sup> )	(円)	(×10 <sup>-6</sup> )	(円)	(×10 <sup>-6</sup> )	(円)	摘要	(L/h)																																																																																																																																										
静的締め施工機	104	21,100	870	177,000	324	65,800	1,277	259,000		10																																																																																																																																									
施工管理計	(日) 758	(日) 16,700	756	16,600	(日) 2,101	(日) 46,200	1,182	26,000		-																																																																																																																																									

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
基礎工	1	<p>第2条 概要</p> <p>ICT活用工事とは、以下に示す①②④⑤の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。また、「ICT基礎工」という略称を用いることがある。</p>	基礎工	1	<p>第2条 概要</p> <p>ICT活用工事とは、以下に示す①②④⑤の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。また、「ICT基礎工」という略称を用いる。</p>	
	1	<p>第3条 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量</li> <li>2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</li> <li>3) TS等光波方式を用いた起工測量</li> <li>4) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量</li> <li>5) RTK-GNSSを用いた起工測量</li> <li>6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</li> <li>7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</li> <li>8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量</li> </ol>		1	<p>第3条 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、以下の①～⑤によるものとし、関連要領等については、最新のものを用いるものとする。</p> <p>関連要領等:<a href="https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html">https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html</a></p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量</li> <li>2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</li> <li>3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</li> <li>4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</li> <li>5) TS等光波方式を用いた起工測量</li> <li>6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量</li> <li>7) RTK-GNSSを用いた起工測量</li> </ol>	
	1	<p>② 3次元設計データ作成等</p> <p>(1)3次元設計データ作成</p> <p>発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。3次元設計データ作成はICT土工と合わせて行うが、ICT基礎工の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。</p> <p>なお、ICT基礎工の3次元設計データとは、3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)(基礎工編)で定義する基礎工設計データのことを言う。</p>		1	<p>② 3次元設計データ作成等</p> <p>(1)3次元設計データ作成</p> <p>発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p> <p>また、3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT基礎工の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。</p> <p>ICT基礎工の3次元設計データとは、3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)(基礎工編)で定義する基礎工設計データのことを言う。</p>	
	2	<p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>基礎工においては該当無し</p>		2	<p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>ICT基礎工においては該当無し</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
基礎工	2	<p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 基礎工の施工管理において、<b>下記</b>に示す方法により出来形管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理 下記1)～8)の技術から選択(複数以上可)して、出来形計測を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>3) TS等光波方式を用いた出来形管理</li> <li>4) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理</li> <li>5) RTK-GNSSを用いた出来形管理</li> <li>6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>8) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</li> </ol> <p>なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により1)～8)のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、<b>他の計測技術による</b>出来形管理を行ってもよいものとし<b>監督職員と協議</b>する。</p>	基礎工	2	<p>④ 3次元出来形管理等の施工管理 <b>ICT</b>基礎工の施工管理において、<b>以下</b>に示す方法により出来形管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理 <b>ICT</b>基礎工の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択(複数以上可)して、出来形管理を実施するものとする。 また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、<b>工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>5) TS等光波方式を用いた出来形管理</li> <li>6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理</li> <li>7) RTK-GNSSを用いた出来形管理</li> </ol> <p>なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により<b>上記1)～7)のICT施工技術</b>を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、<b>監督員と協議の上</b>、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど<b>して</b>出来形管理を行ってもよいものとする。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																																		
基礎工	2	<p>(2) 出来形管理基準および規格値 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い下記1)の出来形管理要領(案)による。</p> <p>1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)</p> <p>(3) 出来形管理帳票 現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。</p>	基礎工	2	<p>(2) 出来形管理基準および規格値 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い以下1)の出来形管理要領(案)による。</p> <p>1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)</p> <p>(3) 出来形管理帳票 現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。</p>																																																																			
	2	<p>⑤ 3次元データの納品 第3条④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p>		2	<p>⑤ 3次元データの納品 第3条①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</p>																																																																			
	3	<p>＜表-1 ICT施工技術と適用工種＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">段階</th> <th rowspan="2">技術名</th> <th rowspan="2">対象作業</th> <th rowspan="2">建設機械</th> <th colspan="2">適用</th> <th rowspan="2">監督・検査 施工管理</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>新設</th> <th>修繕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">3次元 起工測量/ 3次元 出来形管 理等施工 管理</td> <td>空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量/出来形計測技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1, 3, 13, 14, 15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形計測技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1, 5, 16</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TS等光波方式を用いた起工測量/出来形計測技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1, 6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量/出来形計測技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1, 7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>RTK-GNSSを用いた起工測量/出来形計測技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1, 8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形計測(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1, 9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形計測(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1, 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3次元計測技術を用いた出来形計測</td> <td>出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>2, 5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【凡例】○:適用可能 -:適用外</p>		段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考	新設	修繕	3次元 起工測量/ 3次元 出来形管 理等施工 管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量/出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 3, 13, 14, 15		地上レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 5, 16		TS等光波方式を用いた起工測量/出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 6		TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量/出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 7		RTK-GNSSを用いた起工測量/出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 8		無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形計測(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 9		地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形計測(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 10			3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	-	○	○	2, 5		
段階	技術名	対象作業	建設機械					適用				監督・検査 施工管理	備考																																																											
				新設	修繕																																																																			
3次元 起工測量/ 3次元 出来形管 理等施工 管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量/出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 3, 13, 14, 15																																																																		
	地上レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 5, 16																																																																		
	TS等光波方式を用いた起工測量/出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 6																																																																		
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量/出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 7																																																																		
	RTK-GNSSを用いた起工測量/出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 8																																																																		
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形計測(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 9																																																																		
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量/出来形計測(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 10																																																																		
	3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	-	○	○	2, 5																																																																		

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
基礎工	3	<p>【要領一覧】(出典の記載がないものの出典は、全て国土交通省である)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編</li> <li>② 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固化工(中層混合処理)編</li> <li>③ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)・バーチカルドレーン工編</li> <li>④ 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑤ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑥ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑦ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑨ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑩ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑪ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)</li> <li>⑫ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)</li> <li>⑬ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領</li> <li>⑭ 公共測量における UAV の使用に関する安全基準－国土地理院</li> <li>⑮ UAVを用いた公共測量マニュアル(案)－国土地理院</li> <li>⑯ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)－国土地理院</li> </ul>	基礎工		(削除)	
	4	<p>第4条 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象工事は、<b>下記</b>(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1) 対象工種 ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける<b>下記</b>の工種とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 矢板工</li> <li>2) 既製杭工</li> <li>3) 場所打杭工</li> </ul>		3	<p>第4条 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象工事は、<b>以下</b>(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1) 対象工種 ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける<b>以下</b>の工種とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 矢板工</li> <li>2) 既製杭工</li> <li>3) 場所打杭工</li> </ul>	
	4	<p>第5条 ICT活用工事の発注方法 ICT活用工事の発注は<b>下記</b>の(1)によるものとする。</p>		3	<p>第5条 ICT活用工事の発注方法 ICT活用工事の発注は<b>以下</b>の(1)によるものとする。</p>	
	4	<p>第6条 発注方法毎におけるICT施工技術の取り扱い 下記表-2に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;表-2 発注方法ごとのICT施工技術の取り扱い&gt;</p>		3	<p>第6条 発注方法毎におけるICT施工技術の取り扱い 下記表-1に示すとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;表-1 発注方法ごとのICT施工技術の取り扱い&gt;</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
基礎工	4	第7条 ICT活用工事実施の推進のための措置	基礎工	4	第7条 ICT活用工事実施の推進のための措置	
	5	1. 工事成績における加点 ICT活用工事を実施した場合、創意工夫において評価するものとする。評価に当っては、創意工夫の評価項目として、 <b>下記(1)～(4)</b> に示すICT施工技術のうち、いずれか一つでも実施した場合は、「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、(1)～(4)の技術について、活用した技術毎に評価を加える。		5	1. 工事成績における加点 ICT活用工事を実施した場合、創意工夫において評価するものとする。評価に当っては、創意工夫の評価項目として、 <b>以下(1)～(4)</b> に示すICT施工技術のうち、いずれか一つでも実施した場合は、「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、(1)～(4)の技術について、活用した技術毎に評価を加える。	
	5	第8条 ICT活用工事の積算方法 1. 下記表-3に示すとおりとする。 ＜表-3 発注方法ごとの積算の取り扱い＞		4	第8条 ICT活用工事の積算方法 1. 下記表-2に示すとおりとする。 ＜表-2 発注方法ごとの積算の取り扱い＞	
	5 6	第9条 ICT活用工事の導入における留意点 請負者が円滑にICT活用工事を導入し、ICT施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。 1. 施工管理、監督・検査の対応 ICT活用工事を実施するにあたって、別途定められている <b>施工管理要領、監督検査要領(表-1)</b> に則り、監督・検査を実施するものとする。 監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。		5	第9条 ICT活用工事の導入における留意点 請負者が円滑にICT <b>施工技術</b> を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。 1. 施工管理、監督・検査の対応 ICT <b>施工技術の活用</b> を実施するにあたって、別途定められている「 <b>3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)</b> 」及び各種「 <b>出来形管理の監督・検査要領(案)</b> 」に則り、監督・検査を実施するものとする。 監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。	
6	2. 3次元設計データの貸与 (1) ICT活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。 (2) 発注者は、詳細設計において、ICT活用工事に必要な3次元設計データを作成した場合は、請負者に貸与するほか、ICT活用工事を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に請負者に貸与するものとする。 なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ(グラウンドデータ)を含まない場合、「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費は工事費にて当該工事に変更計上するものとする。	5	2. 3次元設計データの貸与 発注者は、請負者が3次元設計データ作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを請負者に貸与するほか、ICT施工技術を活用する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に請負者に貸与するものとする。			

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																				
基礎工	8	<p>別紙-1</p> <p style="text-align: center;"><b>建設ICT活用計画書(基礎工)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">ICTを活用する 工種・数量</td> <td></td> </tr> <tr> <th>建設生産プロセスの段階</th> <th>作業内容</th> <th>採用する 技術番号 (参考)</th> <th>技術番号・技術名</th> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元起工測量</td> <td></td> <td></td> <td>1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 TS等光波方式を用いた起工測量 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 5 RTK-GNSSを用いた起工測量 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 8 その他の3次元計測技術を用いた起工測量</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成</td> <td></td> <td></td> <td>※作成した3次元設計データを ICT 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理</td> <td><input type="checkbox"/> 出来形</td> <td></td> <td>1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 TS等光波方式を用いた出来形管理 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 5 RTK-GNSSを用いた出来形管理 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 8 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元データの納品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	ICTを活用する 工種・数量		建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名	<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 TS等光波方式を用いた起工測量 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 5 RTK-GNSSを用いた起工測量 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 8 その他の3次元計測技術を用いた起工測量	<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データを ICT 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合	<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査				<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 TS等光波方式を用いた出来形管理 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 5 RTK-GNSSを用いた出来形管理 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 8 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理	<input type="checkbox"/> 3次元データの納品				基礎工	7	<p>別紙-1</p> <p style="text-align: center;"><b>建設ICT活用計画書(基礎工)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">ICTを活用する 工種・数量</td> <td></td> </tr> <tr> <th>建設生産プロセスの段階</th> <th>作業内容</th> <th>採用する 技術番号 (参考)</th> <th>技術番号・技術名</th> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元起工測量</td> <td></td> <td></td> <td>1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 5 TS等光波方式を用いた起工測量 6 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 7 RTK-GNSSを用いた起工測量</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成</td> <td></td> <td></td> <td>※作成した3次元設計データを ICT 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理</td> <td><input type="checkbox"/> 出来形</td> <td></td> <td>1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 5 TS等光波方式を用いた出来形管理 6 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 7 RTK-GNSSを用いた出来形管理</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元データの納品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	ICTを活用する 工種・数量		建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名	<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 5 TS等光波方式を用いた起工測量 6 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 7 RTK-GNSSを用いた起工測量	<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データを ICT 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合	<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査				<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 5 TS等光波方式を用いた出来形管理 6 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 7 RTK-GNSSを用いた出来形管理	<input type="checkbox"/> 3次元データの納品				
ICTを活用する 工種・数量																																																										
建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名																																																							
<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 TS等光波方式を用いた起工測量 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 5 RTK-GNSSを用いた起工測量 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 8 その他の3次元計測技術を用いた起工測量																																																							
<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データを ICT 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合																																																							
<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査																																																										
<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 TS等光波方式を用いた出来形管理 4 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 5 RTK-GNSSを用いた出来形管理 6 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 7 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 8 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理																																																							
<input type="checkbox"/> 3次元データの納品																																																										
ICTを活用する 工種・数量																																																										
建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名																																																							
<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 5 TS等光波方式を用いた起工測量 6 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 7 RTK-GNSSを用いた起工測量																																																							
<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データを ICT 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合																																																							
<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査																																																										
<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 5 TS等光波方式を用いた出来形管理 6 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 7 RTK-GNSSを用いた出来形管理																																																							
<input type="checkbox"/> 3次元データの納品																																																										
	12	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p>		11	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む)を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>費用の計上について、請負者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、請負者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</p> <p>また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。</p> <p>なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない</p>																																																					

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考	
基礎工	12	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>・ 現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～5)とし、ICT活用工事(基礎工)実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>3) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>4) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>5) 上記1)～4)に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理</li> </ol>	基礎工	11	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>(1) 出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。</p> <p>費用の計上方法については、請負者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>なお、請負者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。</p> <p>また、請負者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、基礎工(ICT)と同時に実施するICT土工等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>・ 現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、変更の対象としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> </ol>		
	12	<p>(2) 費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。</li> <li>2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。</li> </ol>		12		<p>(2) 費用計上にあたっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上しない。</li> <li>2) 請負者からの見積り又は補正係数で乗じた額での費用計上方法は以下のとおりである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補正係数を乗じて算出される金額 &lt; 請負者からの見積りによる金額</li> </ul> </li> <li>② 請負者からの見積りによる金額を計上する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補正係数を乗じて算出される金額 &gt; 請負者からの見積りによる金額</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>	
	(新規)					12	<p>5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について</p> <p>施工箇所が点在する工事に該当する場合は、積算基準及び歩掛表「第1編第2章 工事費の積算」及び「第1編第12章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。</p>

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
河川浚渫	1	<p>第3条 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～2)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。</p> <p>1) 音響測深機器を用いた起工測量</p> <p>2) その他の3次元計測技術を用いた起工測量<sup>(※)</sup></p> <p>(※)従来の断面管理においてTSを用いて測定し、計測点同士をTINで結合する方法で断面間を3次元的に補完することを含む。</p>	河川浚渫	1	<p>第3条 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、以下の①～⑤によるものとし、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。</p> <p>関連要領等:<a href="https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html">https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html</a></p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1)～2)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。</p> <p>1) 音響測深機器を用いた起工測量</p> <p>2) レッド測深等従来手法による起工測量(※)</p> <p>(※)上記2)による起工測量を実施した場合は、計測点同士を結合し、TINデータの作成ができるように測量データを取得するものとする。</p>	
	1	<p>② 3次元設計データ作成等</p> <p>(1) 3次元設計データ作成</p> <p>発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT施工技術を活用した出来形管理等を行うための3次元設計データを作成する。</p>		1	<p>② 3次元設計データ作成等</p> <p>(1) 3次元設計データ作成</p> <p>発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。</p>	
	1	<p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>3次元設計データを用い、下記1)に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。</p> <p>1) 3次元MC又は3次元MG建設機械</p> <p>※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称</p>		2	<p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>3次元設計データを用い、以下1)に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。</p> <p>なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和5年3月31日 国土交通省告示第250号)付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。</p> <p>1) 3次元MC又は3次元MG建設機械</p> <p>※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称</p> <p>建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川浚渫を実施する。但し、現場条件により、③ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとする。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																									
河川浚渫	2	<p>④ 3次元出来形管理等の施工管理                      工事の施工管理において、下記1)～3)に示す方法から選択(複数以上可)して出来形管理を実施する。</p> <p>1) 音響測深機器を用いた出来形管理                      2) 施工履歴データを用いた出来形管理                      3) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</p>	河川浚渫	2	<p>④ 3次元出来形管理                      工事の施工管理において、以下の出来形管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理                      出来形管理にあたっては、出来形管理図表(ヒートマップ)を作成し、出来形の良否を判定する管理手法(面管理)とし、以下1)にて実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/㎡以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。</p> <p>1) 音響測深機器を用いた出来形管理                      なお、以下2)の方法で実施してもICT活用工事とする。                      2) 施工履歴データを用いた出来形管理</p>																																										
	2	<p>⑤ 3次元データの納品                      ICT施工技術を活用した出来形管理等の施工管理において、3次元データによる施工管理を実施した場合は、その施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p>		2	<p>⑤ 3次元データの納品                      第3条①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</p>																																										
	2	<p>＜表－1 ICT施工技術と適用工種＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">段階</th> <th rowspan="3">技術名</th> <th rowspan="3">対象作業</th> <th rowspan="3">建設機械</th> <th colspan="3">適用工種</th> <th rowspan="3">監督・検査 施工管理</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="3">浚渫船運転工</th> </tr> <tr> <th>ポンプ 浚渫船</th> <th>クラブ 浚渫船</th> <th>バックホウ 浚渫船</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3次元起 工測量/ 3次元出 来形管理 等施工管 理</td> <td>音響測深機器を用いた起工測量/出来形管理技術(河川浚渫工)</td> <td>測量 出来形計測 出来形管理</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>1,2</td> <td>浚渫</td> </tr> <tr> <td></td> <td>施工履歴データ用いた出来形管理技術</td> <td>測量 出来形計測 出来形管理</td> <td>ICT 建設機械</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>1,3</td> <td>浚渫</td> </tr> <tr> <td>ICT建設 機械による 施工</td> <td>3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術</td> <td>浚渫</td> <td>ICT 建設機械</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【凡例】 ○:適用可能    —:適用外</p>	段階	技術名	対象作業	建設機械	適用工種			監督・検査 施工管理	備考	浚渫船運転工			ポンプ 浚渫船	クラブ 浚渫船	バックホウ 浚渫船	3次元起 工測量/ 3次元出 来形管理 等施工管 理	音響測深機器を用いた起工測量/出来形管理技術(河川浚渫工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	—	—	○	1,2	浚渫		施工履歴データ用いた出来形管理技術	測量 出来形計測 出来形管理	ICT 建設機械	—	—	○	1,3	浚渫	ICT建設 機械による 施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術	浚渫	ICT 建設機械	—	—	○				(削除)	
段階	技術名	対象作業					建設機械	適用工種				監督・検査 施工管理	備考																																		
								浚渫船運転工																																							
			ポンプ 浚渫船	クラブ 浚渫船	バックホウ 浚渫船																																										
3次元起 工測量/ 3次元出 来形管理 等施工管 理	音響測深機器を用いた起工測量/出来形管理技術(河川浚渫工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	—	—	○	1,2	浚渫																																							
	施工履歴データ用いた出来形管理技術	測量 出来形計測 出来形管理	ICT 建設機械	—	—	○	1,3	浚渫																																							
ICT建設 機械による 施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術	浚渫	ICT 建設機械	—	—	○																																									
	2	<p>【要領一覧】(出典の記載がないものの出典は、全て国土交通省である)</p> <p>① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編                      ② 音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)                      ③ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)                      (注:上記各要領において国の仕様書等の記載は県の仕様書等に読み替えるものとし、県の仕様書等に定めがないものは国の仕様書等を準用すること。)</p>			(削除)																																										

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
河川浚渫	2	<p>第4条 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象工事は、下記(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1) 対象工種 ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種(レベル2)とする。</p>	河川浚渫	2	<p>第4条 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象工事は、以下(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1) 対象工種 ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける以下の工種(レベル2)とする。</p>	
	3	<p>第5条 ICT活用工事の発注方法 ICT活用工事の発注は下記の(1)～(2)によるものとする。</p>		3	<p>第5条 ICT活用工事の発注方法 ICT活用工事の発注は以下の(1)～(2)によるものとする。</p>	
	3	<p>第6条 発注方法毎におけるICT施工技術の取り扱い 下記表-2に示すとおりとする。</p> <p>&lt;表-2 発注方法ごとのICT施工技術の取り扱い&gt;</p>		3	<p>第6条 発注方法毎におけるICT施工技術の取り扱い 下記表-1に示すとおりとする。</p> <p>&lt;表-1 発注方法ごとのICT施工技術の取り扱い&gt;</p>	
	4	<p>第7条 ICT活用工事実施の推進のための措置</p> <p>1. 工事成績における加点 ICT活用工事を実施した場合、発注方法に関わらず、創意工夫において評価するものとする。評価に当っては、創意工夫の評価項目として、下記(1)～(5)に示すICT施工技術のうち、いずれか一つでも実施した場合は、「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、(1)～(5)の技術について、活用した技術毎に評価を加える。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 3次元起工測量</li> <li>2. 3次元データによる施工計画、若しくは設計図書照査の実施</li> <li>3. ICT建設機械による施工</li> <li>4. 3次元出来形管理等の施工管理</li> <li>5. 3次元データの納品</li> </ol>		4	<p>第7条 ICT活用工事実施の推進のための措置</p> <p>1. 工事成績における加点 ICT活用工事を実施した場合、発注方法に関わらず、創意工夫において評価するものとする。評価に当っては、創意工夫の評価項目として、以下(1)～(5)に示すICT施工技術のうち、いずれか一つでも実施した場合は、「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、(1)～(5)の技術について、活用した技術毎に評価を加える。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 3次元起工測量</li> <li>(2) 3次元データによる施工計画、若しくは設計図書照査の実施</li> <li>(3) ICT建設機械による施工</li> <li>(4) 3次元出来形管理等の施工管理</li> <li>(5) 3次元データの納品</li> </ol>	
	4	<p>第8条 ICT活用工事の積算方法</p> <p>1. 下記表-3に示すとおりとする。</p> <p>&lt;表-3 発注方法ごとの積算の取り扱い&gt;</p>		4	<p>第8条 ICT活用工事の積算方法</p> <p>1. 下記表-2に示すとおりとする。</p> <p>&lt;表-2 発注方法ごとの積算の取り扱い&gt;</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
河川浚渫	5	<p>第9条 ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>請負者が円滑にICT活用工事を導入し、ICT施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。</p> <p>1. 施工管理、監督・検査の対応</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたって、別途定められている施工管理要領、監督検査要領(表-1)に則り、監督・検査を実施するものとする。</p> <p>監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。</p>	河川浚渫	5	<p>第9条 ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>請負者が円滑にICT施工技術を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。</p> <p>1. 施工管理、監督・検査の対応</p> <p>ICT施工技術の活用を実施するにあたって、別途定められている「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」及び各種「出来形管理の監督・検査要領(案)」に則り、監督・検査を実施するものとする。</p> <p>監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。</p>	
	5	<p>2. 3次元設計データの貸与</p> <p>1. ICT活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるため、「3次元起工測量」及び「3次元データ作成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。</p> <p>2. 発注者は、詳細設計において、ICT活用工事に必要な3次元設計データを作成した場合は、請負者に貸与するほか、ICT活用工事を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に請負者に貸与するものとする。</p> <p>なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ(グラウンドデータ)を含まない場合、「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費は工事費にて当該工事に変更計上するものとする。</p>		5	<p>2. 3次元設計データの貸与</p> <p>発注者は、3次元設計データ作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを請負者に貸与するほか、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に請負者に貸与するものとする。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																												
河川浚渫	8	<p>別紙-1</p> <p style="text-align: center;"><b>建設ICT活用計画書(河川浚渫)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">ICTを活用する 工種・数量</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>建設生産プロセスの段階</th> <th>作業内容</th> <th>採用する 技術番号 (参考)</th> <th>技術番号・技術名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元起工測量</td> <td></td> <td></td> <td>1 音響測深機器を用いた起工測量 2 その他の3次元計測技術を用いた起工測量 ( )</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成</td> <td></td> <td></td> <td>※作成した3次元設計データを ICT 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工</td> <td>浚渫工(バックホウ浚渫船)</td> <td></td> <td>1 3次元マシンコントロール建設機械 2 3次元マシンガイダンス建設機械</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理</td> <td>出来形</td> <td></td> <td>1 音響測深機器を用いた出来形管理 2 施工履歴データを用いた出来形管理 3 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 ( )</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元データの納品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) ICT活用工事の詳細については、ICT 活用工事実施要領によるものとする。  注2) ICT施工技術を活用する場合は、建設ICT活用計画書様式の建設生産プロセスの段階チェック欄に「■」を付ける。  注3) ICT 建設機械にのみ用いる3次元設計データとは、作成した出来形管理用3次元設計データから建機施工用に加工・変換するデータ  注4) 「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」において費用計上の対象となる出来形管理は、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を実施した場合であり、以下の出来形管理を原則とする。  【3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理】  ・音響測深機器を用いた出来形管理  なお、上記以外出来形管理を選択して、3次元座標値を取得する機器を用いた出来形管理を実施した場合も費用計上の対象となるが、工事内容や現場条件等により、実施する必要性については、監督職員と十分な協議を実施するものとする。</p>	ICTを活用する 工種・数量		建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名	<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 音響測深機器を用いた起工測量 2 その他の3次元計測技術を用いた起工測量 ( )	<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データを ICT 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合	<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査				<input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工	浚渫工(バックホウ浚渫船)		1 3次元マシンコントロール建設機械 2 3次元マシンガイダンス建設機械	<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	出来形		1 音響測深機器を用いた出来形管理 2 施工履歴データを用いた出来形管理 3 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 ( )	<input type="checkbox"/> 3次元データの納品				河川浚渫	8	<p>別紙-1</p> <p style="text-align: center;"><b>建設ICT活用計画書(河川浚渫)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">ICTを活用する 工種・数量</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>建設生産プロセスの段階</th> <th>作業内容</th> <th>採用する 技術番号 (参考)</th> <th>技術番号・技術名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元起工測量</td> <td></td> <td></td> <td>1 音響測深機器を用いた起工測量 2 レッド測深等従来手法による起工測量</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成</td> <td></td> <td></td> <td>※作成した3次元設計データを ICT 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工</td> <td>浚渫工(バックホウ浚渫船)</td> <td></td> <td>1 3次元マシンコントロール建設機械 2 3次元マシンガイダンス建設機械</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元出来形管理</td> <td>出来形</td> <td></td> <td>1 音響測深機器を用いた出来形管理 2 施工履歴データを用いた出来形管理</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元データの納品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) ICT活用工事の詳細については、ICT 活用工事実施要領によるものとする。  注2) ICT施工技術を活用する場合は、建設ICT活用計画書様式の建設生産プロセスの段階チェック欄に「■」を付ける。  注3) ICT 建設機械にのみ用いる 3 次元設計データとは、作成した出来形管理用 3 次元設計データから建機施工用に加工・変換するデータ  注4) 「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」において費用計上の対象となる出来形管理は、3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を実施した場合であり、以下の出来形管理を原則とする。  【3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理】  ・音響測深機器を用いた出来形管理  なお、上記以外出来形管理を選択して、3次元座標値を取得する機器を用いた出来形管理を実施した場合も費用計上の対象となるが、工事内容や現場条件等により、実施する必要性については、監督職員と十分な協議を実施するものとする。</p>	ICTを活用する 工種・数量		建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名	<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 音響測深機器を用いた起工測量 2 レッド測深等従来手法による起工測量	<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データを ICT 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合	<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査				<input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工	浚渫工(バックホウ浚渫船)		1 3次元マシンコントロール建設機械 2 3次元マシンガイダンス建設機械	<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理	出来形		1 音響測深機器を用いた出来形管理 2 施工履歴データを用いた出来形管理	<input type="checkbox"/> 3次元データの納品				
ICTを活用する 工種・数量																																																																		
建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 音響測深機器を用いた起工測量 2 その他の3次元計測技術を用いた起工測量 ( )																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データを ICT 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合																																																															
<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査																																																																		
<input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工	浚渫工(バックホウ浚渫船)		1 3次元マシンコントロール建設機械 2 3次元マシンガイダンス建設機械																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	出来形		1 音響測深機器を用いた出来形管理 2 施工履歴データを用いた出来形管理 3 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 ( )																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元データの納品																																																																		
ICTを活用する 工種・数量																																																																		
建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 音響測深機器を用いた起工測量 2 レッド測深等従来手法による起工測量																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データを ICT 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合																																																															
<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査																																																																		
<input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工	浚渫工(バックホウ浚渫船)		1 3次元マシンコントロール建設機械 2 3次元マシンガイダンス建設機械																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理	出来形		1 音響測深機器を用いた出来形管理 2 施工履歴データを用いた出来形管理																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元データの納品																																																																		
	13	<p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、<b>以下に示す</b>ICTによる浚渫工(バックホウ浚渫船)(以下、バックホウ浚渫船(ICT))に適用する。また、適用する土質は、粘性土、砂質土及び砂、レキ質土等とする。  積算にあたっては、積算基準及び歩掛表(以下、「積算基準」)により行うこととする。</p>		13	<p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、ICTによる浚渫工(バックホウ浚渫船)(以下、バックホウ浚渫船(ICT))に適用する。また、適用する土質は、粘性土、砂質土及び砂、レキ質土等とする。  積算にあたっては、積算基準及び歩掛表(以下、「積算基準」)により行うこととする。</p>																																																													

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
河川浚渫	13	<p>2-3 その他</p> <p>ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。</p> <p>2-3-1 システム初期費</p> <p>ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 対象機械:バックホウ浚渫船 1,200,000 円/式</p>	河川浚渫	13	<p>2-3-1 システム初期費</p> <p>ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。</p> <p>(1) 対象建設機械:バックホウ浚渫船(ICT) 費用:1,200,000 円/式</p> <p>※1工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、請負者の責によらず、連続作業でICT建設機械による施工が出来ない場合等については、監督員と協議のうえ複数計上できるものとする。</p>	
	14	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p>		14		<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む)を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>費用の計上について、請負者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、請負者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</p> <p>また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。</p> <p>なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない</p>
	14	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)及び2)とし、ICT活用工事(河川浚渫)実施要領に示された ICT 建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理及びその他の3次元計測技術(「1)に類似する」技術以外)を用いた出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <p>1) 音響測深機器を用いた出来形管理</p> <p>2) 上記1)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</p>		14	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>(1) 出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m<sup>2</sup>以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、請負者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>なお、請負者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。</p> <p>また、請負者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の出来形管理とし、ICT活用工事(河川浚渫)実施要領に示された ICT 建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <p>1) 音響測深機器を用いた出来形管理</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
河川浚渫	14	(2) 費用計上にあたっての留意事項 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。	河川浚渫	14	(2) 費用計上にあたっての留意事項 1) 「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上しない。 2) 請負者からの見積り又は補正係数で乗じた額での費用計上方法は以下のとおりである。 ① 補正係数に乗じて算出される金額を計上する場合 ・補正係数に乗じて算出される金額<請負者からの見積りによる金額 ② 請負者からの見積りによる金額を計上する場合 ・補正係数に乗じて算出される金額>請負者からの見積りによる金額	
	14 15	(新規)		15	5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について 施工箇所が点在する工事に該当する場合は、積算基準及び歩掛表「第1編第2章 工事費の積算」及び「第1編第12章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。	
舗装工	1	第3条 ICT施工技術の具体的内容 ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。 ① 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～5)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。 1) 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 2) TS等光波方式を用いた起工測量 3) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 4) 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 5) その他の3次元計測技術を用いた起工測量	舗装工	1	第3条 ICT施工技術の具体的内容 ICT施工技術の具体的内容については、以下の①～⑤によるものとし、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。 関連要領等: <a href="https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html">https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html</a> ① 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1)～4)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。 1) 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 2) TS等光波方式を用いた起工測量 3) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 4) 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量	
	1	② 3次元設計データ作成等 (1) 3次元設計データ作成 発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT施工技術を活用した出来形管理等を行うための3次元設計データを作成する。なお、3次元起工測量を実施した場合は、計測結果を反映した3次元設計データとして作成すること。 (2) 3次元データに基づく施工計画及び設計図書照査の実施 3次元設計データ及び3次元起工測量による3次元データに基づいた、施工計画の作成や設計図書照査の実施を行う。		1	② 3次元設計データ作成等 (1) 3次元設計データ作成 発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工及び3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。なお、3次元起工測量を実施した場合は、計測結果を反映した3次元設計データとして作成すること。 (2) 3次元データに基づく施工計画及び設計図書照査の実施 3次元設計データ及び3次元起工測量による3次元データに基づいた、施工計画の作成や設計図書照査の実施を行う。	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
舗装工	1	③ ICT建設機械による施工 3次元設計データを用い、下記1)に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。 1) 3次元MC建設機械 ※MC:「マシンコントロール」の略称	舗装工	2	③ ICT建設機械による施工 3次元設計データを用い、以下1)に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。 なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和5年3月31日 国土交通省告示第250号)付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。 1) 3次元MC建設機械 ※MC:「マシンコントロール」の略称 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。 但し、現場条件により、ICT建設機械による施工が困難又は非効率となる場合は監督員との協議の上、従来型建設機械による施工を実施してよいものとするが、丁張設置等には積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。	
	2			2		④ 3次元出来形管理等の施工管理 舗装工事の施工管理において、下記1)～5)から選択(複数以上可)して、出来形管理を行うものとする。 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2) TS等光波方式を用いた出来形管理 3) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																														
舗装工	2	<p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>ICT施工技術を活用した出来形管理の施工管理において、3次元データによる施工管理を実施した場合は、その施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p>	舗装工	2	<p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>第3条①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。</p>																																															
	2	<p>＜表-1 ICT施工技術と適用工種＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">段階</th> <th rowspan="2">技術名</th> <th rowspan="2">対象作業</th> <th rowspan="2">建設機械</th> <th colspan="2">適用</th> <th rowspan="2">監督・検査 施工管理</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>新設</th> <th>修繕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">3次元起工 測量/ 3次元出来 形管理等 施工管理</td> <td>地上レーザースキャナーによる 起工測量/出来形管理技術(舗装工)</td> <td>測量</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,2,6</td> <td>舗装</td> </tr> <tr> <td>TS等光波方式を用いた起工測 量/出来形管理技術(舗装工)</td> <td>測量</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,3</td> <td>舗装 付帯構造物 設置</td> </tr> <tr> <td>TS(ノンプリズム方式)を用いた 起工測量/出来形管理技術(舗 装工)</td> <td>測量</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1,4</td> <td>舗装</td> </tr> <tr> <td>地上移動体搭載型レーザー スキャナーを用いた起工測量/ 出来形管理技術(舗装工)</td> <td>出来形計測</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>1,5</td> <td>舗装</td> </tr> <tr> <td>ICT建設 機械による 施工</td> <td>3次元マシンコントロール技術</td> <td>出来形計測</td> <td>ICT建設機械</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【凡例】○:適用可能 △:一部適用可能 —:適用外</p>	段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考	新設	修繕	3次元起工 測量/ 3次元出来 形管理等 施工管理	地上レーザースキャナーによる 起工測量/出来形管理技術(舗装工)	測量	—	○	○	1,2,6	舗装	TS等光波方式を用いた起工測 量/出来形管理技術(舗装工)	測量	—	○	○	1,3	舗装 付帯構造物 設置	TS(ノンプリズム方式)を用いた 起工測量/出来形管理技術(舗 装工)	測量	—	○	○	1,4	舗装	地上移動体搭載型レーザー スキャナーを用いた起工測量/ 出来形管理技術(舗装工)	出来形計測	—	○	△	1,5	舗装	ICT建設 機械による 施工	3次元マシンコントロール技術	出来形計測	ICT建設機械	○	△	—			(削除)	
段階	技術名	対象作業					建設機械	適用			監督・検査 施工管理	備考																																								
			新設	修繕																																																
3次元起工 測量/ 3次元出来 形管理等 施工管理	地上レーザースキャナーによる 起工測量/出来形管理技術(舗装工)	測量	—	○	○	1,2,6	舗装																																													
	TS等光波方式を用いた起工測 量/出来形管理技術(舗装工)	測量	—	○	○	1,3	舗装 付帯構造物 設置																																													
	TS(ノンプリズム方式)を用いた 起工測量/出来形管理技術(舗 装工)	測量	—	○	○	1,4	舗装																																													
	地上移動体搭載型レーザー スキャナーを用いた起工測量/ 出来形管理技術(舗装工)	出来形計測	—	○	△	1,5	舗装																																													
ICT建設 機械による 施工	3次元マシンコントロール技術	出来形計測	ICT建設機械	○	△	—																																														
	2	<p>【要領一覧】(出典の記載がないものの出典は、全て国土交通省である)</p> <p>① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編</p> <p>② 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)</p> <p>③ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)</p> <p>④ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)</p> <p>⑤ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)</p> <p>⑥ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)—国土地理院</p> <p>注:上記各要領において国の仕様書等の記載は県の仕様書等に読み替えるものとし、県の仕様書等に定めがないものは国の仕様書等を準用すること。</p>		(削除)																																																
	3	<p>第4条 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事は、下記(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1) 対象工種・種別</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記とする。</p>		3	<p>第4条 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事は、以下(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1) 対象工種・種別</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける以下とする。</p>																																															

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
舗装工	3	第5条 ICT活用工事の発注方法 ICT活用工事の発注は下記の(1)～(2)によるものとする。	舗装工	3	第5条 ICT活用工事の発注方法 ICT活用工事の発注は以下の(1)～(2)によるものとする。	
	3 4	第6条 発注方法毎におけるICT施工技術の取り扱い 下記表-2に示すとおりとする。  <表-2 発注方法ごとのICT施工技術の取り扱い>		4	第6条 発注方法毎におけるICT施工技術の取り扱い 下記表-1に示すとおりとする。  <表-1 発注方法ごとのICT施工技術の取り扱い>	
	4 5	第8条 ICT活用工事の積算方法 1. 下記表-3に示すとおりとする。  <表-3 発注方法ごとの積算の取り扱い>		5	第8条 ICT活用工事の積算方法 1. 下記表-2に示すとおりとする。  <表-2 発注方法ごとの積算の取り扱い>	
	5	第9条 ICT活用工事の導入における留意点 請負者が円滑にICT活用工事を導入し、ICT施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。 1. 施工管理、監督・検査の対応 ICT活用工事を実施するにあたって、別途定められている施工管理要領、監督検査要領(表-1)に則り、監督・検査を実施するものとする。 監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。		5	第9条 ICT活用工事の導入における留意点 請負者が円滑にICT施工技術を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。 1. 施工管理、監督・検査の対応 ICT施工技術の活用を実施するにあたって、別途定められている「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」及び各種「出来形管理の監督・検査要領(案)」に則り、監督・検査を実施するものとする。 監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。	
	5 6	2. 3次元設計データの貸与 (1) ICT活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。 (2) 発注者は、詳細設計において、ICT活用工事に必要な3次元設計データを作成した場合は、請負者に貸与するほか、ICT活用工事を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に請負者に貸与するものとする。  なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ(グラウンドデータ)を含まない場合、「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費は工事費にて当該工事に変更計上するものとする。		6	2. 3次元設計データの貸与 発注者は、3次元設計データ作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを請負者に貸与する。ほか、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に請負者に貸与するものとする。	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																												
舗装工	8	<p>別紙-1</p> <p style="text-align: center;"><b>建設ICT活用計画書(舗装工)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">ICTを活用する 工種・数量</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>建設生産プロセスの段階</th> <th>作業内容</th> <th>採用する 技術番号 (参考)</th> <th>技術番号・技術名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元起工測量</td> <td></td> <td></td> <td>1 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 2 トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 3 トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 5 その他の3次元計測技術を用いた起工測量</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成</td> <td></td> <td></td> <td>※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工</td> <td><input type="checkbox"/> 路盤工</td> <td></td> <td>1 3次元マシンコントロール(モータグレーダ)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理</td> <td><input type="checkbox"/> 出来形</td> <td></td> <td>1 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 2 TS 等光波方式を用いた出来形管理 3 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 5 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元データの納品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ICTを活用する 工種・数量		建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名	<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 2 トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 3 トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 5 その他の3次元計測技術を用いた起工測量	<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合	<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査				<input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工	<input type="checkbox"/> 路盤工		1 3次元マシンコントロール(モータグレーダ)	<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 2 TS 等光波方式を用いた出来形管理 3 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 5 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理	<input type="checkbox"/> 3次元データの納品				舗装工	8	<p>別紙-1</p> <p style="text-align: center;"><b>建設ICT活用計画書(舗装工)</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">ICTを活用する 工種・数量</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>建設生産プロセスの段階</th> <th>作業内容</th> <th>採用する 技術番号 (参考)</th> <th>技術番号・技術名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元起工測量</td> <td></td> <td></td> <td>1 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 2 トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 3 トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成</td> <td></td> <td></td> <td>※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工</td> <td><input type="checkbox"/> 路盤工</td> <td></td> <td>1 3次元マシンコントロール(モータグレーダ)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理</td> <td><input type="checkbox"/> 出来形</td> <td></td> <td>1 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 2 TS 等光波方式を用いた出来形管理 3 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元データの納品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ICTを活用する 工種・数量		建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名	<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 2 トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 3 トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量	<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合	<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査				<input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工	<input type="checkbox"/> 路盤工		1 3次元マシンコントロール(モータグレーダ)	<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 2 TS 等光波方式を用いた出来形管理 3 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理	<input type="checkbox"/> 3次元データの納品				
ICTを活用する 工種・数量																																																																		
建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 2 トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 3 トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 5 その他の3次元計測技術を用いた起工測量																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合																																																															
<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査																																																																		
<input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工	<input type="checkbox"/> 路盤工		1 3次元マシンコントロール(モータグレーダ)																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 2 TS 等光波方式を用いた出来形管理 3 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理 5 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元データの納品																																																																		
ICTを活用する 工種・数量																																																																		
建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 2 トータルステーション等光波方式を用いた起工測量 3 トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合																																																															
<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査																																																																		
<input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工	<input type="checkbox"/> 路盤工		1 3次元マシンコントロール(モータグレーダ)																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 2 TS 等光波方式を用いた出来形管理 3 TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元データの納品																																																																		
	13	<p>① 不陸整正(ICT)、下層路盤(車道・路肩部)(ICT)、上層路盤(車道・路肩部)(ICT)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>ICT建設機械名</th> <th>規格</th> <th>機械経費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モータグレーダ</td> <td>土工用・排出ガス対策型 (第二次基準値) ・ブレード幅3.1m</td> <td>賃料にて計上</td> <td>ICT建設機械経費 加算額は別途計上</td> </tr> </tbody> </table>	ICT建設機械名	規格	機械経費	備考	モータグレーダ	土工用・排出ガス対策型 (第二次基準値) ・ブレード幅3.1m	賃料にて計上	ICT建設機械経費 加算額は別途計上		13	<p>① 不陸整正(ICT)、下層路盤(車道・路肩部)(ICT)、上層路盤(車道・路肩部)(ICT)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>ICT建設機械名</th> <th>規格</th> <th>機械経費</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モータグレーダ</td> <td>土工用・排出ガス対策型 (2014年規制) ・ブレード幅3.1m</td> <td>賃料にて計上</td> <td>ICT建設機械経費 加算額は別途計上</td> </tr> </tbody> </table>	ICT建設機械名	規格	機械経費	備考	モータグレーダ	土工用・排出ガス対策型 (2014年規制) ・ブレード幅3.1m	賃料にて計上	ICT建設機械経費 加算額は別途計上																																													
ICT建設機械名	規格	機械経費	備考																																																															
モータグレーダ	土工用・排出ガス対策型 (第二次基準値) ・ブレード幅3.1m	賃料にて計上	ICT建設機械経費 加算額は別途計上																																																															
ICT建設機械名	規格	機械経費	備考																																																															
モータグレーダ	土工用・排出ガス対策型 (2014年規制) ・ブレード幅3.1m	賃料にて計上	ICT建設機械経費 加算額は別途計上																																																															

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
舗装工	13	<p>2-3 その他</p> <p>ICT建設機械経費等として、以下の各経費を、共通仮設費の技術管理費に計上する。</p> <p>2-3-1 システム初期費</p> <p>ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 不陸整正(ICT)、下層路盤(車道・路肩部)(ICT)、上層路盤(車道・路肩部)(ICT)</p> <p>対象機械:モータグレーダ</p> <p>623,000 円/式</p>	舗装工	13	<p>2-3 その他</p> <p>ICT建設機械経費等として、以下の各経費を共通仮設費の技術管理費に計上する。</p> <p>2-3-1 システム初期費</p> <p>ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。</p> <p>(1) 不陸整正(ICT)、下層路盤(車道・路肩部)(ICT)、上層路盤(車道・路肩部)(ICT)</p> <p>対象機械:モータグレーダ</p> <p>623,000 円/式</p>	
	14	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p>		14	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む)を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>費用の計上について、請負者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、請負者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</p> <p>また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。</p> <p>なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。</p>	
	14	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～3)又は完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理による出来形計測とし、ICT活用工事(舗装工)実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>上記1)又は2)に類似する、その他の3次元計測技術を用いた出来形管理</li> </ol>		14	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>(1) 出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m<sup>2</sup>以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法(面管理)を実施し、3次元データ納品を行った場合の費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>なお、請負者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。</p> <p>また、請負者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)2)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> </ol>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
舗装工	14	<p>(2) 費用計上にあたっての留意事項</p> <p>1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。</p> <p>2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。</p>	舗装工	14	<p>(2) 費用計上にあたっての留意事項</p> <p>1) 「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上しない。</p> <p>2) 請負者からの見積り又は補正係数で乗じた額での費用計上方法は以下のとおりである。</p> <p>① 補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補正係数を乗じて算出される金額&lt;請負者からの見積りによる金額</li> </ul> <p>② 請負者からの見積りによる金額を計上する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補正係数を乗じて算出される金額&gt;請負者からの見積りによる金額</li> </ul>	
		(新規)		15		
舗装工 (修繕工)	1	<p>第2条 概要</p> <p>ICT活用工事とは、以下に示すように、①～⑤の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>③ ICT建設機械による施工(施工管理システム)</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p>	舗装工 (修繕工)	1	<p>第2条 概要</p> <p>ICT活用工事とは、以下に示すように、①～⑤の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>② 3次元設計データ作成</p> <p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>⑤ 3次元データの納品</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
舗装工 (修繕工)	1	<p>第3条 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。</p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～4)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択するものとし、ICT活用とする。</p> <p>1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>2) トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量</p> <p>3) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</p>	舗装工 (修繕工)	1	<p>第3条 ICT施工技術の具体的内容</p> <p>ICT施工技術の具体的内容については、以下の①～⑤によるものとし、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。</p> <p>関連要領等:<a href="https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html">https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html</a></p> <p>① 3次元起工測量</p> <p>起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1)～3)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。</p> <p>起工測量にあたっては、標準点に面計測を実施するものとするが、前工事及び設計段階での3次元データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量を選択できるものとし、ICT活用とする。</p> <p>1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量</p> <p>2) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量</p> <p>3) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量</p>	
	1	<p>② 3次元設計データ作成</p> <p>第3条①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、従来建設機械による施工及び出来形管理を行う場合は断面データを作成し、3次元出来形管理を行う場合は3次元設計データを作成する。</p>		1	<p>② 3次元設計データ作成</p> <p>第3条①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。</p>	
	1	<p>③ ICT建設機械による施工(施工管理システム)</p> <p>第3条②で作成した3次元設計データを用い、下記1)に示す施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を実施又は従来型建設機械による施工が選択できる。</p> <p>1) 3次元位置を用いた施工管理システム</p>		1 2	<p>③ ICT建設機械による施工</p> <p>第3条②で作成した3次元設計データを用い、以下1)2)に示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。</p> <p>なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和5年3月31日 国土交通省告示第250号)付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。</p> <p>1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※</p> <p>2) 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械</p> <p>※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称</p> <p>建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ(高さ)をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																					
舗装工 (修繕工)	1	④ 3次元出来形管理等の施工管理 ICT舗装工(修繕工)の施工管理において、施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を選択した場合下記に示す方法により施工管理を実施、従来型建設機械による施工を選択した場合は従来手法による施工管理を実施する。 (1) 出来形管理 路面切削作業の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理をする。 1) 施工履歴データを用いた出来形管理 2) 地上写真測量を用いた出来形管理	舗装工 (修繕工)	2	④ 3次元出来形管理等の施工管理 第3条③による工事の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する (1) 出来形管理 3次元MCまたは3次元MG建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下1)2)から選択(複数以上可)して実施するものとする。 1) TS等光波方式を用いた出来形管理 2) 地上写真測量を用いた出来形管理  3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ(高さ)をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下3)により実施するものとする。 3) 施工履歴データを用いた出来形管理																																						
	2			⑤ 3次元データの納品 第3条①②による3次元データ及び④において施工を選択した場合、3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。		2	⑤ 3次元データの納品 第3条①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。																																				
	2	《表-1 ICT施工技術と適用工種》 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">段階</th> <th rowspan="2">技術名</th> <th rowspan="2">対象作業</th> <th rowspan="2">建設機械</th> <th colspan="2">適用</th> <th rowspan="2">監督・検査 施工管理</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>新設</th> <th>修繕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">3次元起工 測量/ 3次元出来 形管理等 施工管理</td> <td>地上レーザースキャナーを用いた起工測量(舗装工事編)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>1,2,6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量(舗装工事編)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>1,3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量(舗装工事編)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>1,4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工履歴データを用いた出来形管理技術</td> <td>出来形計測</td> <td>ICT 建設機械</td> <td>-</td> <td>△</td> <td>1,5</td> <td>路面切削工</td> </tr> </tbody> </table> 【凡例】 ○:適用可能 △:一部適用可能 -:適用外		段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考	新設	修繕	3次元起工 測量/ 3次元出来 形管理等 施工管理	地上レーザースキャナーを用いた起工測量(舗装工事編)	測量	-	-	○	1,2,6		TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量(舗装工事編)	測量	-	-	○	1,3		地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量(舗装工事編)	測量	-	-	○	1,4		施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測	ICT 建設機械	-	△	1,5	路面切削工	
段階	技術名	対象作業	建設機械					適用				監督・検査 施工管理	備考																														
				新設	修繕																																						
3次元起工 測量/ 3次元出来 形管理等 施工管理	地上レーザースキャナーを用いた起工測量(舗装工事編)	測量	-	-	○	1,2,6																																					
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量(舗装工事編)	測量	-	-	○	1,3																																					
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量(舗装工事編)	測量	-	-	○	1,4																																					
	施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測	ICT 建設機械	-	△	1,5	路面切削工																																				

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
舗装工 (修繕工)	2	<p>【要領一覧】(出典の記載がないものの出典は、全て国土交通省である)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)路面切削工編</li> <li>② 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)</li> <li>③ TS(ノンブリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)</li> <li>④ 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)</li> <li>⑤ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(路面切削工編)(案)</li> <li>⑥ 地上レーザーキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)－国土地理院</li> </ul>	舗装工 (修繕工)		(削除)	
	3	<p>第4条 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象工事は、<b>下記</b>(1)、(2)に該当する工事とする。 (1) 対象工種・種別 ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける<b>下記</b>とする。</p> <p>《表－2 ICT活用工事の対象工種・種別》</p>		2	<p>第4条 ICT活用工事の対象工事 ICT活用工事の対象工事は、<b>以下</b>(1)、(2)に該当する工事とする。 (1) 対象工種・種別 ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける<b>以下</b>とする。</p> <p>《表－1 ICT活用工事の対象工種・種別》</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
舗装工 (修繕工)	3	<p>第5条 ICT活用工事の発注方法</p> <p>ICT活用工事の発注は、下記の(1)によるものとする。</p> <p>(1) 受注者希望型</p> <p>第4条の対象工事全て。</p> <p>請負者が ICT 活用工事の実施を希望する場合、「建設 ICT 活用計画書(舗装工(修繕工))」(別紙-1)を提出し、監督員との協議により ICT 活用工事を実施することができる。</p> <p>また、実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。</p>	舗装工 (修繕工)	3	<p>第5条 ICT活用工事の発注方法</p> <p>ICT活用工事の発注は、以下の(1)、(2)によるものとする。</p> <p>(1) 受注者希望1型</p> <p>第4条の対象工事であり、1工事において施工面積 5,000 m<sup>2</sup>以上を対象とする。</p> <p>ただし、1工事において複数工区を施工する場合は、1工区あたりの施工面積が5,000 m<sup>2</sup>以上を対象とし、複数工区を合算して施工面積が 5,000 m<sup>2</sup>以上となるものは対象でない。</p> <p>(対象例)</p> <p>① 1工事(1工区 5,500 m<sup>2</sup>、2工区 1,200 m<sup>2</sup>、3工区 700 m<sup>2</sup>、合計 7,400 m<sup>2</sup>) ⇒ 対象(1工区のみを対象とし、2工区及び3工区は通常施工)</p> <p>② 1工事(1工区 3,500 m<sup>2</sup>、2工区 1,200 m<sup>2</sup>、3工区 700 m<sup>2</sup>、合計 5,400 m<sup>2</sup>) ⇒ 対象外</p> <p>受注者希望1型の請負者は、施工現場の環境条件や ICT 施工機械の準備等を考慮し、ICT 活用工事の実施を検討する。</p> <p>ICT 活用工事の実施を希望する場合、「建設ICT活用計画書(舗装工(修繕工))」(別紙-1)を提出し、ICT活用工事を実施する。また、実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。</p> <p>ICT 活用工事を実施できない場合は、別紙(記載例-1)により監督員と協議すること。</p> <p>※受注者希望1型による場合は、工事名の末尾に「(ICT 希望1)」と明示すること。</p> <p>※受注者希望1型による場合は、特記仕様書に受注者希望1型である旨を明示すること。</p> <p>(2) 受注者希望型</p> <p>第4条の対象工事全て。(受注者希望1型を除く)</p> <p>請負者がICT活用工事の実施を希望する場合、「建設ICT活用計画書(舗装工(修繕工))」(別紙-1)を提出し、監督員との協議によりICT活用工事を実施することができる。</p> <p>また、実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																										
舗装工 (修繕工)	3	<p>第6条 発注方法毎における ICT 施工技術の取り扱い 下記表-3に示すとおりとする。</p> <p>受注者希望型は、請負者発議による受発注者協議の上で実施できるものとし、どの技術を実施するかは請負者の申し出による。ただし、「3次元起工測量」、「3次元設計データ作成」を実施する場合、原則、「ICT建設機械による施工」又は「3次元出来形管理等の施工管理」を実施するものとする。</p> <p>&lt;表-3 発注方法ごとの ICT 施工技術の取り扱い&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>受注者希望型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3次元起工測量</td> <td rowspan="7">請負者の申し出により実施</td> </tr> <tr> <td>3次元設計データ作成</td> </tr> <tr> <td>3次元データによる施工計画等</td> </tr> <tr> <td>ICT建設機械による施工</td> </tr> <tr> <td>3次元出来形管理等の施工管理</td> </tr> <tr> <td>3次元データの納品</td> </tr> </tbody> </table>		受注者希望型	3次元起工測量	請負者の申し出により実施	3次元設計データ作成	3次元データによる施工計画等	ICT建設機械による施工	3次元出来形管理等の施工管理	3次元データの納品	舗装工 (修繕工)	3	<p>第6条 発注方法毎におけるICT施工技術の取り扱い 下記表-2に示すとおりとする。</p> <p>原則、「3次元起工測量」、「3次元設計データ作成」、「ICT建設機械による施工」、「3次元出来形管理等の施工管理」、「3次元データの納品」の5項目全てを実施するものとする。</p> <p>&lt;表-2 発注方法ごとのICT施工技術の取り扱い&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>受注者希望1型、受注者希望型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3次元起工測量</td> <td rowspan="7">請負者の申し出により実施</td> </tr> <tr> <td>3次元設計データ作成</td> </tr> <tr> <td>3次元データによる施工計画等</td> </tr> <tr> <td>ICT建設機械による施工</td> </tr> <tr> <td>3次元出来形管理等の施工管理</td> </tr> <tr> <td>3次元データの納品</td> </tr> </tbody> </table>		受注者希望1型、受注者希望型	3次元起工測量	請負者の申し出により実施	3次元設計データ作成	3次元データによる施工計画等	ICT建設機械による施工	3次元出来形管理等の施工管理	3次元データの納品									
		受注者希望型																														
	3次元起工測量	請負者の申し出により実施																														
3次元設計データ作成																																
3次元データによる施工計画等																																
ICT建設機械による施工																																
3次元出来形管理等の施工管理																																
3次元データの納品																																
	受注者希望1型、受注者希望型																															
3次元起工測量	請負者の申し出により実施																															
3次元設計データ作成																																
3次元データによる施工計画等																																
ICT建設機械による施工																																
3次元出来形管理等の施工管理																																
3次元データの納品																																
4		<p>第7条 ICT 活用工事実施の推進のための措置</p> <p>1. 工事成績における加算</p> <p>ICT 活用工事を実施した場合、発注方法に関わらず、創意工夫において評価するものとする評価に当っては、創意工夫の評価項目として、下記(1)～(5)に示す ICT 施工技術のうち、いずれか一つでも実施した場合は、「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、(1)～(5)の技術について、活用した技術毎に評価を加える。</p>	4	<p>第7条 ICT活用工事実施の推進のための措置</p> <p>1. 工事成績における加算</p> <p>ICT活用工事を実施した場合、発注方法に関わらず、創意工夫において評価するものとする評価に当っては、創意工夫の評価項目として、以下(1)～(5)に示すICT施工技術のうち、いずれか一つでも実施した場合は、「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、(1)～(5)の技術について、活用した技術毎に評価を加える。</p>																												
4	<p>第8条 ICT活用工事の積算方法</p> <p>1. 下記表-4に示すとおりとする。</p> <p>&lt;表-4 発注方法ごとの積算の取り扱い&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>受注者希望型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3次元起工測量</td> <td>実施した場合は、見積りにより変更積算</td> </tr> <tr> <td>3次元設計データ作成</td> <td>実施した場合は、見積りにより変更積算</td> </tr> <tr> <td>3次元データによる施工計画等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ICT建設機械による施工</td> <td>実施した場合は変更積算</td> </tr> <tr> <td>3次元出来形管理等の施工管理</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3次元データの納品</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		受注者希望型	3次元起工測量	実施した場合は、見積りにより変更積算	3次元設計データ作成	実施した場合は、見積りにより変更積算	3次元データによる施工計画等	—	ICT建設機械による施工	実施した場合は変更積算	3次元出来形管理等の施工管理	—	3次元データの納品	—	4	<p>第8条 ICT活用工事の積算方法</p> <p>1. 下記表-3に示すとおりとする。</p> <p>&lt;表-3 発注方法ごとの積算の取り扱い&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>受注者希望1型、受注者希望型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3次元起工測量</td> <td>実施した場合は、見積りにより変更積算</td> </tr> <tr> <td>3次元設計データ作成</td> <td>実施した場合は、見積りにより変更積算</td> </tr> <tr> <td>3次元データによる施工計画等</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ICT建設機械による施工</td> <td>実施した場合は変更積算</td> </tr> <tr> <td>3次元出来形管理等の施工管理</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3次元データの納品</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		受注者希望1型、受注者希望型	3次元起工測量	実施した場合は、見積りにより変更積算	3次元設計データ作成	実施した場合は、見積りにより変更積算	3次元データによる施工計画等	—	ICT建設機械による施工	実施した場合は変更積算	3次元出来形管理等の施工管理	—	3次元データの納品	—	
	受注者希望型																															
3次元起工測量	実施した場合は、見積りにより変更積算																															
3次元設計データ作成	実施した場合は、見積りにより変更積算																															
3次元データによる施工計画等	—																															
ICT建設機械による施工	実施した場合は変更積算																															
3次元出来形管理等の施工管理	—																															
3次元データの納品	—																															
	受注者希望1型、受注者希望型																															
3次元起工測量	実施した場合は、見積りにより変更積算																															
3次元設計データ作成	実施した場合は、見積りにより変更積算																															
3次元データによる施工計画等	—																															
ICT建設機械による施工	実施した場合は変更積算																															
3次元出来形管理等の施工管理	—																															
3次元データの納品	—																															

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
舗装工 (修繕工)	5	<p>第9条 ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>請負者が円滑にICT活用工事を導入し、ICT施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。</p> <p>1. 施工管理、監督・検査の対応</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたって、別途定められている施工管理要領、監督検査要領(表-1)に則り、監督・検査を実施するものとする。</p> <p>監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。</p>	舗装工 (修繕工)	5	<p>第9条 ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>請負者が円滑にICT施工技術を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。</p> <p>1. 施工管理、監督・検査の対応</p> <p>ICT施工技術の活用を実施するにあたって、別途定められている「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」及び各種「出来形管理の監督・検査要領(案)」に則り、監督・検査を実施するものとする。</p> <p>監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。</p>	
	5	<p>2. 3次元設計データの貸与</p> <p>(1) ICT活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。</p> <p>(2) 発注者は、詳細設計において、ICT活用工事に必要な3次元設計データを作成した場合は、請負者に貸与するほか、ICT活用工事を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に請負者に貸与するものとする。</p> <p>なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ(グラウンドデータ)を含まない場合、「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費は工事費にて当該工事に変更計上するものとする。</p>		5	<p>2. 3次元設計データの貸与</p> <p>(1) ICT活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。</p> <p>(2) 発注者は、3次元設計データ作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを請負者に貸与するほか、ICT施工技術の活用を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に請負者に貸与するものとする。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																												
舗装工 (修繕工)	8	別紙-1  <b>建設ICT活用計画書(舗装工(修繕工))</b>  <table border="1"> <tr> <td>ICTを活用する 工種・数量</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設生産プロセスの段階</th> <th>作業内容</th> <th>採用する 技術番号 (参考)</th> <th>技術番号・技術名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元起工測量</td> <td></td> <td></td> <td>1 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 2 トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 3 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 4 その他の3次元計測技術を用いた起工測量 ( )</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成</td> <td></td> <td></td> <td>※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3Dデータによる施工計画、もしくは設計図書照査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工</td> <td><input type="checkbox"/> 切削オーバーレイ工 <input type="checkbox"/> 路面切削工</td> <td></td> <td>1 3次元位置を用いた施工管理システム(路面切削機)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理</td> <td><input type="checkbox"/> 出来形</td> <td></td> <td>1 施工履歴データを用いた出来形管理 2 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 ( )</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元データの納品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ICTを活用する 工種・数量		建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名	<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 2 トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 3 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 4 その他の3次元計測技術を用いた起工測量 ( )	<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合	<input type="checkbox"/> 3Dデータによる施工計画、もしくは設計図書照査				<input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工	<input type="checkbox"/> 切削オーバーレイ工 <input type="checkbox"/> 路面切削工		1 3次元位置を用いた施工管理システム(路面切削機)	<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 施工履歴データを用いた出来形管理 2 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 ( )	<input type="checkbox"/> 3次元データの納品				舗装工 (修繕工)	8	別紙-1  <b>建設ICT活用計画書(舗装工(修繕工))</b>  <table border="1"> <tr> <td>ICTを活用する 工種・数量</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建設生産プロセスの段階</th> <th>作業内容</th> <th>採用する 技術番号 (参考)</th> <th>技術番号・技術名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元起工測量</td> <td></td> <td></td> <td>1 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 2 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 3 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成</td> <td></td> <td></td> <td>※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3Dデータによる施工計画、もしくは設計図書照査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工</td> <td><input type="checkbox"/> 切削オーバーレイ工 <input type="checkbox"/> 路面切削工</td> <td></td> <td>1 3次元マシンコントロール建設機械 2 3次元マシンガイドダンス建設機械 3 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理</td> <td><input type="checkbox"/> 出来形</td> <td></td> <td>1 TS等光波方式を用いた出来形管理 2 地上写真測量を用いた出来形管理 3 施工履歴データを用いた出来形管理</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元データの納品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ICTを活用する 工種・数量		建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名	<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 2 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 3 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量	<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合	<input type="checkbox"/> 3Dデータによる施工計画、もしくは設計図書照査				<input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工	<input type="checkbox"/> 切削オーバーレイ工 <input type="checkbox"/> 路面切削工		1 3次元マシンコントロール建設機械 2 3次元マシンガイドダンス建設機械 3 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械	<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 TS等光波方式を用いた出来形管理 2 地上写真測量を用いた出来形管理 3 施工履歴データを用いた出来形管理	<input type="checkbox"/> 3次元データの納品				
ICTを活用する 工種・数量																																																																		
建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 2 トータルステーション(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 3 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 4 その他の3次元計測技術を用いた起工測量 ( )																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合																																																															
<input type="checkbox"/> 3Dデータによる施工計画、もしくは設計図書照査																																																																		
<input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工	<input type="checkbox"/> 切削オーバーレイ工 <input type="checkbox"/> 路面切削工		1 3次元位置を用いた施工管理システム(路面切削機)																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 施工履歴データを用いた出来形管理 2 その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 ( )																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元データの納品																																																																		
ICTを活用する 工種・数量																																																																		
建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 2 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 3 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合																																																															
<input type="checkbox"/> 3Dデータによる施工計画、もしくは設計図書照査																																																																		
<input type="checkbox"/> ICT建設機械による施工	<input type="checkbox"/> 切削オーバーレイ工 <input type="checkbox"/> 路面切削工		1 3次元マシンコントロール建設機械 2 3次元マシンガイドダンス建設機械 3 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 TS等光波方式を用いた出来形管理 2 地上写真測量を用いた出来形管理 3 施工履歴データを用いた出来形管理																																																															
<input type="checkbox"/> 3次元データの納品																																																																		

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																						
舗装工 (修繕工)		(新規)	舗装工 (修繕工)	13	<p>別紙(記載例-1)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○設計図書で「受注者希望1型」が明示された工事において 請負者がICT活用工事を実施しない場合</p> </div> <p style="text-align: center;">工 事 打 合 簿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">発 議 者</td> <td style="width: 15%;"><input type="checkbox"/>発注者</td> <td style="width: 15%;"><input checked="" type="checkbox"/>請負者</td> <td style="width: 15%;">発議年月日</td> <td style="width: 40%;">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>発 議 事 項</td> <td colspan="4"><input type="checkbox"/>指示 <input checked="" type="checkbox"/>協議 <input type="checkbox"/>通知 <input type="checkbox"/>承諾 <input type="checkbox"/>報告 <input type="checkbox"/>提出</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4"><input type="checkbox"/>その他 ( )</td> </tr> <tr> <td>工 事 名</td> <td colspan="4"><input type="checkbox"/>〇〇工事</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>「受注者希望1型」で、ICT活用工事を実施しない場合、施工計画書を提出する前に、以下の内容を監督員あてに協議すること</p> </div> <p>(内容)</p> <p>本工事で明示されている受注者希望1型（ICT舗装工（修繕工））について、社内で検討した結果、以下の理由によりICT活用工事を実施できないので協議します。</p> <p>(理由)</p> <p>○○○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>請負者の社内で検討した結果、当該現場でICT活用工事を実施することに支障となった理由を、具体的に記載して協議すること。</p> </div> <p>(注) 本様式への理由記載については、おもにICT活用工事の普及に向けた課題抽出と検討の参考とするために、請負者に記載を求めるものです。</p> <p>添付図 葉、その他添付図書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">発注者</td> <td style="width: 95%;">上記について <input type="checkbox"/>指示・<input type="checkbox"/>承諾・<input type="checkbox"/>協議・<input type="checkbox"/>提出・<input type="checkbox"/>受理 します。 <input type="checkbox"/>その他 ( )</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: right;">和 理</td> <td style="width: 95%; text-align: right;">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">請負者</td> <td style="width: 95%;">上記について <input type="checkbox"/>承諾・<input type="checkbox"/>協議・<input type="checkbox"/>提出・<input type="checkbox"/>報告・<input type="checkbox"/>受理 します。 <input type="checkbox"/>その他 ( )</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%; text-align: right;">回 答</td> <td style="width: 95%; text-align: right;">令和 〇年 〇月 〇日</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">総括 監督員</td> <td style="width: 33%;">主任 監督員</td> <td style="width: 33%;">専任 監督員</td> <td style="width: 33%;">現場 代理人</td> <td style="width: 33%;">主任(監理) 技術者</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	発 議 者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input checked="" type="checkbox"/> 請負者	発議年月日	令和 年 月 日	発 議 事 項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出					<input type="checkbox"/> その他 ( )				工 事 名	<input type="checkbox"/> 〇〇工事				発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )	和 理	令和 年 月 日	請負者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )	回 答	令和 〇年 〇月 〇日	総括 監督員	主任 監督員	専任 監督員	現場 代理人	主任(監理) 技術者						
発 議 者	<input type="checkbox"/> 発注者	<input checked="" type="checkbox"/> 請負者	発議年月日	令和 年 月 日																																								
発 議 事 項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出																																											
	<input type="checkbox"/> その他 ( )																																											
工 事 名	<input type="checkbox"/> 〇〇工事																																											
発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )																																											
和 理	令和 年 月 日																																											
請負者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他 ( )																																											
回 答	令和 〇年 〇月 〇日																																											
総括 監督員	主任 監督員	専任 監督員	現場 代理人	主任(監理) 技術者																																								

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
舗装工 (修繕工)	13	<p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、ICTによる舗装工(修繕工)(以下、舗装工(修繕工)(ICT))のうち、ICT路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業(複数の路面切削機による並列切削作業を除く)又は左記切削作業から概ね切削した舗装厚分を即日で急速施工する作業に適用する。</p> <p>積算にあたっては、積算基準及び歩掛表(以下、「積算基準」)により行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 切削オーバーレイ工</li> <li>・ 路面切削工</li> </ul> <p>切削作業は、ストレートアスファルト、改質アスファルトとする。</p> <p>アスファルト混合物の積算は購入方式を標準とし、プラント方式の場合は別途考慮する。</p> <p>なお、以下の条件は適用範囲外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊結合材(エポキシ樹脂)及び特殊骨材(エメリー)を含むアスファルト舗装路面の切削作業</li> <li>・ 平均切削深さが12cmを超えるもの</li> <li>・ 橋面防水工を同時に施工する場合の橋面舗装</li> <li>・ 排水性舗装</li> <li>・ シックリフト工法</li> <li>・ QRP 工法等</li> <li>・ 路面切削機を使用しない道路打換え工のための舗装版とりこわし</li> </ul>	舗装工 (修繕工)	14	<p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、ICTによる舗装工(修繕工)(以下、舗装工(修繕工)(ICT))のうち、ICT路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業から概ね切削した舗装厚分を即日で急速施工する作業に適用する。</p> <p>積算にあたっては、積算基準及び歩掛表(以下、「積算基準」)により行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 切削オーバーレイ工</li> <li>・ 路面切削工</li> </ul> <p>1-1 適用できる範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) アスファルト混合物が購入方式の場合</li> <li>(2) 施工箇所が車道・路肩部の場合</li> <li>(3) 切削作業がストレートアスファルト、改質アスファルトの場合</li> </ol> <p>1-2 適用できない範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) アスファルト混合物がプラント方式の場合</li> <li>(2) 複数の路面切削機による並列切削作業を行う場合</li> <li>(3) 施工箇所が歩道部の場合</li> <li>(4) 排水性舗装(ポーラスアスファルト、開粒度アスファルト)の切削、又は特殊結合材(エポキシ樹脂)及び特殊骨材(エメリー)を含むアスファルト舗装の切削の場合</li> <li>(5) 排水性舗装の舗設、又は橋面防水工を同時に施工する橋面舗装の場合</li> <li>(6) シックリフト工法、QRP工法等特殊な工法の場合</li> <li>(7) 路面切削機を使用しない道路打換え工のための舗装版とりこわしの場合</li> <li>(8) 平均切削深さが12cmを超えるもの</li> </ol>	
	14	<p>2-2 ICT建設機械経費加算額</p> <p>ICT建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費で示すICT建設機械に適用する。</p>		15	<p>2-2 ICT建設機械経費加算額</p> <p>ICT建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、2-1 機械経費で示すICT建設機械に適用する。</p> <p>なお、加算額は、以下のとおりとする。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
舗装工 (修繕工)	14	<p>2-3-1 システム初期費</p> <p>ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 舗装工(修繕工)(ICT)</p> <p>対象機械:路面切削機</p> <p>548,000 円/式</p>	舗装工 (修繕工)	15	<p>2-3-1 システム初期費</p> <p>ICT建設機械による施工を実施するための現場通信精度確認、ローカライゼーション、ICT建設機械精度確認等、ICT建設機械による施工を行うための必要な初期設定に係る費用及び賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、貸出しに要する全ての費用として、以下の費用を計上する。</p> <p>(1) 舗装工(修繕工)(ICT)</p> <p>対象建設機械:路面切削機</p> <p>費用:548,000 円/式</p> <p>※1工事当り使用機種毎に一式計上を原則とするが、請負者の責によらず、連続作業でICT建設機械による施工ができない場合等については、監督員と協議のうえ複数計上できるものとする。</p>	
	14	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p>		15	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>費用の計上について、請負者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、請負者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</p> <p>また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。</p> <p>なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。</p>	
	14	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>舗装工(修繕工)(ICT)における、ICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理及び地上写真測量を用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。</p>		16	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>舗装工(修繕工)(ICT)における、ICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理及びTS等光波方式を用いた出来形管理、地上写真測量を用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。</p>	
		(新規)		16	<p>5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について</p> <p>施工箇所が点在する工事に該当する場合は、積算基準及び歩掛表「第1編第2章 工事費の積算」及び「第1編第12章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。</p>	
	14	<p>5. 積算基準に対する補正</p> <p>5-1 単価表の補正(路面切削工)</p>		16	<p>6. 積算基準に対する補正</p> <p>6-1 単価表の補正(路面切削工)</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
構造物工 (橋脚・橋台)	1	第2条 概要 ICT活用工事とは、以下に示す①②④⑤の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。また、「ICT構造物工」という略称を用いることがある。	構造物工 (橋脚・橋台)	1	第2条 概要 ICT活用工事とは、以下に示す①②④⑤の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。また、「ICT構造物工(橋脚・橋台)」という略称を用いる。	
	1	第3条 ICT施工技術の具体的内容 ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。 ① 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～5)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) TS等光波方式を用いた起工測量 4) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5) その他の3次元計測技術を用いた起工測量		1	第3条 ICT施工技術の具体的内容 ICT施工技術の具体的内容については、以下の①～⑤によるものとし、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。 関連要領等: <a href="https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html">https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html</a> ① 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5) TS等光波方式を用いた起工測量 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 7) RTK-GNSSを用いた起工測量	
	1	② 3次元設計データ作成等 (1)3次元設計データ作成 発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。ICT構造物工の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。		1	② 3次元設計データ作成等 (1)3次元設計データ作成 発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。ICT構造物工(橋脚・橋台)の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。	
	1	③ ICT 建設機械による施工 構造物工においては該当無し		2	③ ICT建設機械による施工 ICT構造物工(橋脚・橋台)においては該当無し	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
構造物工 (橋脚・橋台)	1	<p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>構造物工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理</p> <p>下記1)～4)の技術から選択(複数以上可)して、出来形計測を行うものとする。</p> <p>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</p> <p>2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>3) TS等光波方式を用いた出来形管理</p> <p>4) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により1)～4)のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行ってもよいものとし監督職員と協議する。</p> <p>(2) 出来形管理基準および規格値</p> <p>出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い下記1)の出来形管理要領による</p> <p>1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)</p>	構造物工 (橋脚・橋台)	2	<p>④ 3次元出来形管理等の施工管理</p> <p>ICT構造物工(橋脚・橋台)の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。</p> <p>(1) 出来形管理</p> <p>以下1)～4)の技術から選択(複数以上可)して、出来形計測を行うものとする。</p> <p>1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</p> <p>2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>3) TS等光波方式を用いた出来形管理</p> <p>4) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p> <p>なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～4)のICT施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行ってもよいものとする。</p> <p>(2) 出来形管理基準および規格値</p> <p>出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い以下1)の出来形管理要領による。</p> <p>1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)</p>	
	2			<p>⑤ 3次元データの納品</p> <p>第3条④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。</p>		2

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																																			
構造物工 (橋脚・橋台)	2	<p style="text-align: center;">＜表-1 ICT施工技術と適用工種＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">段階</th> <th rowspan="2">技術名</th> <th rowspan="2">対象作業</th> <th rowspan="2">建設機械</th> <th colspan="2">適用</th> <th rowspan="2">監督・検査 施工管理</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>新設</th> <th>修繕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">3次元 起工測量/ 3次元 出来形管 理等施工 管理</td> <td>空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量(土工)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>1, 3, 11, 12, 13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上レーザーสキャナーを用いた起工測量(土工)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>1, 4, 14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TS等光波方式を用いた起工測量/出来形計測(土工)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>1, 6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量(土工)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>1, 7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>RTK-GNSSを用いた起工測量(土工)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>1, 8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた起工測量(土工)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>1, 9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた起工測量(土工)</td> <td>測量</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>1, 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3次元計測技術を用いた出来形管理技術(構造物工)</td> <td>出来形計測 出来形管理</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>1, 2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【凡例】 ○:適用可能 -:適用外</p>	段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考	新設	修繕	3次元 起工測量/ 3次元 出来形管 理等施工 管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量(土工)	測量	-	○	-	1, 3, 11, 12, 13		地上レーザーสキャナーを用いた起工測量(土工)	測量	-	○	-	1, 4, 14		TS等光波方式を用いた起工測量/出来形計測(土工)	測量	-	○	-	1, 6		TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量(土工)	測量	-	○	-	1, 7		RTK-GNSSを用いた起工測量(土工)	測量	-	○	-	1, 8		無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた起工測量(土工)	測量	-	○	-	1, 9		地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた起工測量(土工)	測量	-	○	-	1, 10		3次元計測技術を用いた出来形管理技術(構造物工)	出来形計測 出来形管理	-	○	-	1, 2		構造物工 (橋脚・橋台)		(削除)	
	段階	技術名					対象作業	建設機械			適用			監督・検査 施工管理	備考																																																										
新設			修繕																																																																						
3次元 起工測量/ 3次元 出来形管 理等施工 管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量(土工)	測量	-	○	-	1, 3, 11, 12, 13																																																																			
	地上レーザーสキャナーを用いた起工測量(土工)	測量	-	○	-	1, 4, 14																																																																			
	TS等光波方式を用いた起工測量/出来形計測(土工)	測量	-	○	-	1, 6																																																																			
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量(土工)	測量	-	○	-	1, 7																																																																			
	RTK-GNSSを用いた起工測量(土工)	測量	-	○	-	1, 8																																																																			
	無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた起工測量(土工)	測量	-	○	-	1, 9																																																																			
	地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた起工測量(土工)	測量	-	○	-	1, 10																																																																			
	3次元計測技術を用いた出来形管理技術(構造物工)	出来形計測 出来形管理	-	○	-	1, 2																																																																			
	3	<p>【要領一覧】(出典の記載がないものの出典は、全て国土交通省である)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)(構造物工編)</li> <li>② 3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(構造物工編)</li> <li>③ 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>④ 地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑤ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)</li> <li>⑥ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑦ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑨ 無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑩ 地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑪ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領</li> <li>⑫ 公共測量における UAV の使用に関する安全基準-国土地理院</li> <li>⑬ UAVを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院</li> <li>⑭ 地上レーザーสキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院</li> </ol>			(削除)																																																																				

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
構造物工 (橋脚・橋台)	3	<p>第4条 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事は、<b>下記</b>(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1) 対象工種</p> <p>ICT 活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける<b>下記</b>の工種とする。</p>	構造物工 (橋脚・橋台)	2	<p>第4条 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事は、<b>以下</b>(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1) 対象工種</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける<b>以下</b>の工種とする。</p>	
	3	<p>第5条 ICT活用工事の発注方法</p> <p>ICT活用工事の発注は<b>下記</b>の(1)によるものとする。</p>		3	<p>第5条 ICT活用工事の発注方法</p> <p>ICT活用工事の発注は<b>以下</b>の(1)によるものとする。</p>	
	4	<p>第6条 発注方法毎における ICT 施工技術の取り扱い</p> <p>下記表-2に示すとおりとする。</p> <p>&lt;表-2 発注方法ごとの ICT 施工技術の取り扱い&gt;</p>		3	<p>第6条 発注方法毎におけるICT施工技術の取り扱い</p> <p>下記表-1に示すとおりとする。</p> <p>&lt;表-1 発注方法ごとのICT施工技術の取り扱い&gt;</p>	
	4	<p>第7条 ICT 活用工事実施の推進のための措置</p> <p>1. 工事成績における加算</p> <p>ICT 活用工事を実施した場合、創意工夫において評価するものとする。評価に当たっては、創意工夫の評価項目として、<b>下記</b>(1)～(4)に示す ICT 施工技術のうち、いずれか一つでも実施した場合は、「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、(1)～(4)の技術について、活用した技術毎に評価を加える。</p>		3	<p>第7条 ICT活用工事実施の推進のための措置</p> <p>1. 工事成績における加算</p> <p>ICT活用工事を実施した場合、創意工夫において評価するものとする。評価に当たっては創意工夫の評価項目として、<b>以下</b>(1)～(4)に示すICT施工技術のうち、いずれか一つでも実施した場合は、「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、(1)～(4)の技術について、活用した技術毎に評価を加える。</p>	
	4	<p>第8条 ICT活用工事の積算方法</p> <p>1. 下記表-3に示すとおりとする。</p> <p>&lt;表-3 発注方法ごとの積算の取り扱い&gt;</p>		4	<p>第8条 ICT活用工事の積算方法</p> <p>1. 下記表-2に示すとおりとする。</p> <p>&lt;表-2 発注方法ごとの積算の取り扱い&gt;</p>	
5	<p>第9条 ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>請負者が円滑にICT<b>活用工事</b>を導入し、<b>ICT施工技術</b>を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。</p> <p>1. 施工管理、監督・検査の対応</p> <p>ICT<b>活用工事</b>を実施するにあたって、別途定められている<b>施工管理要領</b>、<b>監督検査要領</b>(表-1)に則り、監督・検査を実施するものとする。</p> <p>監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。</p>	4	<p>第9条 ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>請負者が円滑にICT<b>施工技術</b>を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。</p> <p>1. 施工管理、監督・検査の対応</p> <p>ICT<b>施工技術の活用</b>を実施するにあたって、別途定められている「<b>3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)</b>」及び各種「<b>出来形管理の監督・検査要領(案)</b>」に則り、監督・検査を実施するものとする。</p> <p>監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。</p>			

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																				
構造物工 (橋脚・橋台)	5	<p>2. 3次元設計データの貸与</p> <p>(1) ICT活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。</p> <p>(2) 発注者は、詳細設計において、ICT活用工事に必要な3次元設計データを作成した場合は、請負者に貸与するほか、ICT活用工事を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に請負者に貸与するものとする。</p> <p>なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ(グラウンドデータ)を含まない場合、「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費は工事費にて当該工事に変更計上するものとする。</p>	構造物工 (橋脚・橋台)	5	<p>2. 3次元設計データの貸与</p> <p>発注者は、請負者が3次元設計データ作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを請負者に貸与するほか、ICT施工技術を活用する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に請負者に貸与するものとする。</p>																																																					
	8	<p>別紙-1</p> <p style="text-align: center;"><b>建設ICT活用計画書(構造物工(橋脚・橋台))</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">ICTを活用する 工種・数量</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>建設生産プロセスの段階</th> <th>作業内容</th> <th>採用する 技術番号 (参考)</th> <th>技術番号・技術名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元起工測量</td> <td></td> <td></td> <td>1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 TS等光波方式を用いた起工測量 4 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 5 その他の3次元計測技術を用いた起工測量 ( )</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成</td> <td></td> <td></td> <td>※作成した3次元設計データを ICT 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理</td> <td><input type="checkbox"/> 出来形</td> <td></td> <td>1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 TS等光波方式を用いた出来形管理 4 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元データの納品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ICTを活用する 工種・数量		建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名	<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 TS等光波方式を用いた起工測量 4 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 5 その他の3次元計測技術を用いた起工測量 ( )	<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データを ICT 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合	<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査				<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 TS等光波方式を用いた出来形管理 4 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理	<input type="checkbox"/> 3次元データの納品					7	<p>別紙-1</p> <p style="text-align: center;"><b>建設ICT活用計画書(構造物工(橋脚・橋台))</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">ICTを活用する 工種・数量</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>建設生産プロセスの段階</th> <th>作業内容</th> <th>採用する 技術番号 (参考)</th> <th>技術番号・技術名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元起工測量</td> <td></td> <td></td> <td>1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 5 TS等光波方式を用いた起工測量 6 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 7 RTK-GNSSを用いた起工測量</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成</td> <td></td> <td></td> <td>※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理</td> <td><input type="checkbox"/> 出来形</td> <td></td> <td>1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 TS等光波方式を用いた出来形管理 4 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3次元データの納品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	ICTを活用する 工種・数量		建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名	<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 5 TS等光波方式を用いた起工測量 6 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 7 RTK-GNSSを用いた起工測量	<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合	<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査				<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 TS等光波方式を用いた出来形管理 4 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理	<input type="checkbox"/> 3次元データの納品				
ICTを活用する 工種・数量																																																										
建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名																																																							
<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 TS等光波方式を用いた起工測量 4 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 5 その他の3次元計測技術を用いた起工測量 ( )																																																							
<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データを ICT 建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合																																																							
<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査																																																										
<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 TS等光波方式を用いた出来形管理 4 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理																																																							
<input type="checkbox"/> 3次元データの納品																																																										
ICTを活用する 工種・数量																																																										
建設生産プロセスの段階	作業内容	採用する 技術番号 (参考)	技術番号・技術名																																																							
<input type="checkbox"/> 3次元起工測量			1 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2 地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 3 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 4 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた起工測量 5 TS等光波方式を用いた起工測量 6 TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 7 RTK-GNSSを用いた起工測量																																																							
<input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成			※作成した3次元設計データをICT建設機械による施工、若しくは出来形管理に活用する場合																																																							
<input type="checkbox"/> 3D データによる施工計画、もしくは設計図書照査																																																										
<input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の施工管理	<input type="checkbox"/> 出来形		1 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理 3 TS等光波方式を用いた出来形管理 4 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理																																																							
<input type="checkbox"/> 3次元データの納品																																																										

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
構造物工 (橋脚・橋台)	12	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p>	構造物工 (橋脚・橋台)	11	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む)を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>費用の計上について、請負者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、請負者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</p> <p>また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。</p> <p>なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。</p>	
	12	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、ICT活用工事(構造物工(橋脚・橋台))実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>上記1)～3)に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理</li> </ol>		11	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>(1) 出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。</p> <p>費用の計上方法については、請負者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>なお、請負者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。</p> <p>また、請負者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、構造物工(橋脚・橋台)と同時に実施する土工(ICT)等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～3)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> </ol>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
構造物工 (橋脚・橋台)	12	(2) 費用計上にあたっての留意事項 1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。 2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。	構造物工 (橋脚・橋台)	12	(2) 費用計上にあたっての留意事項 1) 「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上しない。 2) 請負者からの見積り又は補正係数で乗じた額での費用計上方法は以下のとおりである。 ① 補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合 ・補正係数を乗じて算出される金額<請負者からの見積りによる金額 ② 請負者からの見積りによる金額を計上する場合 ・補正係数を乗じて算出される金額>請負者からの見積りによる金額	
		(新規)		12	5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について 施工箇所が点在する工事に該当する場合は、積算基準及び歩掛表「第1編第2章 工事費の積算」及び「第1編第12章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。	
コンクリート 堰堤工	1	第2条 概要 ICT活用工事とは、以下に示す①②④⑤の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。また、「ICTコンクリート堰堤工」という略称を用いることがある。	コンクリート 堰堤工	1	第2条 概要 ICT活用工事とは、以下に示す①②④⑤の各段階に応じたICT施工技術を活用する工事である。また、「ICTコンクリート堰堤工」という略称を用いる。	
	1	第3条 ICT施工技術の具体的内容 ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。 ① 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。 また、コンクリート堰堤工の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用とする。 ICT土工等の起工測量データ等を活用することができる。 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) TS等光波方式を用いた起工測量 4) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 5) RTK-GNSSを用いた起工測量 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量		1	第3条 ICT施工技術の具体的内容 ICT施工技術の具体的内容については、以下の①～⑤によるものとし、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。 関連要領等: <a href="https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html">https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html</a> ① 3次元起工測量 起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。 起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。 また、コンクリート堰堤工の関連施工としてICT土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量 5) TS等光波方式を用いた起工測量 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 7) RTK-GNSSを用いた起工測量	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
コンクリート 堰堤工	1	② 3次元設計データ作成等 (1) 3次元設計データ作成 発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。3次元設計データ作成はICT土工と合わせて行うが、ICT基礎工の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。	コンクリート 堰堤工	2	② 3次元設計データ作成等 (1) 3次元設計データ作成 発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICTコンクリート堰堤工の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。	
	2			2		
	2	③ ICT 建設機械による施工 コンクリート堰堤工においては該当無し		2	③ ICT建設機械による施工 ICTコンクリート堰堤工においては該当無し	
	2	④ 3次元出来形管理等の施工管理 コンクリート堰堤工の施工管理において、下記に示す方法により出来形管理を実施する。 (1) 出来形管理 下記1)～8)の技術から選択(複数以上可)して、出来形計測を行うものとする。 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) TS等光波方式を用いた出来形管理 4) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 5) RTK-GNSSを用いた出来形管理 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 8) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理 なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により1)～8)のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行ってもよいものとし監督職員と協議する。		2	④ 3次元出来形管理等の施工管理 ICTコンクリート堰堤工の施工管理において、以下に示す方法により出来形管理を実施する。 (1) 出来形管理 以下1)～7)の技術から選択(複数以上可)して、出来形計測を行うものとする。 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 5) TS等光波方式を用いた出来形管理 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理 なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～7)のICT施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして、出来形管理を行ってもよいものとする。	
2	(2) 出来形管理基準および規格値 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用いた下記1)の出来形管理要領(案)による。 1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)	2	(2) 出来形管理基準および規格値 出来形管理基準および規格値については、現行の基準および規格値を用いる。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用いた以下1)の出来形管理要領(案)によるものとする。 1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)			
2	⑤ 3次元データの納品 第3条④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。	2	⑤ 3次元データの納品 第3条①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。			

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																																		
コンクリート 堰堤工	3	<p style="text-align: center;">＜表-1 ICT施工技術と適用工種＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">段階</th> <th rowspan="2">技術名</th> <th rowspan="2">対象作業</th> <th rowspan="2">建設機械</th> <th colspan="2">適用</th> <th rowspan="2">監督・検査 施工管理</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>新設</th> <th>修繕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">3次元 起工測量 /3次元 出来形管 理等施工 管理</td> <td>空中写真測量(無人航空機)を用いた 起工測量/出来形計測技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1, 3, 11, 12, 13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上レーザー扫描仪を用いた起 工測量/出来形計測技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1, 4, 14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TS 等光波方式を用いた起工測量/ 出来形計測技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1, 6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TS(ノンプリズム方式)を用いた起工 測量/出来形計測技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1, 7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>RTK - GNSS を用いた起工測量/ 出来形計測技術(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1, 8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無人航空機搭載型レーザーキャ ンナーを用いた起工測量/出来形計 測(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1, 9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上移動体搭載型レーザーキャ ンナーを用いた起工測量/出来形計 測(土工)</td> <td>測量 出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>1, 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3次元計測技術を用いた出来形計測</td> <td>出来形計測</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>2, 5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">【凡例】○:適用可能 - :適用外</p> <p>【要領一覧】(出典の記載がないものの出典は、全て国土交通省である)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編</li> <li>② 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編</li> <li>③ 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>④ 地上型レーザー扫描仪を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑤ 3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(案)</li> <li>⑥ TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑦ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑧ RTK-GNSS を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑨ 無人航空機搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑩ 地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)</li> <li>⑪ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領</li> <li>⑫ 公共測量における UAV の使用に関する安全基準-国土地理院</li> <li>⑬ UAV を用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院</li> <li>⑭ 地上レーザー扫描仪を用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院</li> </ol>	段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考	新設	修繕	3次元 起工測量 /3次元 出来形管 理等施工 管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた 起工測量/出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 3, 11, 12, 13		地上レーザー扫描仪を用いた起 工測量/出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 4, 14		TS 等光波方式を用いた起工測量/ 出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 6		TS(ノンプリズム方式)を用いた起工 測量/出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 7		RTK - GNSS を用いた起工測量/ 出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 8		無人航空機搭載型レーザーキャ ンナーを用いた起工測量/出来形計 測(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 9		地上移動体搭載型レーザーキャ ンナーを用いた起工測量/出来形計 測(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 10		3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	-	○	○	2, 5		コンクリート 堰堤工	(削除)	
段階	技術名	対象作業					建設機械	適用			監督・検査 施工管理	備考																																																												
			新設	修繕																																																																				
3次元 起工測量 /3次元 出来形管 理等施工 管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた 起工測量/出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 3, 11, 12, 13																																																																		
	地上レーザー扫描仪を用いた起 工測量/出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 4, 14																																																																		
	TS 等光波方式を用いた起工測量/ 出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 6																																																																		
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工 測量/出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 7																																																																		
	RTK - GNSS を用いた起工測量/ 出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 8																																																																		
	無人航空機搭載型レーザーキャ ンナーを用いた起工測量/出来形計 測(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 9																																																																		
	地上移動体搭載型レーザーキャ ンナーを用いた起工測量/出来形計 測(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	1, 10																																																																		
3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	-	○	○	2, 5																																																																			

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
コンクリート 堰堤工	4	<p>第4条 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事は、<b>下記</b>(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1) 対象工種</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける<b>下記</b>の工種とする。</p>	コンクリート 堰堤工	3	<p>第4条 ICT活用工事の対象工事</p> <p>ICT活用工事の対象工事は、<b>以下</b>(1)、(2)に該当する工事とする。</p> <p>(1) 対象工種</p> <p>ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける<b>以下</b>の工種とする。</p>	
	4	<p>第5条 ICT活用工事の発注方法</p> <p>ICT活用工事の発注は<b>下記</b>(1)によるものとする。</p>		3	<p>第5条 ICT活用工事の発注方法</p> <p>ICT活用工事の発注は<b>以下</b>(1)によるものとする。</p>	
	4	<p>第6条 発注方法毎におけるICT施工技術の取り扱い</p> <p>下記表-2に示すとおりとする。</p> <p>&lt;表-2 発注方法ごとのICT施工技術の取り扱い&gt;</p>		3	<p>第6条 発注方法毎におけるICT施工技術の取り扱い</p> <p>下記表-1に示すとおりとする。</p> <p>&lt;表-1 発注方法ごとのICT施工技術の取り扱い&gt;</p>	
	4	<p>第7条 ICT活用工事実施の推進のための措置</p> <p>1. 工事成績における加点</p> <p>ICT活用工事を実施した場合、創意工夫において評価するものとする。評価に当っては、創意工夫の評価項目として、<b>下記</b>(1)～(4)に示すICT施工技術のうち、いずれか一つでも実施した場合は、「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、(1)～(4)の技術について、活用した技術毎に評価を加える。</p>		4	<p>第7条 ICT活用工事実施の推進のための措置</p> <p>1. 工事成績における加点</p> <p>ICT<b>施工技術の活用</b>を実施した場合、創意工夫において評価するものとする。評価に当っては、創意工夫の評価項目として、<b>以下</b>(1)～(4)に示すICT施工技術のうち、いずれか一つでも実施した場合は、「ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、(1)～(4)の技術について、活用した技術毎に評価を加える。</p>	
	5	<p>第8条 ICT活用工事の積算方法</p> <p>1. 下記表-3に示すとおりとする。</p> <p>&lt;表-3 発注方法ごとの積算の取り扱い&gt;</p>		4	<p>第8条 ICT活用工事の積算方法</p> <p>1. 下記表-2に示すとおりとする。</p> <p>&lt;表-2 発注方法ごとの積算の取り扱い&gt;</p>	
	5 6	<p>第9条 ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>請負者が円滑にICT活用工事を導入し、ICT施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。</p> <p>1. 施工管理、監督・検査の対応</p> <p>ICT活用工事を実施するにあたって、別途定められている<b>施工管理要領、監督検査要領(表-1)</b>に則り、監督・検査を実施するものとする。</p> <p>監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。</p>		5	<p>第9条 ICT活用工事の導入における留意点</p> <p>請負者が円滑にICT活用工事を導入し、ICT施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。</p> <p>1. 施工管理、監督・検査の対応</p> <p>ICT<b>施工技術の活用</b>を実施するにあたって、別途定められている「<b>3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)</b>」及び各種「<b>出来形管理の監督・検査要領(案)</b>」に則り、監督・検査を実施するものとする。</p> <p>監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、請負者に従来手法との二重管理を求めない。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
コンクリート 堰堤工	6	<p>2. 3次元設計データの貸与</p> <p>(1) ICT活用工事の導入初期段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費を工事費にて当該工事に変更計上するものとする。</p> <p>(2) 発注者は、詳細設計において、ICT活用工事に必要な3次元設計データを作成した場合は、請負者に貸与するほか、ICT活用工事を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に請負者に貸与するものとする。</p> <p>なお、貸与する3次元設計データに3次元測量データ(グラウンドデータ)を含まない場合、「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を請負者が実施した場合は、これにかかる経費は工事費にて当該工事に変更計上するものとする。</p>	コンクリート 堰堤工	5	<p>2. 3次元設計データの貸与</p> <p>発注者は、3次元設計データ作成に必要となる詳細設計において作成したCADデータを請負者に貸与する。ほか、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に請負者に貸与するものとする。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
コンクリート 堰堤工	8	別紙-1  <b>建設ICT活用計画書(コンクリート堰堤工)</b>  ICTを活用する 工種・数量  建設生産プロセスの段階 作業内容 採用する 技術番号 (参考) 技術番号・技術名  <input type="checkbox"/> 3次元起工測量  <input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成  <input type="checkbox"/> 3D データによる施工計 画、もしくは設計図書照査  <input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の 施工管理  <input type="checkbox"/> 3次元データの納品	コンクリート 堰堤工	7	別紙-1  <b>建設ICT活用計画書(コンクリート堰堤工)</b>  ICTを活用する 工種・数量  建設生産プロセスの段階 作業内容 採用する 技術番号 (参考) 技術番号・技術名  <input type="checkbox"/> 3次元起工測量  <input type="checkbox"/> 3次元設計データ作成  <input type="checkbox"/> 3D データによる施工計 画、もしくは設計図書照査  <input type="checkbox"/> 3次元出来形管理等の 施工管理  <input type="checkbox"/> 3次元データの納品	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
コンクリート 堰堤工	12	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p>	コンクリート 堰堤工	11	<p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用</p> <p>3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>費用の計上について、請負者は発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、請負者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。</p> <p>また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。</p> <p>なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない</p>	
	12	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～5)とし、ICT活用工事(コンクリート堰堤工)実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>上記1)～4)に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理</li> </ol>		11	<p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用</p> <p>(1) 出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。</p> <p>費用の計上方法については、請負者より提出された見積により費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設費率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <p>なお、請負者は、発注者からの依頼に基づき、見積書を提出するものとする。</p> <p>また、請負者から見積の提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、コンクリート堰堤工(ICT)と同時に実施する土工(ICT)等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共通仮設費率補正係数 : 1.2</li> <li>現場管理費率補正係数 : 1.1</li> </ul> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設費率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> <li>空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理</li> <li>無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</li> </ol>	12

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考
コンクリート 堰堤工	12	<p>(2) 費用計上にあたっての留意事項</p> <p>1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。</p> <p>2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。</p>	コンクリート 堰堤工	12	<p>(2) 費用計上にあたっての留意事項</p> <p>1) 「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上しない。</p> <p>2) 請負者からの見積り又は補正係数で乗じた額での費用計上方法は以下のとおりである。</p> <p>① 補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補正係数を乗じて算出される金額&lt;請負者からの見積りによる金額</li> </ul> <p>② 請負者からの見積りによる金額を計上する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補正係数を乗じて算出される金額&gt;請負者からの見積りによる金額</li> </ul>	
		(新規)		12	<p>5. 施工箇所が点在するICT活用工事の積算について</p> <p>施工箇所が点在する工事に該当する場合は、積算基準及び歩掛表「第1編第2章 工事費の積算」及び「第1編第12章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。</p>	

ICT活用工事実施要領(令和8年4月1日改定) 新旧対照表

編	P	旧条文(令和7年10月)	編	P	新条文(令和8年4月1日改定)	備考																																																																																																																																																																																																																																																																								
浚渫工(港湾)	11	<p>別紙-4</p> <p>ICT活用工事チェックリスト</p> <p>工事名</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">チェック時期</th> <th rowspan="2">確認内容</th> <th colspan="2">監督職員</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>確認済</th> <th>対象外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">特記仕様書への条件明示確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1</td> <td rowspan="4">発注図書作成</td> <td>1-1 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)に該当する工事であるか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-2 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)の対象工事であることを明示しているか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">積算の内容確認</td> </tr> <tr> <td>1-3 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用について、計上していないか(当初は計上しない)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-4 「ICT建設機械による施工」に係る費用について、当初から計上しているか(直接工事費、保守点検費用、システム初期費用を計上していることを確認)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>発注者指定型の場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2</td> <td rowspan="4">ICT活用に関する発注者協議</td> <td>2-1 【発注者希望型工事の場合】 発注者がICT活用工事を希望するかを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ICT活用工事の有無を記載(□有り □無し)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ICT活用の工程、施工範囲、出来形管理方法の確認</td> </tr> <tr> <td>2-2 「建設ICT活用計画書」により、本工事で使用する機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)について協議を実施したか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>建設ICT活用計画書で協議した出来形管理方法を記載( )</td> </tr> <tr> <td>2-3 本工事がICT実施要領に記載されている機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)を活用して施工するかを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-4 【施工箇所が点在する工事の場合】 点在型工事でのICT活用範囲を確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">施工計画書</td> <td colspan="4">実施予定の施工及び出来形管理方法等の確認</td> </tr> <tr> <td>3-1 施工機械、施工範囲等について設計図書との整合の確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-2 「建設ICT活用計画書」により協議した内容が反映されているかを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>施工計画書に記載されている出来形管理方法を記載( )</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">施工管理</td> <td colspan="4">3次元出来形管理等の施工管理等の確認</td> </tr> <tr> <td>4-1 「建設ICT活用計画書」で協議した内容及び施工計画書に記載されている出来形管理を実施しているかを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4-2 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を実施したかを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>実際に実施した出来形管理方法を記載( )</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">5</td> <td rowspan="11">設計変更</td> <td colspan="4">ICT活用範囲、出来形管理手法等の確認</td> </tr> <tr> <td>5-1 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」に係る費用計上の対象かを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-2 「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用計上の対象かを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>実際に実施した(実施予定の)出来形管理方法を記載( )</td> </tr> <tr> <td>5-3 点在型工事での工区毎のICT活用結果の確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>点在型工事の場合</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ICT活用工事にかかる費用計上を確認</td> </tr> <tr> <td>5-4 &lt;ICT建設機械費&gt; ICT建設機械を費用計上する場合、ICT活用工事積算要領に則り、ICT建設機械加算額、保守点検費、システム初期費用を計上しているか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-5 &lt;見積徴収&gt; 3次元起工測量、3次元設計データ作成、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上する場合、見積を発注者から徴収するとともに、見積の妥当性の確認を行ったか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-6 &lt;出来形管理費等を計上する&gt; 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【面的】に取得する機器である場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる見積と、ICT活用工事積算要領に記載されている補正係数を比較して安価な方に計上しているか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>実際に実施した(実施予定の)出来形管理方法を記載( )</td> </tr> <tr> <td>5-7 &lt;出来形管理費等を計上しない&gt; 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【点的】に取得する機器、あるいは【施工履歴データ】による場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上していないことを確認したか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>施工履歴データによる出来形管理は6-4</td> </tr> <tr> <td>5-8 &lt;重複計上の防止&gt; 6-3にて見積による計上とした場合、設計書でICT補正を計上していないことを確認したか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>補正係数の見積 該当する積算方法を記載( )</td> </tr> <tr> <td>5-9 &lt;重複計上の防止(施工箇所が点在型工事の場合)&gt; 3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象となる工区のみ費用計上しているか確認(3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象外工区については、費用計上しない)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	チェック時期	確認内容	監督職員		備考	確認済	対象外	特記仕様書への条件明示確認						1	発注図書作成	1-1 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)に該当する工事であるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		1-2 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)の対象工事であることを明示しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		積算の内容確認				1-3 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用について、計上していないか(当初は計上しない)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		1-4 「ICT建設機械による施工」に係る費用について、当初から計上しているか(直接工事費、保守点検費用、システム初期費用を計上していることを確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	発注者指定型の場合	2	ICT活用に関する発注者協議	2-1 【発注者希望型工事の場合】 発注者がICT活用工事を希望するかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ICT活用工事の有無を記載(□有り □無し)	ICT活用の工程、施工範囲、出来形管理方法の確認				2-2 「建設ICT活用計画書」により、本工事で使用する機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)について協議を実施したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設ICT活用計画書で協議した出来形管理方法を記載( )	2-3 本工事がICT実施要領に記載されている機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)を活用して施工するかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		2-4 【施工箇所が点在する工事の場合】 点在型工事でのICT活用範囲を確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		3	施工計画書	実施予定の施工及び出来形管理方法等の確認				3-1 施工機械、施工範囲等について設計図書との整合の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		3-2 「建設ICT活用計画書」により協議した内容が反映されているかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工計画書に記載されている出来形管理方法を記載( )	4	施工管理	3次元出来形管理等の施工管理等の確認				4-1 「建設ICT活用計画書」で協議した内容及び施工計画書に記載されている出来形管理を実施しているかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		4-2 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を実施したかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した出来形管理方法を記載( )	5	設計変更	ICT活用範囲、出来形管理手法等の確認				5-1 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」に係る費用計上の対象かを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		5-2 「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用計上の対象かを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理方法を記載( )	5-3 点在型工事での工区毎のICT活用結果の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	点在型工事の場合	ICT活用工事にかかる費用計上を確認				5-4 <ICT建設機械費> ICT建設機械を費用計上する場合、ICT活用工事積算要領に則り、ICT建設機械加算額、保守点検費、システム初期費用を計上しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		5-5 <見積徴収> 3次元起工測量、3次元設計データ作成、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上する場合、見積を発注者から徴収するとともに、見積の妥当性の確認を行ったか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		5-6 <出来形管理費等を計上する> 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【面的】に取得する機器である場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる見積と、ICT活用工事積算要領に記載されている補正係数を比較して安価な方に計上しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理方法を記載( )	5-7 <出来形管理費等を計上しない> 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【点的】に取得する機器、あるいは【施工履歴データ】による場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上していないことを確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工履歴データによる出来形管理は6-4	5-8 <重複計上の防止> 6-3にて見積による計上とした場合、設計書でICT補正を計上していないことを確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	補正係数の見積 該当する積算方法を記載( )	5-9 <重複計上の防止(施工箇所が点在型工事の場合)> 3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象となる工区のみ費用計上しているか確認(3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象外工区については、費用計上しない)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		浚渫工(港湾)	11	<p>ICT活用工事チェックリスト</p> <p>工事名</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">チェック時期</th> <th rowspan="2">確認内容</th> <th colspan="2">監督職員</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>確認済</th> <th>対象外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">特記仕様書への条件明示確認</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">1</td> <td rowspan="4">発注図書作成</td> <td>1-1 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)に該当する工事であるか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-2 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)の対象工事であることを明示しているか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">積算の内容確認</td> </tr> <tr> <td>1-3 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用について、計上していないか(当初は計上しない)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-4 「ICT建設機械による施工」に係る費用について、当初から計上しているか(直接工事費、システム初期費用を計上していることを確認)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>発注者指定型の場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">2</td> <td rowspan="4">ICT活用に関する発注者協議</td> <td>2-1 【発注者希望型工事の場合】 発注者がICT活用工事を希望するかを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ICT活用工事の有無を記載(□有り □無し)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ICT活用の工程、施工範囲、出来形管理方法の確認</td> </tr> <tr> <td>2-2 「建設ICT活用計画書」により、本工事で使用する機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)について協議を実施したか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>建設ICT活用計画書で協議した出来形管理方法を記載( )</td> </tr> <tr> <td>2-3 本工事がICT実施要領に記載されている機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)を活用して施工するかを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-4 【施工箇所が点在する工事の場合】 点在型工事でのICT活用範囲を確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3</td> <td rowspan="2">施工計画書</td> <td colspan="4">実施予定の施工及び出来形管理方法等の確認</td> </tr> <tr> <td>3-1 施工機械、施工範囲等について設計図書との整合の確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3-2 「建設ICT活用計画書」により協議した内容が反映されているかを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>施工計画書に記載されている出来形管理方法を記載( )</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4</td> <td rowspan="2">施工管理</td> <td colspan="4">3次元出来形管理等の施工管理等の確認</td> </tr> <tr> <td>4-1 「建設ICT活用計画書」で協議した内容及び施工計画書に記載されている出来形管理を実施しているかを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4-2 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を実施したかを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>実際に実施した出来形管理方法を記載( )</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">5</td> <td rowspan="11">設計変更</td> <td colspan="4">ICT活用範囲、出来形管理手法等の確認</td> </tr> <tr> <td>5-1 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」に係る費用計上の対象かを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-2 「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用計上の対象かを確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>実際に実施した(実施予定の)出来形管理方法を記載( )</td> </tr> <tr> <td>5-3 点在型工事での工区毎のICT活用結果の確認</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>点在型工事の場合</td> </tr> <tr> <td colspan="4">ICT活用工事にかかる費用計上を確認</td> </tr> <tr> <td>5-4 &lt;ICT建設機械費&gt; ICT建設機械を費用計上する場合、ICT活用工事積算要領に則り、ICT建設機械加算額、システム初期費用を計上しているか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-5 &lt;見積徴収&gt; 3次元起工測量、3次元設計データ作成、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上する場合、見積を発注者から徴収するとともに、見積の妥当性の確認を行ったか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5-6 &lt;出来形管理費等を計上する&gt; 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【面的】に取得する機器である場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる見積と、ICT活用工事積算要領に記載されている補正係数を比較して安価な方に計上しているか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>実際に実施した(実施予定の)出来形管理方法を記載( )</td> </tr> <tr> <td>5-7 &lt;出来形管理費等を計上しない&gt; 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【点的】に取得する機器、あるいは【施工履歴データ】による場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上していないことを確認したか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>施工履歴データによる出来形管理は6-4</td> </tr> <tr> <td>5-8 &lt;重複計上の防止&gt; 6-3にて見積による計上とした場合、設計書でICT補正を計上していないことを確認したか</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td>補正係数の見積 該当する積算方法を記載( )</td> </tr> <tr> <td>5-9 &lt;重複計上の防止(施工箇所が点在型工事の場合)&gt; 3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象となる工区のみ費用計上しているか確認(3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象外工区については、費用計上しない)</td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	チェック時期	確認内容	監督職員		備考	確認済	対象外	特記仕様書への条件明示確認						1	発注図書作成	1-1 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)に該当する工事であるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		1-2 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)の対象工事であることを明示しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		積算の内容確認				1-3 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用について、計上していないか(当初は計上しない)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		1-4 「ICT建設機械による施工」に係る費用について、当初から計上しているか(直接工事費、システム初期費用を計上していることを確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	発注者指定型の場合	2	ICT活用に関する発注者協議	2-1 【発注者希望型工事の場合】 発注者がICT活用工事を希望するかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ICT活用工事の有無を記載(□有り □無し)	ICT活用の工程、施工範囲、出来形管理方法の確認				2-2 「建設ICT活用計画書」により、本工事で使用する機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)について協議を実施したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設ICT活用計画書で協議した出来形管理方法を記載( )	2-3 本工事がICT実施要領に記載されている機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)を活用して施工するかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		2-4 【施工箇所が点在する工事の場合】 点在型工事でのICT活用範囲を確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		3	施工計画書	実施予定の施工及び出来形管理方法等の確認				3-1 施工機械、施工範囲等について設計図書との整合の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		3-2 「建設ICT活用計画書」により協議した内容が反映されているかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工計画書に記載されている出来形管理方法を記載( )	4	施工管理	3次元出来形管理等の施工管理等の確認				4-1 「建設ICT活用計画書」で協議した内容及び施工計画書に記載されている出来形管理を実施しているかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		4-2 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を実施したかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した出来形管理方法を記載( )	5	設計変更	ICT活用範囲、出来形管理手法等の確認				5-1 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」に係る費用計上の対象かを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		5-2 「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用計上の対象かを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理方法を記載( )	5-3 点在型工事での工区毎のICT活用結果の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	点在型工事の場合	ICT活用工事にかかる費用計上を確認				5-4 <ICT建設機械費> ICT建設機械を費用計上する場合、ICT活用工事積算要領に則り、ICT建設機械加算額、システム初期費用を計上しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		5-5 <見積徴収> 3次元起工測量、3次元設計データ作成、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上する場合、見積を発注者から徴収するとともに、見積の妥当性の確認を行ったか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		5-6 <出来形管理費等を計上する> 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【面的】に取得する機器である場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる見積と、ICT活用工事積算要領に記載されている補正係数を比較して安価な方に計上しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理方法を記載( )	5-7 <出来形管理費等を計上しない> 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【点的】に取得する機器、あるいは【施工履歴データ】による場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上していないことを確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工履歴データによる出来形管理は6-4	5-8 <重複計上の防止> 6-3にて見積による計上とした場合、設計書でICT補正を計上していないことを確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	補正係数の見積 該当する積算方法を記載( )	5-9 <重複計上の防止(施工箇所が点在型工事の場合)> 3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象となる工区のみ費用計上しているか確認(3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象外工区については、費用計上しない)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		チェックリストはすべての工種において改定
No.	チェック時期	確認内容				監督職員			備考																																																																																																																																																																																																																																																																					
			確認済	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																										
特記仕様書への条件明示確認																																																																																																																																																																																																																																																																														
1	発注図書作成	1-1 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)に該当する工事であるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																										
		1-2 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)の対象工事であることを明示しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																										
		積算の内容確認																																																																																																																																																																																																																																																																												
		1-3 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用について、計上していないか(当初は計上しない)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																										
1-4 「ICT建設機械による施工」に係る費用について、当初から計上しているか(直接工事費、保守点検費用、システム初期費用を計上していることを確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	発注者指定型の場合																																																																																																																																																																																																																																																																											
2	ICT活用に関する発注者協議	2-1 【発注者希望型工事の場合】 発注者がICT活用工事を希望するかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ICT活用工事の有無を記載(□有り □無し)																																																																																																																																																																																																																																																																									
		ICT活用の工程、施工範囲、出来形管理方法の確認																																																																																																																																																																																																																																																																												
		2-2 「建設ICT活用計画書」により、本工事で使用する機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)について協議を実施したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設ICT活用計画書で協議した出来形管理方法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																									
		2-3 本工事がICT実施要領に記載されている機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)を活用して施工するかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																										
2-4 【施工箇所が点在する工事の場合】 点在型工事でのICT活用範囲を確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																												
3	施工計画書	実施予定の施工及び出来形管理方法等の確認																																																																																																																																																																																																																																																																												
		3-1 施工機械、施工範囲等について設計図書との整合の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																										
3-2 「建設ICT活用計画書」により協議した内容が反映されているかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工計画書に記載されている出来形管理方法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																											
4	施工管理	3次元出来形管理等の施工管理等の確認																																																																																																																																																																																																																																																																												
		4-1 「建設ICT活用計画書」で協議した内容及び施工計画書に記載されている出来形管理を実施しているかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																										
4-2 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を実施したかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した出来形管理方法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																											
5	設計変更	ICT活用範囲、出来形管理手法等の確認																																																																																																																																																																																																																																																																												
		5-1 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」に係る費用計上の対象かを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																										
		5-2 「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用計上の対象かを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理方法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																									
		5-3 点在型工事での工区毎のICT活用結果の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	点在型工事の場合																																																																																																																																																																																																																																																																									
		ICT活用工事にかかる費用計上を確認																																																																																																																																																																																																																																																																												
		5-4 <ICT建設機械費> ICT建設機械を費用計上する場合、ICT活用工事積算要領に則り、ICT建設機械加算額、保守点検費、システム初期費用を計上しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																										
		5-5 <見積徴収> 3次元起工測量、3次元設計データ作成、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上する場合、見積を発注者から徴収するとともに、見積の妥当性の確認を行ったか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																										
		5-6 <出来形管理費等を計上する> 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【面的】に取得する機器である場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる見積と、ICT活用工事積算要領に記載されている補正係数を比較して安価な方に計上しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理方法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																									
		5-7 <出来形管理費等を計上しない> 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【点的】に取得する機器、あるいは【施工履歴データ】による場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上していないことを確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工履歴データによる出来形管理は6-4																																																																																																																																																																																																																																																																									
		5-8 <重複計上の防止> 6-3にて見積による計上とした場合、設計書でICT補正を計上していないことを確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	補正係数の見積 該当する積算方法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																									
		5-9 <重複計上の防止(施工箇所が点在型工事の場合)> 3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象となる工区のみ費用計上しているか確認(3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象外工区については、費用計上しない)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																										
No.	チェック時期	確認内容	監督職員		備考																																																																																																																																																																																																																																																																									
			確認済	対象外																																																																																																																																																																																																																																																																										
特記仕様書への条件明示確認																																																																																																																																																																																																																																																																														
1	発注図書作成	1-1 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)に該当する工事であるか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																										
		1-2 ICT活用工事(発注者指定型、発注者指定簡易型)の対象工事であることを明示しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																										
		積算の内容確認																																																																																																																																																																																																																																																																												
		1-3 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用について、計上していないか(当初は計上しない)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																										
1-4 「ICT建設機械による施工」に係る費用について、当初から計上しているか(直接工事費、システム初期費用を計上していることを確認)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	発注者指定型の場合																																																																																																																																																																																																																																																																											
2	ICT活用に関する発注者協議	2-1 【発注者希望型工事の場合】 発注者がICT活用工事を希望するかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ICT活用工事の有無を記載(□有り □無し)																																																																																																																																																																																																																																																																									
		ICT活用の工程、施工範囲、出来形管理方法の確認																																																																																																																																																																																																																																																																												
		2-2 「建設ICT活用計画書」により、本工事で使用する機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)について協議を実施したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建設ICT活用計画書で協議した出来形管理方法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																									
		2-3 本工事がICT実施要領に記載されている機種(ICT建設機械による施工)、3次元計測技術(起工測量、3次元出来形管理等の施工管理)を活用して施工するかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																										
2-4 【施工箇所が点在する工事の場合】 点在型工事でのICT活用範囲を確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																												
3	施工計画書	実施予定の施工及び出来形管理方法等の確認																																																																																																																																																																																																																																																																												
		3-1 施工機械、施工範囲等について設計図書との整合の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																										
3-2 「建設ICT活用計画書」により協議した内容が反映されているかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工計画書に記載されている出来形管理方法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																											
4	施工管理	3次元出来形管理等の施工管理等の確認																																																																																																																																																																																																																																																																												
		4-1 「建設ICT活用計画書」で協議した内容及び施工計画書に記載されている出来形管理を実施しているかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																										
4-2 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理を実施したかを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した出来形管理方法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																											
5	設計変更	ICT活用範囲、出来形管理手法等の確認																																																																																																																																																																																																																																																																												
		5-1 「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」に係る費用計上の対象かを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																										
		5-2 「3次元出来形管理等の施工管理」に係る費用計上の対象かを確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理方法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																									
		5-3 点在型工事での工区毎のICT活用結果の確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	点在型工事の場合																																																																																																																																																																																																																																																																									
		ICT活用工事にかかる費用計上を確認																																																																																																																																																																																																																																																																												
		5-4 <ICT建設機械費> ICT建設機械を費用計上する場合、ICT活用工事積算要領に則り、ICT建設機械加算額、システム初期費用を計上しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																										
		5-5 <見積徴収> 3次元起工測量、3次元設計データ作成、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上する場合、見積を発注者から徴収するとともに、見積の妥当性の確認を行ったか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																										
		5-6 <出来形管理費等を計上する> 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【面的】に取得する機器である場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる見積と、ICT活用工事積算要領に記載されている補正係数を比較して安価な方に計上しているか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実際に実施した(実施予定の)出来形管理方法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																									
		5-7 <出来形管理費等を計上しない> 出来形管理に使用する機器が3次元座標値を【点的】に取得する機器、あるいは【施工履歴データ】による場合、3次元出来形管理、3次元データ納品にかかる費用を計上していないことを確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施工履歴データによる出来形管理は6-4																																																																																																																																																																																																																																																																									
		5-8 <重複計上の防止> 6-3にて見積による計上とした場合、設計書でICT補正を計上していないことを確認したか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	補正係数の見積 該当する積算方法を記載( )																																																																																																																																																																																																																																																																									
		5-9 <重複計上の防止(施工箇所が点在型工事の場合)> 3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象となる工区のみ費用計上しているか確認(3次元出来形管理等の施工管理に係る費用計上対象外工区については、費用計上しない)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																																																																																																																																																																																																																																																																										